

平成30年度 関東ブロック発注者協議会 幹事会 議 事 次 第

日時：平成30年7月17日（火）

14時00分 ～ 15時30分

場所：さいたま新都心合同庁舎2号館

5階 共用大会議室501

1. 開 会 2. 挨 拶 3. 議 事

(1) 「関東ブロック発注者協議会」設置要領の改定について 【資料1】

(2) 平準化について 【資料2】

- ・平準化について
- ・平準化の促進について
- ・各機関の取り組みについて
- ・目標設定について

(3) 全国統一指標について 【資料3】

- ・公表までのスケジュール
- ・平成29年度調査結果の報告

(4) 発注見通しの統合について 【資料4】

- ・H30.7月期までの拡大状況について
- ・H30年度の目標

(5) 自治体支援について 【資料5】

- ・自治体支援について

(6) 情報提供 【資料6】

- ・週休2日制モデル工事の概要
- ・地質・土質調査業務共通仕様書への記載について

4. 閉会

配 布 資 料 一 覧

- ・平成30年度関東ブロック発注者協議会幹事会 出席者名簿
- ・平成30年度関東ブロック発注者協議会幹事会 配席表

- ・「関東ブロック発注者協議会」設置要領（案） 資料1
- ・平準化について 資料2－1
- ・平準化の促進について 資料2－2、3
- ・各機関の平準化の取り組みについて 資料2－4
- ・目標設定について 資料2－5
- ・全国統一指標 スケジュール 資料3－1
- ・全国統一指標調査結果の公表イメージ 資料3－2
- ・発注見通しの統合 について 資料4
- ・自治体支援について 資料5
- ・情報提供
 - ・週休2日制モデル工事の概要 資料6－1
 - ・地質・土質調査業務共通仕様書への記載について 資料6－2

資料配付のみ

- ・設計変更ガイドライン活用ガイド・工事一時中止の手引き
- ・“地域インフラ” サポートプラン関東 2017 フォローアップレポート

平成30年度 関東ブロック発注者協議会 幹事会 出席者名簿

日時：平成30年7月17日(火) 14:00～15:30

場所：さいたま新都心合同庁舎2号館 5階 共用大会議室501

No.	カテゴリー	省庁・自治体名	部署	役職	委員名	代理出席	所属・役職
1	会長	国土交通省	関東地方整備局	企画部長	東川 直正		
2	副会長	農林水産省	関東農政局	農村振興部 設計課長	松本 勉		
3	副会長	茨城県	土木部	技監兼検査指導課長	横田 喜一郎		
4	国の機関	警察庁	関東管区警察局	総務監察部 会計課長	吉野 浩紀	相馬 隆夫	会計課管財営繕係第一係長
5			科学警察研究所	総務部 会計課長	本坊 光博	林 英輔	会計課 専門官
6			皇宮警察本部	会計課長	相馬 茂文	四戸 朗裕	会計課・係長(営繕担当)
7			東京都警察情報通信部	通信庶務課長	岡野 祐資	円城寺 弘明	通信庶務課 課長補佐
8		財務省	関東財務局	管財第一部 第一統括国有財産管理官	和泉 明親		
9			関東信越国税局	総務部 営繕監理官	長谷川 浩通		
10			東京国税局	総務部 営繕監理官	中山 幹浩	欠席	
11		農林水産省	関東森林管理局	森林整備部 森林整備課長	山之内 弘幸	欠席	
12		国土交通省	関東地方整備局	総務部 契約管理官	新井 賢司		
13			関東地方整備局	企画部 技術開発調整官	吉見 精太郎	佐藤 重孝	企画部 技術管理課 課長
14			関東地方整備局	営繕部 営繕品質管理官	黒田 充		
15			関東地方整備局	港湾空港部 技術審査官	西谷 和人		
16			関東運輸局	総務部 会計課長	左成 純	平井 靖範	会計課課長補佐
17			東京航空局	技術管理官	地福 哲郎	竹家 修	契約課 課長補佐
18			国土技術政策総合研究所	企画部 施設課長	一本 秀樹	渡部 修	企画部 施設課 専門官
19		環境省	関東地方環境事務所	自然環境整備課長	坂上 弘通		
20		防衛省	北関東防衛局	調達部 調達計画課長	石原 弘仁		
21			南関東防衛局	調達部 調達計画課長	高橋 一史	中山 幸司	調達部 調達計画課 課長補佐
22		最高裁判所	東京高等裁判所	事務局 会計課 課長補佐	小松 隆良		
23	都道府県	茨城県	農林水産部 農地局	農地整備課長	豊田 雄一郎	田中 咲枝	農地整備課 課長補佐
24		栃木県	県土整備部	参事兼技術管理課長	鈴木 伸一		
25			農政部	農村振興課長	清水 靖夫	矢野 勝彦	農政部農村振興課 課長補佐
26		群馬県	県土整備部	契約検査課長	須藤 義弘	新井 規之	契約検査課 次長(技)
27			農政部	農村整備課長	片山 茂	須田 至郎	建設企画課 次長(技)
28		埼玉県	県土整備部	建設管理課長	田中 勉	高野 工	県土整備部 建設管理課 主幹
29			農林部	農村整備課長	林 淳一	宮下 公成	農林部 農村整備課 主幹
30		千葉県	県土整備部	技術管理課長	北岡 聡		
31			農林水産部	耕地課長	杉森 浩	毛利 雅史	農林水産部耕地課 副課長
32		東京都	建設局 総務部	技術管理課長	中村 正明		
33			産業労働局 農林水産部	農業基盤整備担当課長	高橋 慎一	欠席	
34		神奈川県	県土整備局 都市部	技術管理課長	寶珠山 正和	五十嵐 敬	技術管理課・副課長
35			環境農政局 総務室	経理担当課長	榎木 良雄		
36		山梨県	県土整備部	技術管理課長	小林 伸二		
37			農政部	耕地課長	山田 英樹	欠席	
38		長野県	建設部	建設政策課 技術管理室長	藤本 済	吉川 英昭	建設部建設政策課技術管理室 副主任専門指導員

No.	カテゴリー	省庁・自治体名	部署	役職	委員名	代理出席	所属・役職
39	政令市	さいたま市	建設局	技術管理課長	藤巻 雄幸		
40		千葉市	建設局 土木部	技術管理課長	小林 正徳		
41		横浜市	財政局 公共施設・事業調整室	公共施設・事業調整課 担当課長	上野 慶		
42		川崎市	建設緑政局 総務部	技術監理課長	石川 久		
43		相模原市	都市建設局	技術監理課長	小山 英幸	兼杉 龍一郎	都市建設局技術監理課 担当課長
44	市長村代表	水戸市	財務部	契約検査課長	青山 和夫	鈴木 和男	契約検査課課長補佐
45		宇都宮市	建設部	技術監理課長	鈴木 智	窪田 靖	技術監理課 課長補佐
46		前橋市	総務部 契約監理課	審査契約室長	狩野 健		
47		川口市	下水道部	次長兼下水道推進課長	佐々木 良彦		
48		船橋市	建設局 都市計画部	技術管理課長	鈴木 文史朗		
49		新宿区	みどり土木部	道路課長	小野 浩一		
50		横須賀市	財政部	契約課長	藤原 仁		
51		甲府市	総務部	契約管財室 指導検査課長	中村 勝	欠席	
52		長野市	財政部	契約課長	原田 一人	降旗 千理	財政部契約課 主幹
53	特殊法人等	東日本高速道路株式会社	関東支社 技術部	技術管理課長	金子 謙一郎		
54		中日本高速道路株式会社	東京支社	環境・技術管理部 技術管理チームリーダー	田村 治		
55		首都高速道路株式会社		技術部 技術企画課長	小林 幸雄		
56		成田国際空港株式会社		調達部 調達企画グループ マネージャー	木村 恒一		
57		日本中央競馬会		施設部 施設総務課長	植田 嘉奈子	欠席	
58		国立研究開発法人 科学技術振興機構		契約部 契約調整課長	磯貝 哲明		
59		独立行政法人 国際協力機構		調達部 計画・制度課長	西村 貴志	小野寺 寛	調達部計画・制度課 主任調査役
60		独立行政法人 国立科学博物館		経営管理部 施設整備主幹	佐藤 典明		
61		独立行政法人 国立女性教育会館		総務課長	高橋 敏	欠席	
62		独立行政法人 国立美術館	国立西洋美術館	総務課 管理担当室長	矢板橋 進一		
63		独立行政法人 国立文化財機構	東京国立博物館	総務部 環境整備課長	城山 美香		
64		独立行政法人 国立文化財機構	東京文化財研究所	研究支援推進部 管理室長	安達 佳弘	欠席	
65		独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構		経理部 契約第一課長	佐藤 長彦		
66		独立行政法人 中小企業基盤整備機構		財務部 調達・管理課 参事	伊東 信行	欠席	
67		独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	東京支社	総務部 契約課長	山中 敦史	欠席	
68		独立行政法人 都市再生機構		設計担当課長	富田 昌志		
69		独立行政法人 日本学生支援機構		財務部経理課 施設整備推進室長	大河 史彦		
70		独立行政法人 日本芸術文化振興会		総務企画部 契約課長	小室 史郎	亀田 雄一	総務企画部契約課 課長補佐
71		国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構		契約部 契約第3課長	若生 雄彦	欠席	
72		独立行政法人 日本スポーツ振興センター		財務部 調達管財課長	吉田 明史		
73		独立行政法人 水資源機構		技術管理室 担当課長	足達 謙二		
74		独立行政法人 労働者健康安全機構		医療企画・資金援護部 建築課長	福島 敏彦		
75		国立研究開発法人 産業技術総合研究所		環境安全企画部 施設調達グループ長	吉田 英三		
76		独立行政法人 製品評価技術基盤機構		企画管理部 総務課長	高橋 保	欠席	
77		地方共同法人 日本下水道事業団		事業統括部 事業課長	中筋 康之	佐竹 裕也	事業統括部 事業課 課長代理
78	国土交通省		大臣官房技術調査課	課長補佐	鈴置 真央		
79			土地・建設産業局建設業課	課長補佐	伏原 洸		

「関東ブロック発注者協議会」設置要領

(名称)

第１条 本会は、関東ブロック発注者協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第２条 協議会は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号平成２６年６月４日一部改正）」、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（平成１７年８月２６日閣議決定 平成２６年９月３０日改正）」（以下「基本方針」という。）及び「発注関係事務の運用に関する指針（平成２７年１月３０日策定）」の趣旨を踏まえ、国、地方公共団体等及び特殊法人等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、もって関東ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

(事務)

第３条 協議会は、下記の事項について連絡調整を行う。

- 一 基本方針等に示された公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況
- 二 発注者間の支援
- 三 その他前条の目的を達成するために必要な事項

(協議会の構成)

第４条 協議会は、別紙１に掲げる委員をもって構成する。

- ２ 会長は、国土交通省関東地方整備局長をもってあてる。
- ３ 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- ４ 副会長は、農林水産省関東農政局農村振興部長及び都県を代表する委員をもってあてる。なお、都県を代表する副会長は、任期を２年とし、互選により選任する。
- ５ 副会長は、会長に事故がある時は、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第５条 協議会の会議は、会長が招集する。

- ２ 協議会の会議は、会長が議長を務める。
- ３ 委員は、自ら指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- ４ 会長は、必要がある時は、別紙１に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。
- ５ 協議会の会議は、公開とする。なお、会長の判断により必要に応じて非公開とすることができる。

(幹事会の構成)

第６条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。

- ２ 幹事会は、別紙２に掲げる幹事をもって構成する。
- ３ 幹事長は、国土交通省関東地方整備局企画部長をもってあてる。
- ４ 副幹事長は、農林水産省関東農政局農村振興部設計課長及び都県を代表する副会長に

選任された都県の幹事をもってあてる。

5 副幹事長は、幹事長に事故がある時は、その職務を代理する。

(幹事会の会議)

第7条 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

2 幹事会の会議は、幹事長が議長を務める。

3 幹事は、自ら指名した者を代理として会議に出席させることができる。

4 幹事長は、必要がある時は、別紙2に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

5 幹事会の効率的な運営を図るため、必要に応じて分科会を設置することができる。

6 分科会の会議は、幹事長が招集する。

7 幹事会及び分科会の会議は、公開とする。なお、幹事長の判断により必要に応じて非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、関東地方整備局が関係機関の協力を得て処理する。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則 この要領は、平成20年11月6日から施行する。

附 則 この要領は、平成22年10月20日から施行する。

附 則 この要領は、平成23年10月28日から施行する。

附 則 この要領は、平成24年11月15日から施行する。

附 則 この要領は、平成25年11月15日から施行する。

附 則 この要領は、平成27年1月27日から施行する。

附 則 この要領は、平成27年8月3日から施行する。

附 則 この要領は、平成28年3月24日から施行する。

附 則 この要領は、平成29年3月27日から施行する。

附 則 この要領は、平成30年2月27日から施行する。

附 則 この要領は、平成30年7月17日から施行する。

第 4 条関係（委員）

	所 属	部 署	役 職
会 長	国土交通省	関東地方整備局	関東地方整備局長
副会長	農林水産省	関東農政局	農村振興部長
副会長	茨城県	土木部	土木部長
委 員	警察庁	関東管区警察局	総務監察部長
	警察庁	科学警察研究所	総務部長
	警察庁	皇宮警察本部	副本部長
	警察庁	東京都警察情報通信部	情報通信部長
	財務省	関東財務局	管財第一部長
	財務省	関東信越国税局	総務部次長
	財務省	東京国税局	総務部次長
	農林水産省	関東森林管理局	計画保全部長
	国土交通省	関東地方整備局	企画部長
	国土交通省	関東地方整備局	営繕部長
	国土交通省	関東地方整備局	港湾空港部長
	国土交通省	関東運輸局	総務部長
	国土交通省	東京航空局	空港部長
	国土交通省	国土技術政策総合研究所	企画部長
	環境省	関東地方環境事務所	統括自然保護企画官
	防衛省	北関東防衛局	調達部長
	防衛省	南関東防衛局	調達部長
	最高裁判所	東京高等裁判所	事務局会計課長
	栃木県	県土整備部	県土整備部長
	群馬県	県土整備部	県土整備部長
	埼玉県	県土整備部	県土整備部長
	千葉県	県土整備部	県土整備部長
	東京都	建設局総務部	企画担当部長
	神奈川県	県土整備局	技監(兼)都市部長
	山梨県	県土整備部	県土整備部長
	長野県	建設部	建設部長
	さいたま市	建設局	建設局長
	千葉市	建設局	建設局次長
	横浜市	財政局	公共施設・事業調整室長
	川崎市	建設緑政局	建設緑政局長
	相模原市	都市建設局	都市建設局長
	茨城県水戸市	財務部	財務部長
	栃木県宇都宮市	建設部	建設部長
	群馬県前橋市	総務部	総務部長
	埼玉県川口市	都市計画部	技監兼都市計画部長
	千葉県船橋市	建設局都市計画部	都市計画部長
	東京都新宿区	みどり土木部	みどり土木部長
	神奈川県横須賀市	財政部	財政部長
	山梨県甲府市	総務部	総務部長
	長野県長野市	建設部	建設部長

別紙1

	所 属	部 署	役 職
委 員	東日本高速道路(株)	関東支社	技術部長
	中日本高速道路(株)	東京支社	環境・技術管理部長
	首都高速道路(株)		技術部長
	成田国際空港(株)		調達部長
	日本中央競馬会		施設部長
	(国立研究開発法人) 科学技術振興機構		契約部長
	(独) 国際協力機構		調達部長
	(独) 国立科学博物館		経営管理部長
	(独) 国立女性教育会館		事務局長
	(独) 国立美術館	国立西洋美術館	総務課長
	(独) 国立文化財機構	東京国立博物館	総務部長
	(独) 国立文化財機構	東京文化財研究所	研究支援推進部長
	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構		経理部長
	(独) 中小企業基盤整備機構		財務部長
	(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	東京支社	総務部長
	(独) 都市再生機構		技術・コスト管理部長
	(独) 日本学生支援機構		財務部長
	(独) 日本芸術文化振興会	総務企画部	経理担当副部長
	(国立研究開発法人) 日本原子力研究開発機構		契約部次長
	(独) 日本スポーツ振興センター		財務部長
	(独) 水資源機構		技術管理室長
	(独) 労働者健康安全機構	医療企画・賃金援護部	建築課長
	(国立研究開発法人) 産業技術総合研究所		環境安全企画部長
	(独) 製品評価技術基盤機構		企画部管理部長
	地方共同法人 日本下水道事業団		事業統括部長

第６条関係（幹事）

	所 属	部 署	役 職
幹事長	国土交通省	関東地方整備局	企画部長
副幹事長	農林水産省	関東農政局	農村振興部 設計課長
副幹事長	茨城県	土木部	技監兼検査指導課長
幹 事	警察庁	関東管区警察局	総務監察部 会計課長
	警察庁	科学警察研究所	総務部 会計課長
	警察庁	皇宮警察本部	会計課長
	警察庁	東京都警察情報通信部	通信庶務課長
	財務省	関東財務局	管財第一部 第一統括国有財産管理官
	財務省	関東信越国税局	総務部 営繕監理官
	財務省	東京国税局	総務部 営繕監理官
	農林水産省	関東森林管理局	森林整備部 森林整備課長
	国土交通省	関東地方整備局	総務部 契約管理官
	国土交通省	関東地方整備局	企画部 技術開発調整官
	国土交通省	関東地方整備局	営繕部 営繕品質管理官
	国土交通省	関東地方整備局	港湾空港部 技術審査官
	国土交通省	関東運輸局	総務部 会計課長
	国土交通省	東京航空局	技術管理官
	国土交通省	国土技術政策総合研究所	企画部 施設課長
	環境省	関東地方環境事務所	自然環境整備課長
	防衛省	北関東防衛局	調達部 調達計画課長
	防衛省	南関東防衛局	調達部 調達計画課長
	最高裁判所	東京高等裁判所	事務局会計課課長補佐
	茨城県	農林水産部農地局	農地整備課長
	栃木県	県土整備部 農政部	参事兼技術管理課長 農村振興課長
	群馬県	県土整備部 農政部	契約検査課長 農村整備課長
	埼玉県	県土整備部 農林部	建設管理課長 農村整備課長
	千葉県	県土整備部 農林水産部	技術管理課長 耕地課長
	東京都	建設局総務部 産業労働局農林水産部	技術管理課長 農業基盤整備担当課長
	神奈川県	県土整備局都市部 環境農政局総務室	技術管理課長 経理担当課長
	山梨県	県土整備部 農政部	技術管理課長 耕地課長
	長野県	建設部	建設政策課 技術管理室長
	さいたま市	建設局	技術管理課長
	千葉市	建設局土木部	技術管理課長
	横浜市	財政局 公共施設・事業調整室	公共施設・事業調整課 担当課長
	川崎市	建設緑政局総務部	技術監理課長
	相模原市	都市建設局	技術監理課長
	茨城県水戸市	財務部	契約検査課長
	栃木県宇都宮市	建設部	技術監理課長
	群馬県前橋市	総務部 契約監理課	審査契約室長
	埼玉県川口市	下水道部	次長兼下水道推進課長

別紙２

	所 属	部 署	役 職
幹 事	千葉県船橋市	建設局都市計画部	技術管理課長
	東京都新宿区	みどり土木部	道路課長
	神奈川県横須賀市	財政部	契約課長
	山梨県甲府市	総務部	契約管財室 指導検査課長
	長野県長野市	財政部	契約課長
	東日本高速道路(株)	関東支社 技術部	技術管理課長
	中日本高速道路(株)	東京支社	環境・技術管理部 技術管理チームリーダー
	首都高速道路(株)		技術部技術企画課長
	成田国際空港(株)		調達部調達企画グループ マネージャー
	日本中央競馬会		施設部施設総務課長
	(国立研究開発法人)科学技術振興機構		契約部 契約調整課長
	(独)国際協力機構		調達部計画・制度課長
	(独)国立科学博物館		経営管理部 施設整備主幹
	(独)国立女性教育会館		総務課長
	(独)国立美術館	国立西洋美術館	総務課 管理担当室長
	(独)国立文化財機構	東京国立博物館	総務部 環境整備課長
	(独)国立文化財機構	東京文化財研究所	研究支援推進部 管理室長
	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構		経理部契約第一課長
	(独)中小企業基盤整備機構		財務部 調達・管理課 参事
	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	東京支社	総務部契約課長
	(独)都市再生機構		都市再生設計担当課長
	(独)日本学生支援機構		施設整備推進室長
	(独)日本芸術文化振興会		総務企画部契約課長
	(国立研究開発法人)日本原子力研究開発機構		契約部 契約第３課長
	(独)日本スポーツ振興センター		財務部 調達管財課長
	(独)水資源機構		技術管理室 担当課長
	(独)労働者健康安全機構	医療企画・貸金援護部	建築課長
	(国立研究開発法人)産業技術総合研究所		環境安全企画部 施設調達グループ長
	(独)製品評価技術基盤機構		企画管理部 総務課長
	地方共同法人 日本下水道事業団		事業統括部 事業課長

資料2－1

平準化について

平成30年7月17日
関東ブロック発注者協議会
幹事会

平準化については、「発注関係事務の運用に関する指針」において、実施に努める事項に位置づけられ、受注者や建設業協会からの要望も多数ある状況。

発注関係事務の運用に関する指針(H27.1.30) より

(発注や施工時期等の平準化) 抜粋

債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化に努める。

関東地方整備局では、建設業界の担い手の確保・育成、生産性の向上を目指す取り組みとして策定している“地域インフラ”サポートプランの取組のひとつとして、**早期発注、国庫債務負担行為制度、翌債（繰越）制度**を適切に活用し、計画的な発注に努め、工事の性格、地域の実情、自然条件、建設労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ**適切な工期設定、余裕工期制度の活用**により施工時期の平準化に取り組んでいる。

実施状況

- 平成30年度までに平準化率 0.9 以上の達成を目標として、平準化早期発注や国債工事の活用等を図り、計画的な発注を推進
- 平成29年度 平準化率：金額ベースで 0.91を達成

平成29年度 関東地整の平準化率

金額ベース : 0.91

件数ベース : 0.87

金額ベースで、目標を達成。

※値は平成30年1月時点の平準化率(1月まで実績値、2月以降予定値)

$$\text{平準化率} = \frac{\text{(4～6月期の平均稼働件数(金額))}}{\text{(年度の平均稼働件数(金額))}}$$

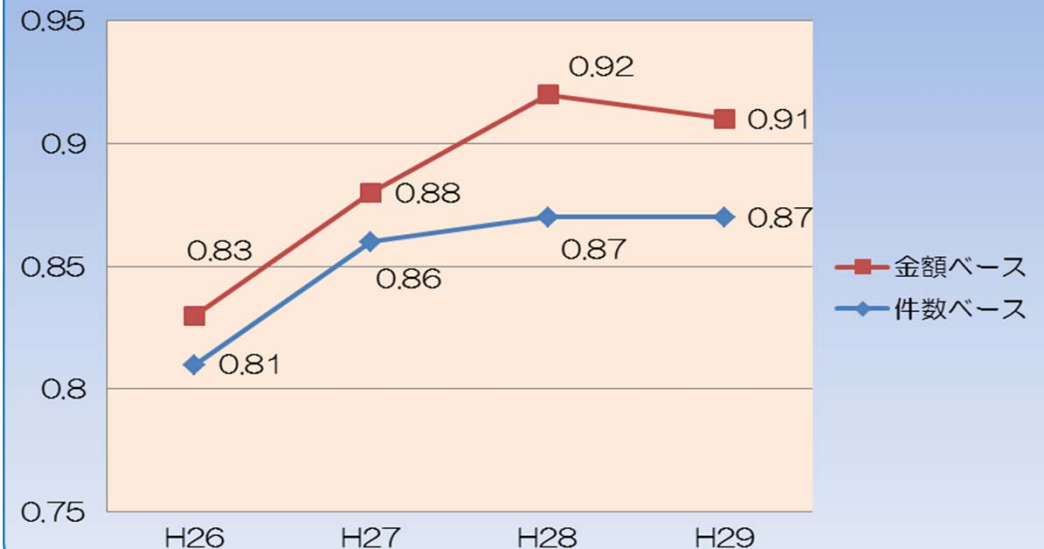
対象: 契約金額500万円以上の工事

稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの

稼働金額: 最終契約金額(工期中のものは当初契約金額)を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

※4～6月期が閑散期(最も数値が低い3ヶ月間)とならない場合は、連続する3ヶ月間で最も低い平均値となる期間の値を分子とすることができる。

平準化率の推移



これまでの平準化の取組 に対する受注者・建設業協会等からのコメント

- 年間を通じた発注工事の平準化は、業界として長年の懸案事項である、今後も計画的な発注をお願いしたい。
- 国債工事等で計画的な発注が増えていると実感している。
- 引き続き、平準化の取組をお願いしたい。
- 繁忙期に工事が集中し、ガードマン、ダンプが不足することから、より一層の平準化に努めてほしい。
- 発注時期の平準化は、大変ありがたく思っていますが、工期の設定が年度末に集中することが多いので、年度を跨ぐ工期設定を検討していただきたい。
- 平準化されている実感が無い(3月末完成時期の工事が未だ多い)。
- 平準化の取組は、国の限られた工事だけで取り組んでも効果は上がらない。



平準化の取組は、一部の機関の取組だけでは業界全体の平準化とならないため、関東ブロック発注者協議会においても、取り組んで行くことが必要と考える。

平成30年4月12日 第4回経済財政諮問会議

【経済財政諮問会議】

経済財政政策に関する重要事項について、有識者等の優れた識見や知識を活用しつつ、内閣総理大臣のリーダーシップを十全に発揮することを目的として、内閣府に設置された合議制機関。

民間議員からの提言（抜粋）

（民間議員：伊藤 元重, 榊原 定征, 高橋 進, 新浪 剛史）

質の高い社会資本整備に向けて

2. 今後の歳出改革における重点課題

（2）国・地方の公共投資における徹底した効率化

公共事業の執行時期が平準化すれば、人材確保が進み、稼働率が改善するが、実際には地方自治体を中心に平準化は進んでいない（時期によって2倍程度のフレ）。債務負担行為の活用、発注見通しの統合、執行率目標の設定とPDCAの実行等先進事例に学び、こうした取組によるコストの実態を国及び地方の積算単価に段階的に反映すべき。

平準化に関する総理発言（抜粋）

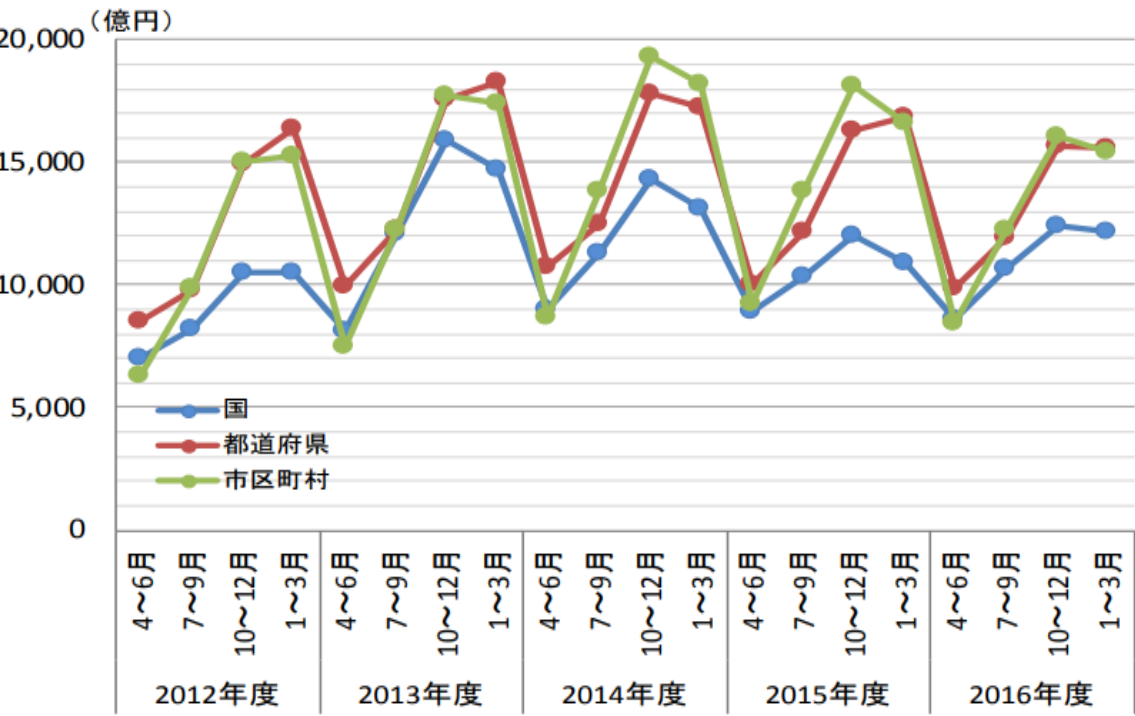
第二に、今後の社会資本整備に当たっては、長寿命化等への取組とともに、徹底した効率化と重点化が必要です。民間議員からは、各府省の予算執行が年度末に集中するとの指摘がありました。石井大臣を始めとする関係大臣においては、執行の平準化に向けての取組を強化していただくようお願いいたします。



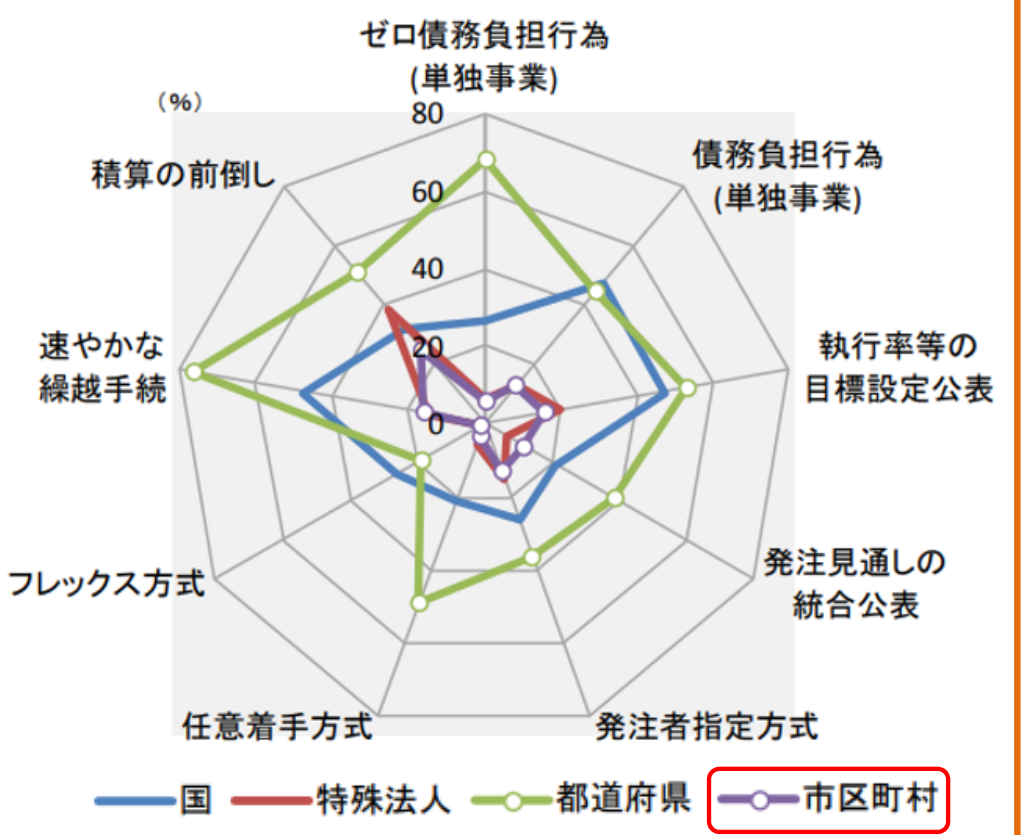
出典：首相官邸HP

民間議員からの資料（抜粋）

図表5. 公共事業出来高の推移
～県・市レベルでは、時期によって2倍の開き～

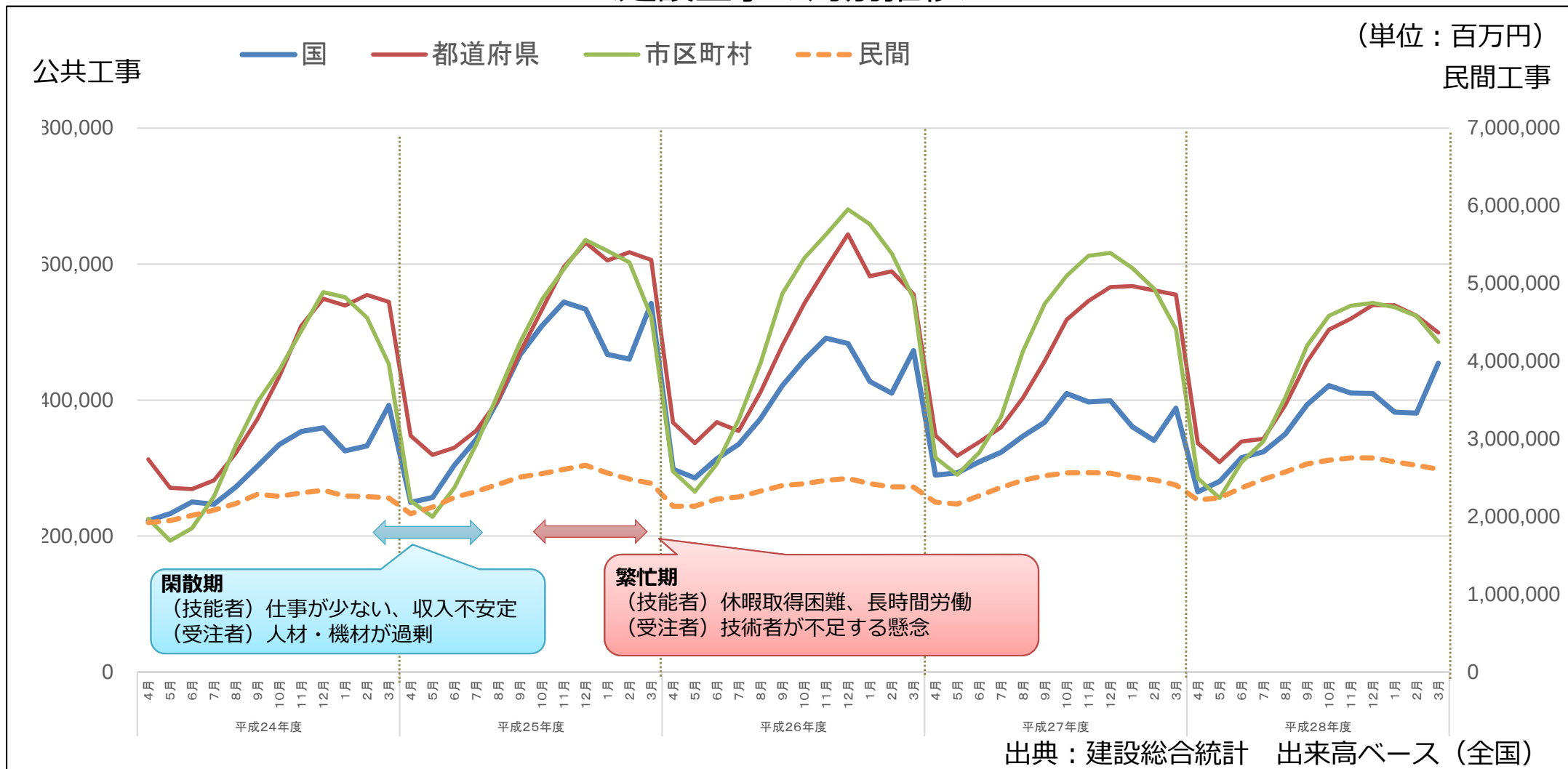


図表6. 公共事業平準化の方策の実行状況
～市町村等では平準化浸透に遅れ～



（備考）図表5：国土交通省「建設総合統計 年度報（公共表）」各年度版より作成
図表6：国土交通省「平成29年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査結果」より作成

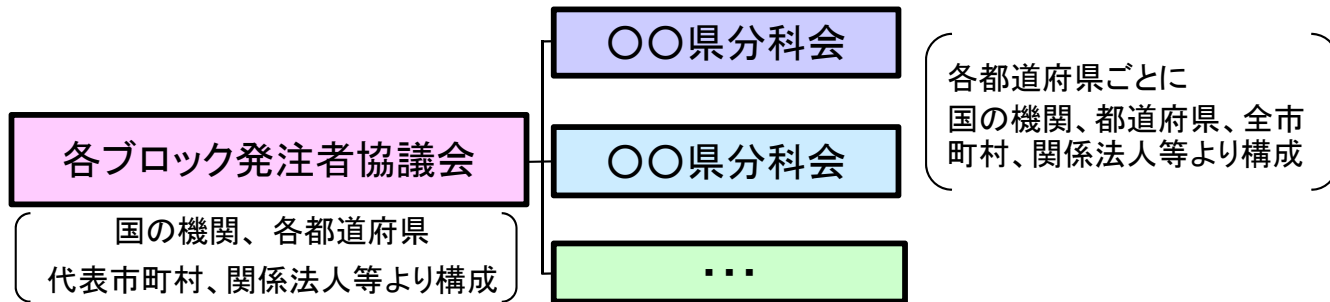
＜建設工事の月別推移＞



- 工事の品質確保等に関する各種取組等について、発注者間の連携を図るため、全ての地方公共団体等が参画する地域発注者協議会において情報共有を実施。
- 品確法運用指針のうち、重点3項目について各発注者が自らの取組み状況を把握するため、全国統一指標を設定。また、目標値を設定するなど、地方公共団体等に対し、改善に向けた働きかけを実施。

■ 地域発注者協議会

- 地方整備局、都道府県、代表市町村等から構成するブロック協議会と全市町村が参画する都道府県毎の部会を設置



■ 全国統一指標

重点項目①適正な予定価格の設定

指標: 最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積もり等の活用)
指標: 単価の更新頻度

重点項目②適切な設計変更

指標: 改正品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況
指標: 設計変更の実施工事率

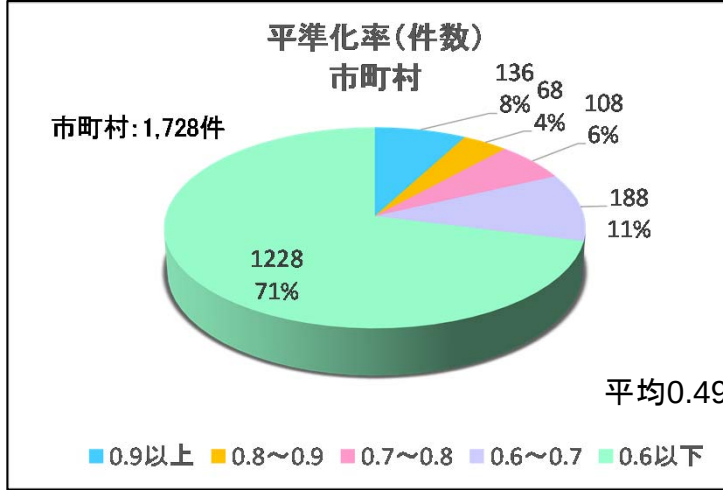
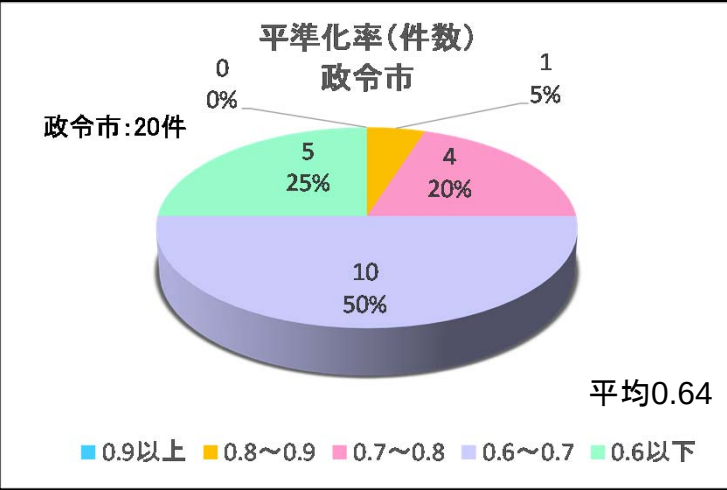
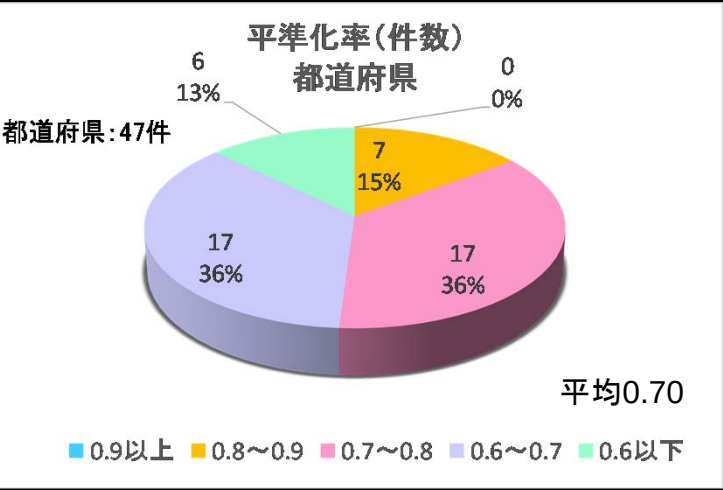
重点項目③施工時期等の平準化

指標: 年度の平均と4～6月期の平均の稼働状況(件数・金額)の比率(※いわゆる平準化率)

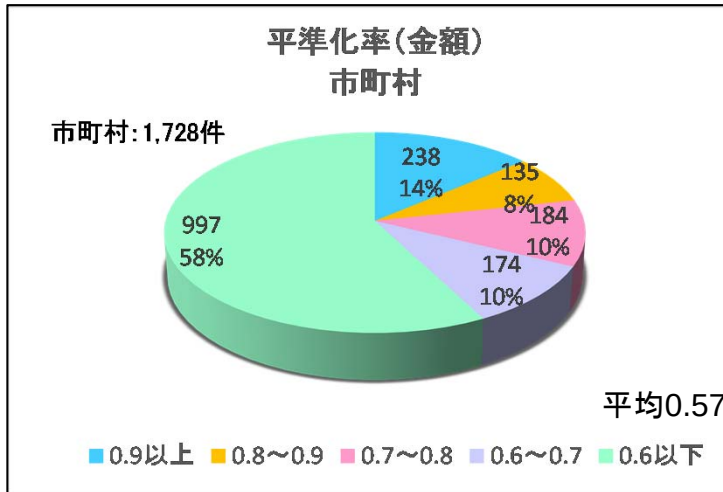
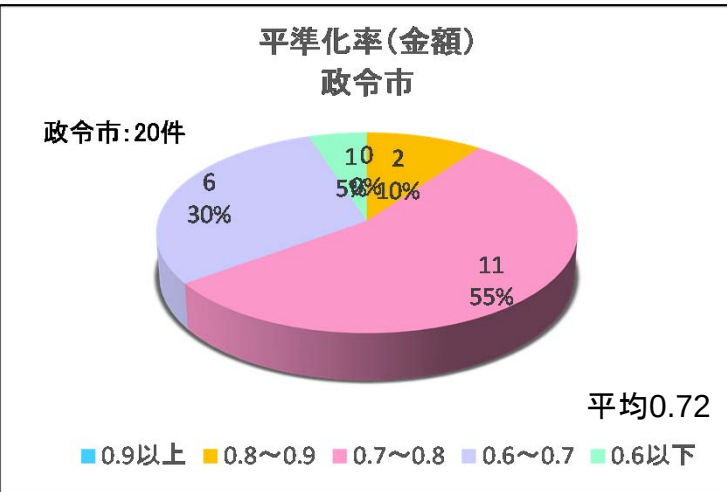
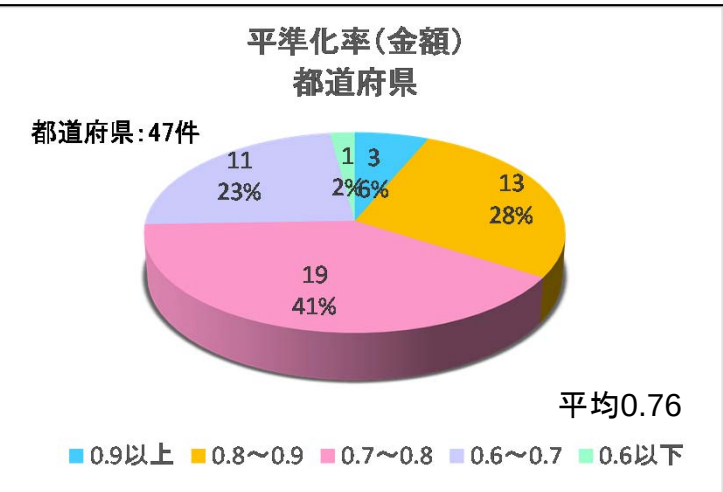
全国統一の指標

○平準化率0.8以上の団体は、規模が小さくなるほど減少しており、市町村においては、件数ベースでは約1割程度（※H28年度平準化率 国土交通省：0.8）

平準化率(件数)



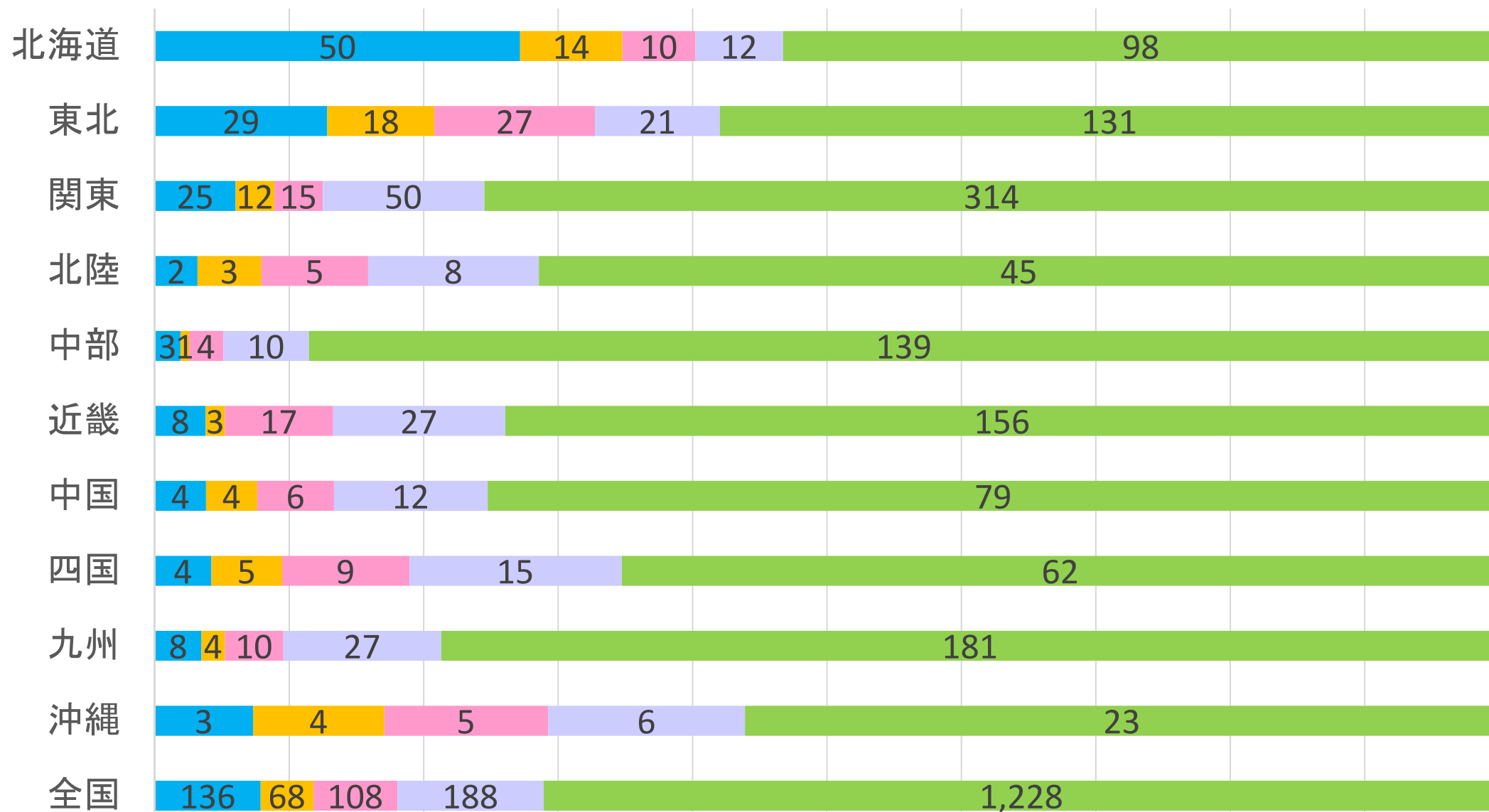
平準化率(金額)



市町村における平準化率(件数)※ブロック別

平準化率: 年度の平均と4~6月期の平均の稼働状況(件数)の比率

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

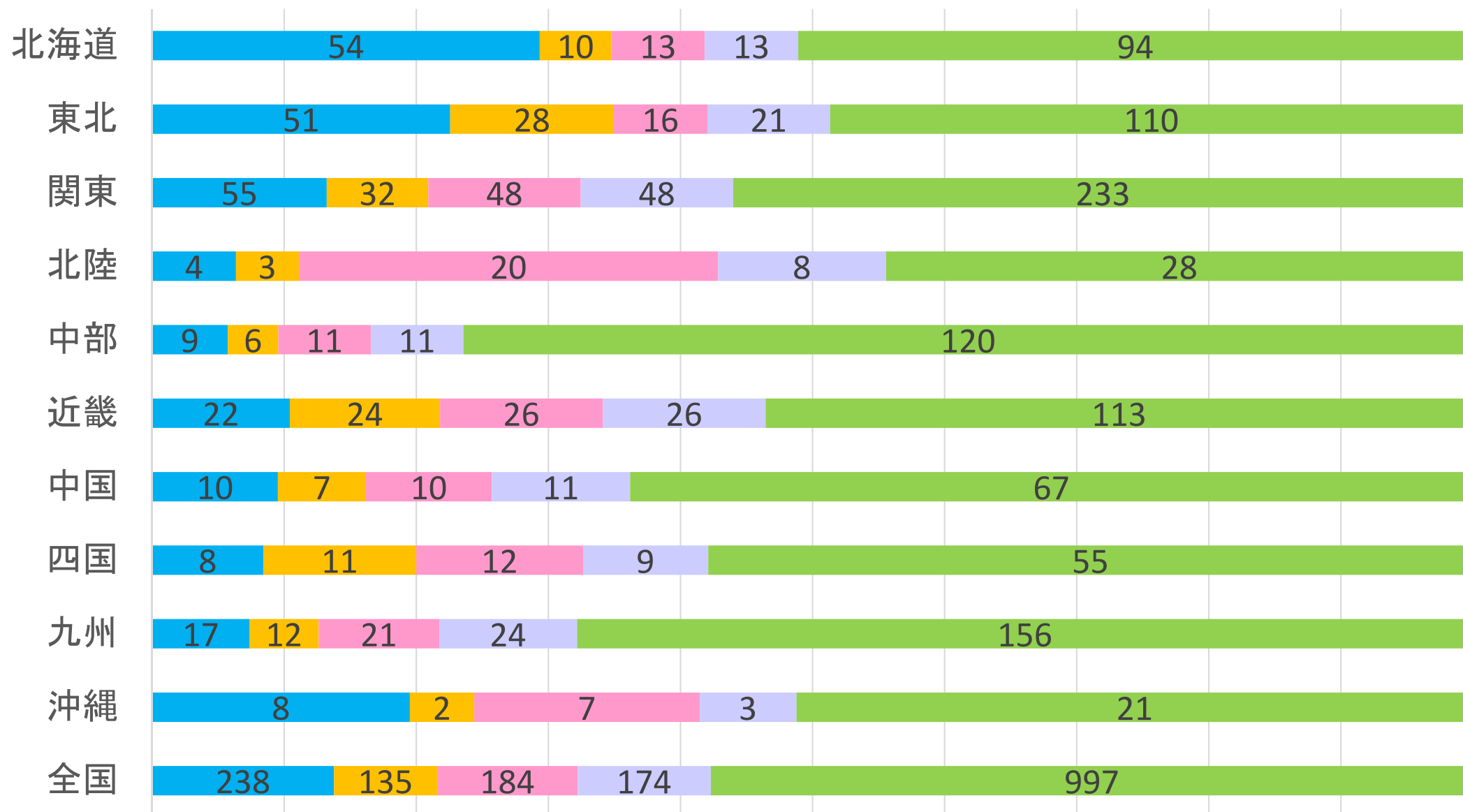


a b c d e

市町村における平準化率(金額)※ブロック別

平準化率: 年度の平均と4～6月期の平均の稼働状況(金額)の比率

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



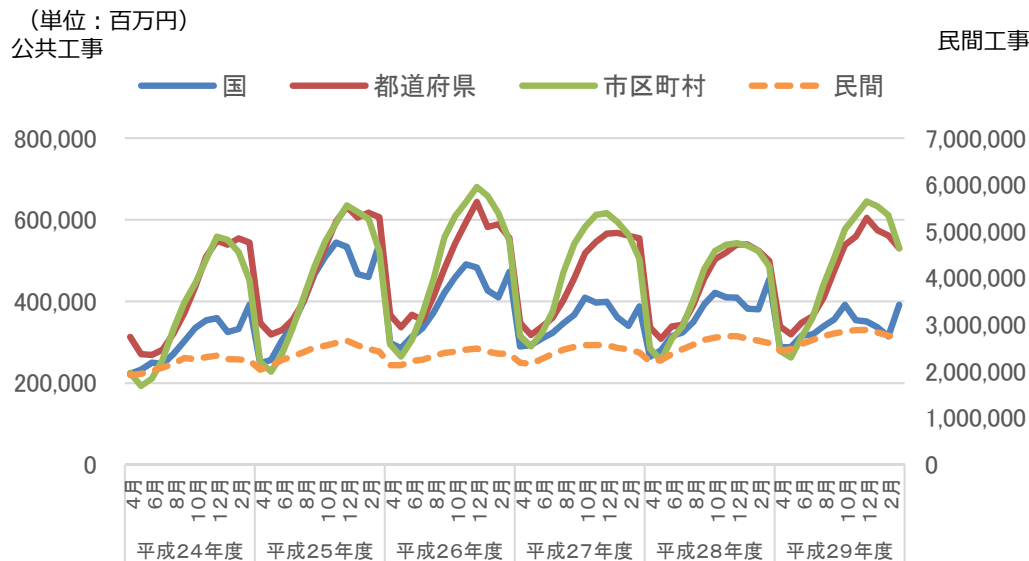
■ a ■ b ■ c ■ d ■ e

地方公共団体における平準化の取組

取組状況（地方公共団体における平準化に向けた取組の促進）

- H28.1 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H28.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することも可能であること等について通知
- H28.4 都道府県が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集をとりまとめ
- H28.10 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H29.2 総務省と連名で、地方公共団体の契約担当課だけでなく、新たに財政担当課に対しても平準化について要請
- H29.3 都道府県及び市区町村が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集第2版をとりまとめ
- H30.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H30.5 市区町村が取り組む先進的な事例を拡充し、平準化の取組事例集第3版をとりまとめ

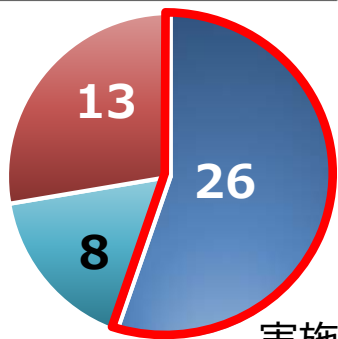
【国・地方公共団体・民間における平準化の状況】



出典：建設総合統計 出来高ベース（全国）

債務負担行為の活用状況（交付金事業/H28.2、H30.2比較）

H28.2債務負担行為

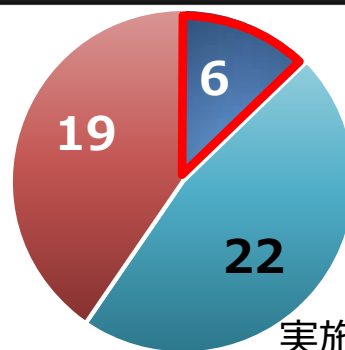


実施団体：18団体増

H30.2債務負担行為

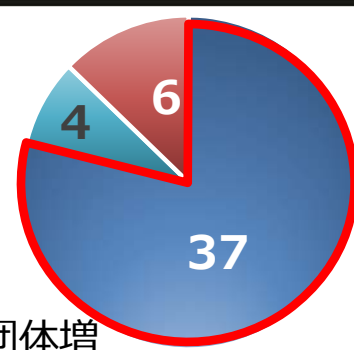


H28.2ゼロ債務負担行為



実施団体：31団体増

H30.2ゼロ債務負担行為



■本年度実施し、翌年度も実施予定 ■本年度は実施していないが、翌年度から実施予定または実施する方向で検討 ■実施していない

- 平成28年4月に公表した都道府県の平準化の先進的な取組の事例集については、更なる充実化を図るため、新たに市区町村の取組事例を加え、平成30年5月に改訂。

■ 地方公共団体における平準化の取組事例について～平準化の先進事例「さしすせそ」～

① (さ) 債務負担行為の活用

年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用

また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担も適切に活用

② (し) 柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）

工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着方式等を積極的に活用

③ (す) 速やかな繰越手続

工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始

④ (せ) 積算の前倒し

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始

⑤ (そ) 早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）

年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期（特に4～6月）における工事の執行率（契約率）の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施

市町村における平準化の取組状況※ブロック別

各ブロックにおける「さしすせそ」に取り組んでいる団体の割合

債務負担行為の活用

0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0%

柔軟な工期の設定

0.0% 10.0% 20.0% 30.0%

速やかな繰越手続

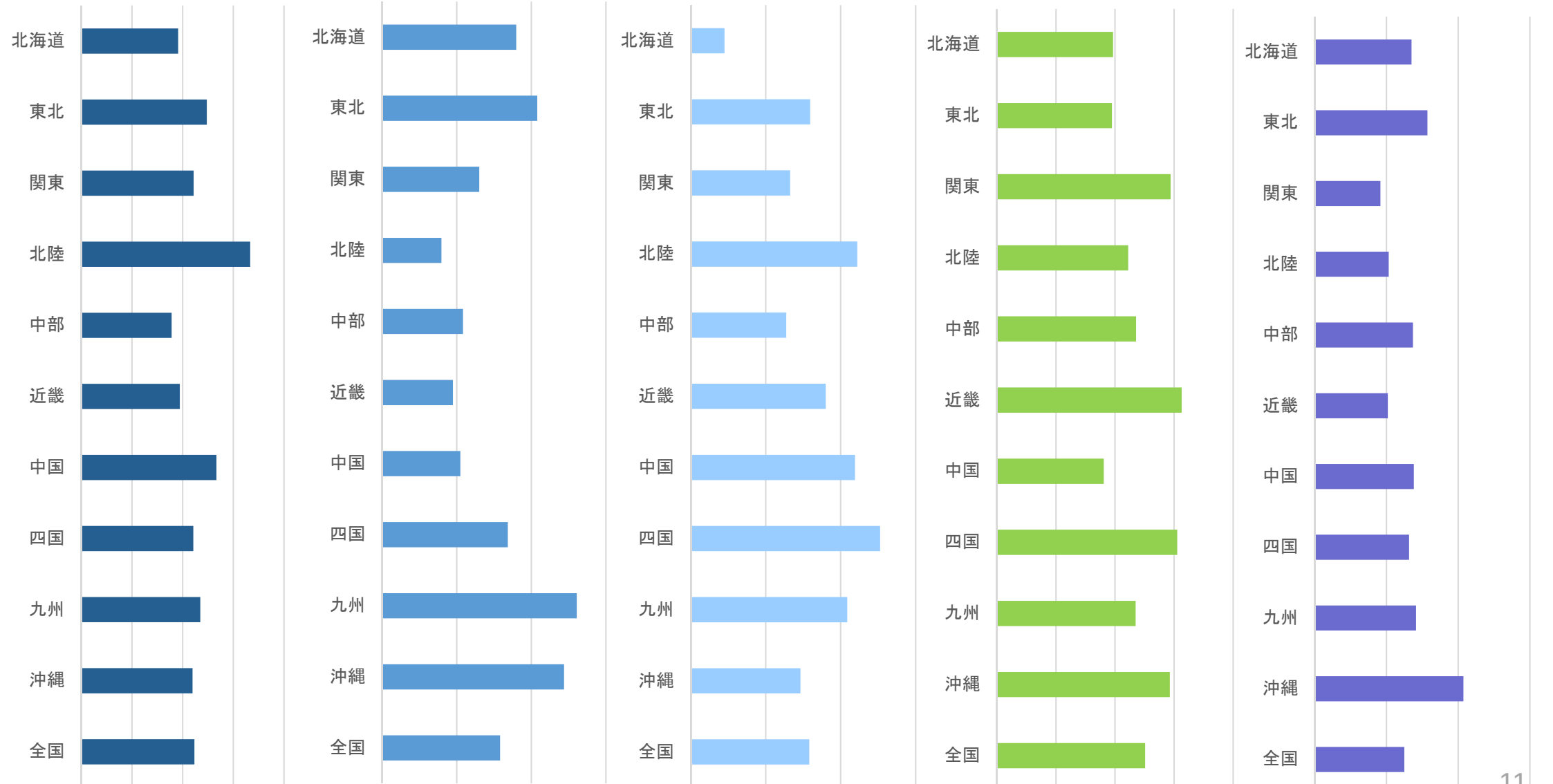
0.0% 10.0% 20.0% 30.0%

積算の前倒し

0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0%

早期執行のための 目標設定

0.0% 20.0% 40.0% 60.0%



地方公共団体における平準化の取組事例について ～平準化の先進事例「さしすせそ」～【第3版】

平成30年5月

土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室

1. 本事例集の趣旨・目的
2. 平準化の促進に向けた取組（さ・し・す・せ・そ）
3. 都道府県における取組状況
4. 都道府県における取組事例
5. 市区町村における取組状況
6. 市区町村における取組事例
7. 市区町村へのアンケート調査結果

【参考】 国土交通省における発注や施工時期の平準化

1. 本事例集の趣旨・目的

国土交通省では、平成28年4月に「地方公共団体における平準化の取組事例について ～平準化の先進事例「さしすせそ」～」を作成し、公表致しました。また、平成29年3月に新たに市区町村の取組事例を収集して充実を図り、第二版として作成し、公表致しました。

この事例集は、地方公共団体から「取組を進めるに当たって他の地方公共団体の取組事例を参考としたい」などの意見が多数寄せられたことから、これらのニーズに対応するため作成したものです。

年間を通じた切れ目のない公共工事の発注は、地域の担い手となる建設業者の経営の効率化及び安定化、公共工事の品質確保を図る上で重要であり、改正品確法においても、工事完成時期の年度末への集中を避けるため、発注・施工時期等の平準化に努めることとされています。

発注・施工時期等の平準化にあたっては、債務負担行為の積極的な活用、発注見通しの統合・公表、余裕期間の設定、適切な工期設定等により、発注時期及び工期末が一時期に集中しないように年間を通じた分散化を図る必要があります。

国土交通省においては、これまで国庫債務負担行為の活用として、平成27年度から、工期が12ヶ月未満の工事についても、必要に応じて、適正な工期を確保するため2カ年国債を設定するとともに、平成29年度当初予算では、新たにゼロ国債を設定するなど積極的に平準化の取組を推進しております。平成30年度予算においても、国庫債務負担行為の額を前年度より上積みするとともに発注見通しの統合・公表を拡大するなど、平準化の推進に積極的に取り組んでおります。

このような発注・施工時期等の平準化に向けた取組をさらに多くの地方公共団体に広げることが重要であることから、昨年に引き続き、地方公共団体が取り組む事例を収集し、本事例集をとりまとめたところです。

今般改訂した事例集では、都道府県の取組状況と共に、積極的に平準化を進めている市区町村の取り組みや工夫等を拡充し、取りまとめ致しました。

地方公共団体においては、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、一層の発注・施工時期等の平準化に向けた取組を進めるための一助として、引き続き、本事例集を活用して頂ければ幸いです。

1. 本事例集の趣旨・目的（関係法令等）

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）（抄）

（発注者の責務）

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

四 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成26年9月30日閣議決定）（抄）

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

1 発注関係事務の適切な実施

（3）計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更

発注時期がある時期に過度に集中したり、根拠なく短い工期を設定すると、受注者側にとっては、人員や機械の効率的利用が困難となり、また、厳しい工程管理を強いられることにより効率的な施工体制が確保できないおそれがあり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることとなる。このため、発注者は、債務負担行為の積極的活用等により発注・施工時期の平準化を図るよう努めるものとする。また、受注者側が計画的に施工体制を確保することができるよう、地域の実情等に応じて、各発注者が連携して発注見通しを統合して公表する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。さらに、発注者は、当該工事の規模、難易度や地域の実情等を踏まえた適切な工期を設定するよう努めるものとする。

発注関係事務の運用に関する指針（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）（抄）

Ⅱ. 発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施（発注や施工時期等の平準化）

（2）工事発注準備段階

地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会や地方公共工事契約業務連絡協議会等（以下「地域発注者協議会等」という。）を通じて、各発注者が連携し、発注者の取組や地域の実情等を踏まえ、発注見通しについて地区単位等で統合して公表するよう努める。また、債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化に努める。

1. 本事例集の趣旨・目的

平準化の効果

年度内の工事量の偏りを解消し、年間を通した工事量が安定することで以下のような効果が期待され、建設生産システムの省力化・効率化・高度化に寄与（生産性の向上）することが考えられる。

（発注者）

- 人材・資材の効率的な活用の促進による入札不調・不落への対策
- 中長期的な公共工事の担い手確保対策
- 発注職員等の事務作業が一時期に集中することを回避

（受注者）

- 人材・資機材の実働日数の向上等による建設業の企業経営の健全化
- 労働者（技術者・技能者）の処遇改善（特に休日の確保など）
- 稼働率向上による建設業の機械保有等の促進（建設業の災害時の即応能力も向上）

平準化に向けた取組

平準化を進めるに当たっては、以下の取組が考えられる。

- ㊦ 施工時期等の平準化も踏まえた債務負担行為の活用
- ㊩ 余裕期間制度の活用等による工事着手時期の柔軟な運用
- ㊪ 適切な工期設定を行ったうえでの、繰越制度の適切な活用
- ㊫ 設計・積算を前年度までに完了させることによる早期発注
- ㊬ 計画的な事業の進捗管理と工事の計画的な発注

2. 平準化の促進に向けた取組（さ・し・す・せ・そ）

（さ）債務負担行為の活用

- 年度をまたぐような工事だけではなく、工期が1 2ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用する。
- また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担行為も適切に活用する。

（し）柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）

- 工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着手方式等を積極的に活用する。
- ※ 余裕期間については各発注者により定義等が異なる。

（す）速やかな繰越手続

- 工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始する。

（せ）積算の前倒し

- 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始する。

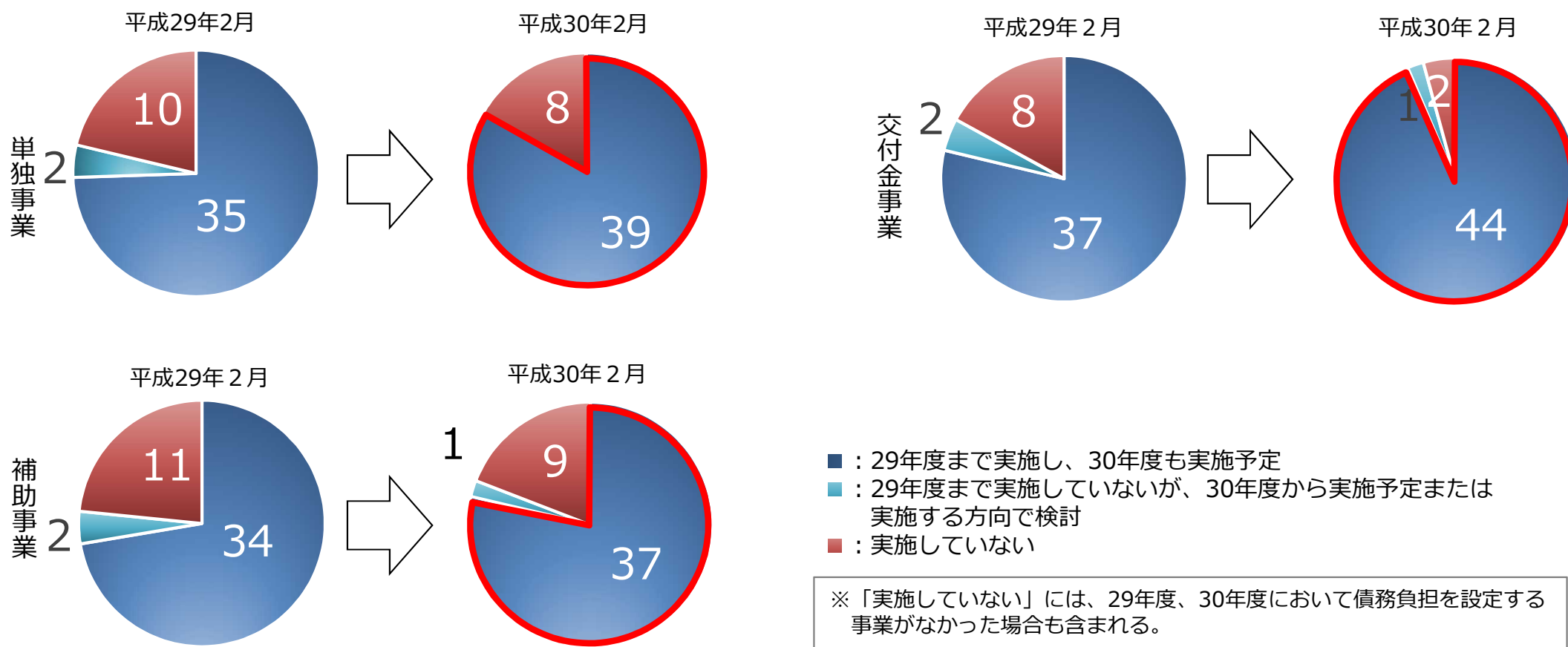
（そ）早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）

- 年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期（特に4～6月）における工事の執行率（契約率）の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施する。

3. 都道府県における取組状況①

【債務負担行為の活用状況】

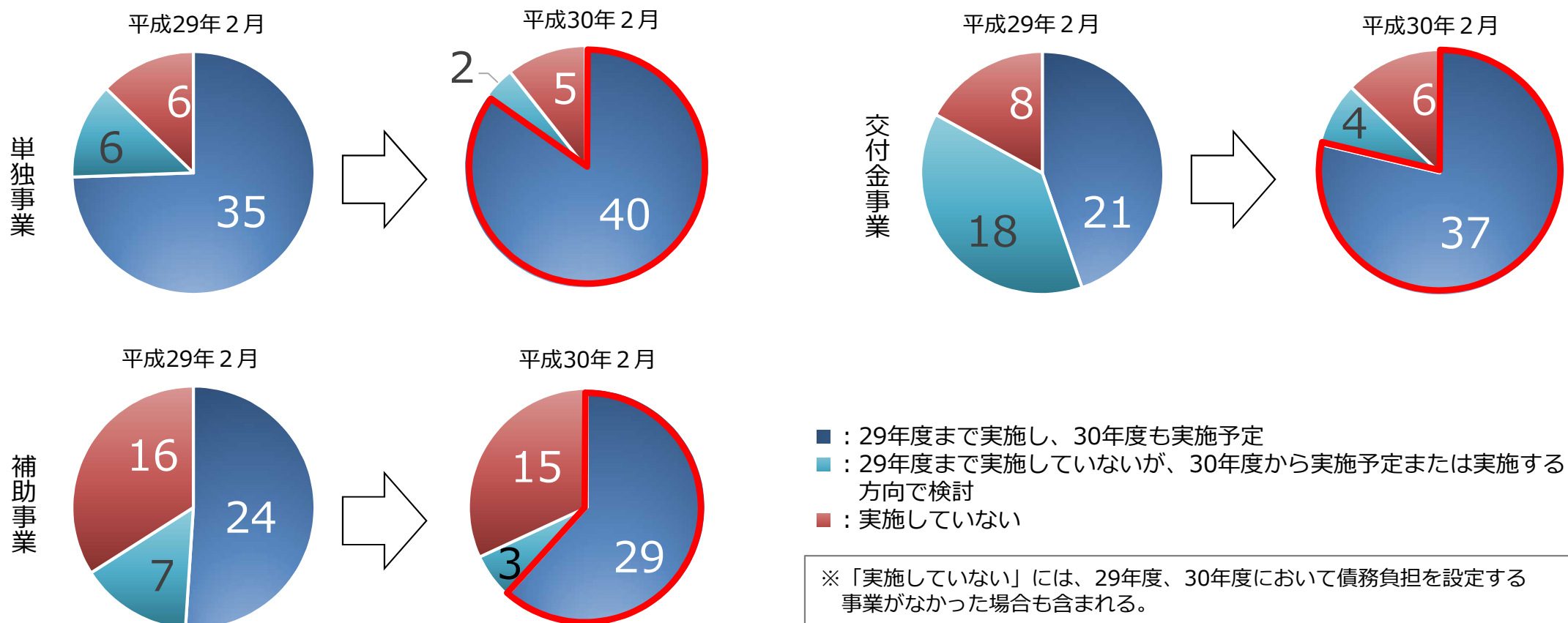
平準化の観点から踏まえた債務負担行為の活用を行っている都道府県は、単独事業では39団体、補助事業では37団体、交付金事業では44団体となっており、昨年2月時点と比較すると、全ての事業で債務負担行為を活用する団体が増加している。



3. 都道府県における取組状況②

【ゼロ債務負担行為の活用状況】

平準化の観点から踏まえたゼロ債務負担行為の活用を行っている都道府県は、単独事業では40団体、補助事業では29団体、交付金事業では37団体となっており、昨年2月時点と比較すると全ての事業で増加している。特に交付金事業では、大幅に増加している状況。

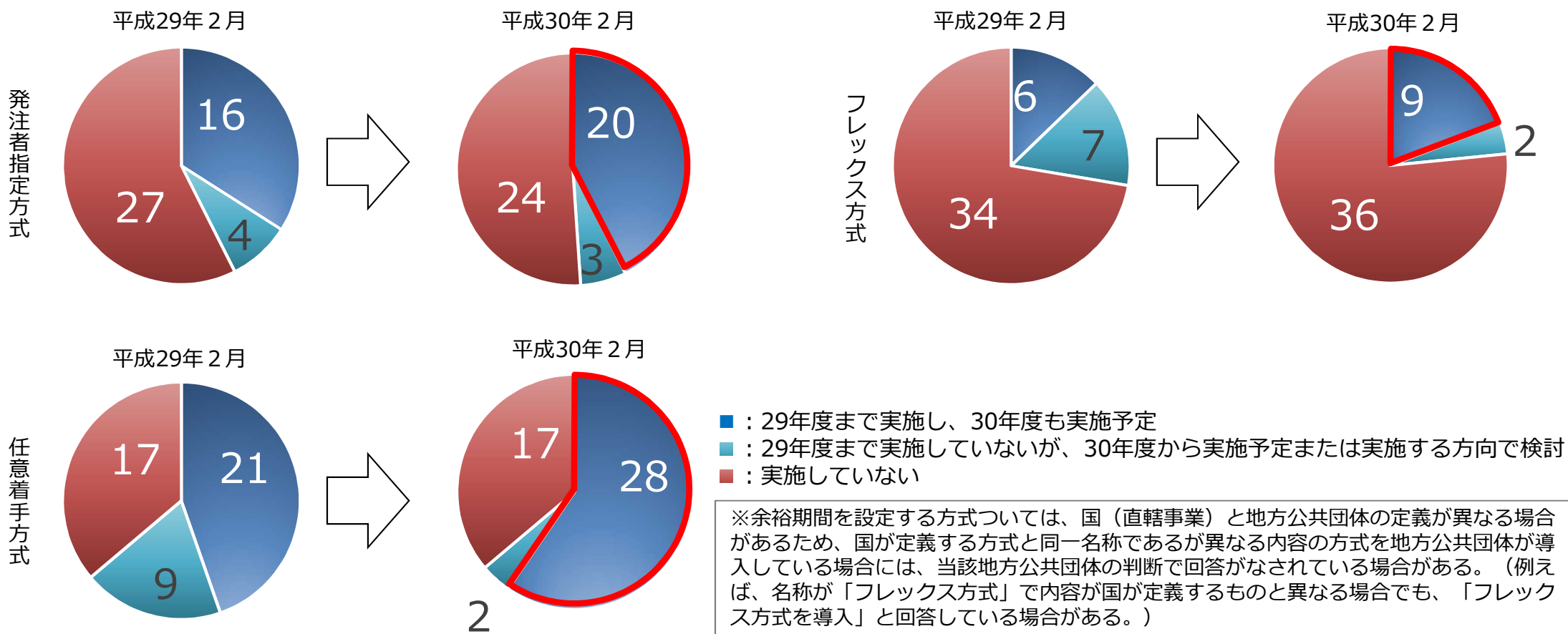


3. 都道府県における取組状況③

【柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）】

余裕期間を設定する制度を導入している都道府県は、発注者指定方式では20団体、任意着手方式では28団体、フレックス方式は9団体となっており、昨年2月時点と比較するとそれぞれ増加している。

なお、いずれかの余裕期間を設定する制度を導入している都道府県は、昨年2月時点では30団体であったが、今年2月時点では37団体となっている。



3. 都道府県における取組状況④

【速やかな繰越手続】

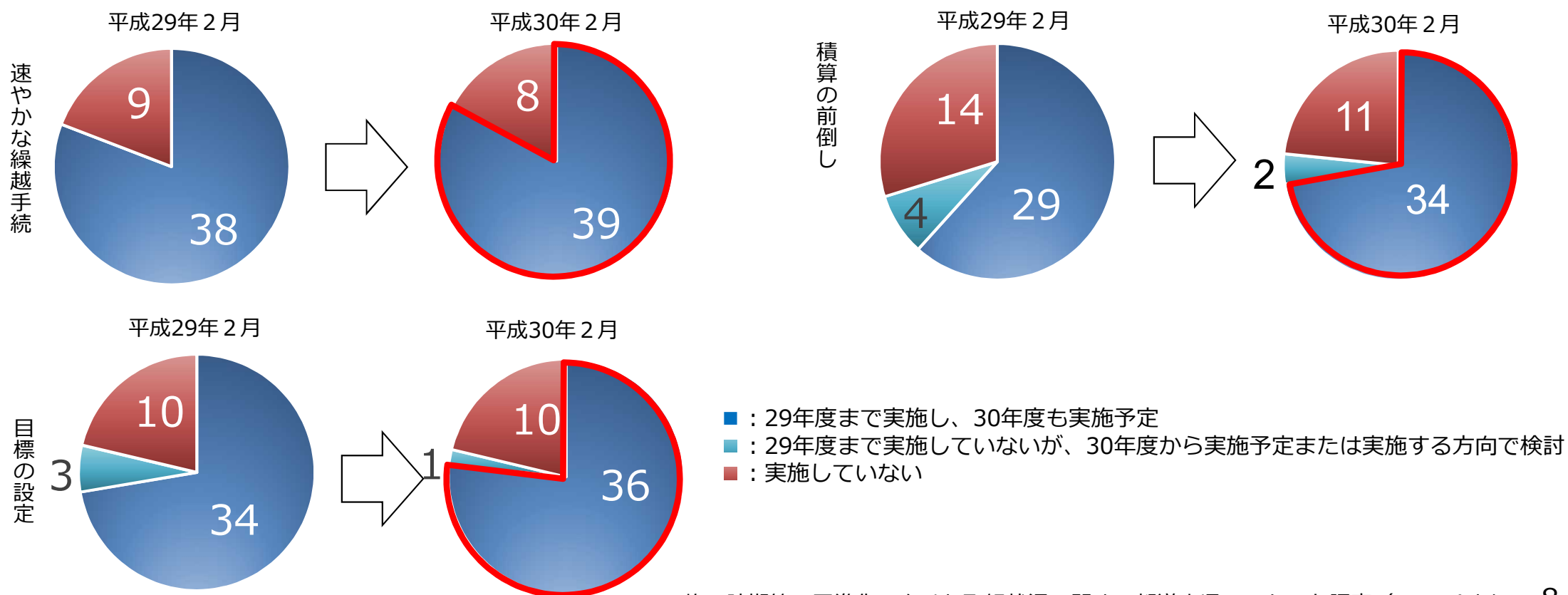
繰越制度の活用にあたり、これまで年度末直近の議会で行っていた手続きを、それ以前の議会で行っている都道府県は39団体で、昨年2月時点と比較すると増加している。早ければ、6月に手続きを行っている団体もある。

【積算の前倒し】

年度当初に速やかに発注手続きを開始するため、前年度のうちに設計・積算を完成させる取組を実施している都道府県は34団体で、昨年2月時点と比較すると増加している。

【早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）】

年度当初から予算執行のための執行率や契約率の目標を設定している都道府県は36団体ある。



4. 都道府県における取組事例①【債務負担行為の活用】

福島県

平成29年度12月補正予算において、初年度支出ゼロの債務負担行為を設定。

土木部 12月補正予算

初年度支出ゼロの債務負担行為を設定します。

事業の概要

○初年度支出ゼロの債務負担行為を設定します。

- ①県単事業 限度額14.4億円(昨年度設定限度額10.1億円)
- ②交付金事業 限度額10.6億円(昨年度設定限度額 4.5億円)

対象とする事業

次年度事業の契約を前年度1～3月に前倒しすることにより、年度初めの工事量確保と施工の平準化を図るため、以下に該当する工事等について、初年度支出ゼロの債務負担行為を設定するものです。

- 会津地方など、積雪により施工期間が限られる豪雪地域において、降雪期前に工事を完了するために適正工期を確保する必要があるもの。

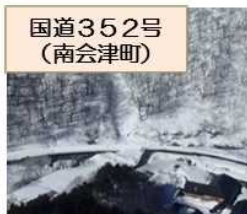
・国道352号(南会津町)：雪崩対策工 等

- 出水期を迎える前に河川内を掘削し、洪水被害の防止を図る必要があるもの。

・逢瀬川(郡山市)：河道掘削工 等

- その他、施工条件等から、早期に着手する必要があるもの。

国道352号
(南会津町)



逢瀬川
(郡山市)



(福島県HPより)

静岡県

道路維持管理業務については、4月1日から翌年3月末までの契約期間で業務を実施していたが、精算事務の関係上、年度末に道路に異常があった場合、業務対応ができず職員が直営で対応していた。平成28年度より、債務負担行為を適用し、7月から6月までの年度をまたぐ契約期間に変更し、年度末に発生した道路の異常への対応を迅速に行うとともに、発注時期の平準化を図っている。

【従前】

年度	平成28年度	平成29年度												平成30年度												平成31年度							摘要		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月						
平成29年度 業務委託	発注準備													精算																					
		工期: H29.4.1～H30.3.31												↓																					
平成30年度 業務委託														発注準備														精算							
														↓		工期: H30.4.1～H31.3.31												↓							
平成31年度 業務委託																												発注準備							
																												↓							

【改善後】

	平成28年度													平成29年度												平成30年度												平成31年度												摘 要																								
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月																																													
平成29年度 業務委託														精算																																																												
	ゼロ債発注																																																																									
	2月議会 債務枠設定													H29現年 1/4												H29-H30債券 (H29:3/4、H30:1/4)												精算																																				
	●													-----												-----												-----																																				
														発注準備												工期:H29.7.1~H30.7.31 指示はH30.6.30まで																																																
平成30年度 業務委託																										2月議会 債務枠設定												H30-H31債券 (H30:3/4、H31:1/4)												精算																								
																										●												-----												-----																								
																										発注準備												工期:H30.7.1~H31.7.31 指示はH31.6.30まで																																				
平成31年度 業務委託																																						2月議会 債務枠設定												発注準備												-----												
																																						●												-----												-----												

4. 都道府県における取組事例②【債務負担行為の活用】

青森県

平成29年度11月補正予算において、県事業の早期発注のため、社会資本整備総合交付金事業及び県費単独事業について債務負担行為を設定。

【社会資本整備総合交付金事業】	40億円
【県単独事業】	20億46百万円

秋田県

平成29年度12月補正予算において、社会資本整備総合交付金事業に関して債務負担行為の設定が可能となったことから、この制度を活用して前倒し発注を積極的に推進し、事業の平準化を図った。

【社会資本整備総合交付金事業】	14億54百万円
【県単独事業】	14億85百万円

群馬県

平成29年度11月補正予算において、年末から年度末にかけての公共事業発注の端境期対策として、ゼロ県債を活用し、中小企業への発注量を確保。（設定額：20億円）

埼玉県

平成30年度第一四半期の工事稼働件数の月別平均値を年間平均稼働件数の90%以上とすることを目標とし、平成29年度12月補正予算において、道路事業及び河川砂防事業(計16事業)でゼロ債務負担行為を設定。（設定額：32億62百万円）

千葉県

平成29年度12月補正予算において、舗装道路修繕事業、道路改良事業、河川改修事業、港湾維持事業など、多くの事業に平準化を目的としたゼロ県債を設定。（設定額：28億円）

新潟県

施工時期の平準化や、閑散期（第一四半期）における安定した工事量の確保に向け、平成29年度9月補正において、社会資本整備総合交付金事業について2カ年県債を設定するとともに、平成29年度12月補正予算においても、2カ年県債のほか、ゼロ県債を設定。（ゼロ県債設定額：77億円（社会資本整備総合交付金事業を含む））

富山県

平成29年11月補正予算において、冬期間に損傷した道路舗装の補修や区画線の引き直し、河川の浚渫・伐木などの県単独事業や、早期着手が必要となる国の社会資本整備総合交付金事業に係る公共事業について、年度間の切れ目のない発注と翌年度早期の工事着手を推進するため、ゼロ県債を設定。（設定額：21億円（うち社会資本整備総合交付金事業5億円））

4. 都道府県における取組事例③【債務負担行為の活用】

和歌山県

平成29年度において、平成30年度以降の債務要求額として、従来の基準による要求額（約173億円）とは別に、平準化を踏まえた債務負担として約90億円を計上。

また、平成30年度において、平成31年度以降の債務要求額として、従来の基準による要求額（約226億円）とは別に、平準化を踏まえた債務負担として約74億円を計上。

島根県

人材不足が顕著な建設業における安定的な雇用の確保のため、平成29年度11月補正予算において債務負担行為を設定し、平成30年度発注工事を一部前倒して年間工事量の平準化を図る。
（設定額：35.1億円）

岡山県

平成29年度11月補正予算において、年間を通じた工事施工時期の平準化を図るため、昨年度から実施してきた県単独事業へのゼロ県債の設定に加え、新たに社会資本整備総合交付金事業にもゼロ県債を設定。

【社会資本整備総合交付金事業】 13億4百万円
【県単独事業】 12億8百万円

香川県

平成28年度から、県単独事業に加え、翌年度に社会資本整備総合交付金事業として執行を見込む工事の一部について、早期着工による端境期における工事量の確保、施工可能時期を踏まえた適切な工期設定などを目的に、ゼロ債務負担行為を設定。

＜平成29年度ゼロ債務負担行為設定額＞

【社会資本整備総合交付金事業】 9億58百万円

【県単独事業】 8億28百万円

高知県

「建設業活性化プラン」に基づく公共工事の端境期対策として、繰越制度の柔軟な活用と併せて、次年度の地方特定道路整備事業（県単独事業）の一部を前倒して発注する。

H29	229箇所、181.4億円	
		うち、県単独事業費6.4億円【債務負担】
H28	467箇所、288.02億円	
		うち、県単独事業費1.02億円【債務負担】

福岡県

平成29年12月補正予算において、翌年度事業の早期発注と年間を通じた工事施工時期の平準化を図るため、社会資本整備総合交付金事業と県単独事業にゼロ県債を設定。

【社会資本整備総合交付金】 22億12百万円

【県単独事業】 54億12百万円

4. 都道府県における取組事例④【債務負担行為の活用】

佐賀県

平成29年度11月補正予算において、翌年度発注予定の事業を一部繰り上げて発注することにより、雨期前における浸水対策、防災対策、安全対策などの事業効果の早期発現を図るとともに、工事量の平準化や端境期における中小建設業者の受注機会の確保につなげるため、建設工事早期着手対策（ゼロ県債）として、道路整備交付金事業、河川整備交付金事業等の請負契約に係る債務負担行為を設定（設定額：18億75百万円）

長崎県

平成29年度11月補正予算において、端境期（4月、5月）における発注工事量の減少に対応し、発注可能な工事契約を前倒し実施するため、単独事業及び交付金事業にゼロ債務負担行為を設定。

【交付金事業】

道路橋梁街路事業（21億47百万円）、港湾事業（6億50百万円）、河川砂防事業（5億7百万円）

【県単独事業】

道路橋梁街路事業（13億74百万円）、港湾事業（80百万円）、河川砂防事業（2億50百万円）

熊本県

平成29年11月補正予算において、早期発注による年度前半の事業量確保を図り、県内景気の下支えに資するため、平成30年度の実施事業のうち早期実施が必要なものについて、ゼロ債務負担行為を設定。（道路新設改良費、治水堤防費、河川改良費、港湾建設費など）（設定額：12億85百万円）

宮崎県

翌年度発注予定の事業を一部繰り上げて発注することにより、出水期前に行う浸水対策、安全対策等の事業効果の早期発現を図るとともに、工事量の平準化を図るため、平成28年度より県単独事業に加え社会資本整備交付金等にも新たにゼロ県債を設定。平成29年度11月補正予算においては、さらに平準化を進めるためゼロ県債を増額設定。

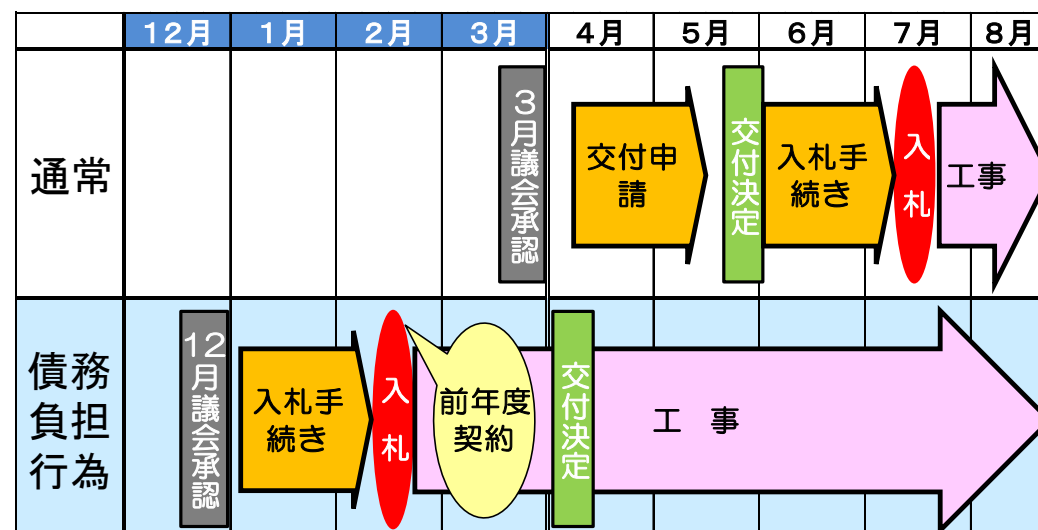
【交付金】19 億33 百万円（H28：10 億円）

【県単独事業】15 億45 百万円（H28：14 億66 百万円）

鹿児島県

平成29年度12月補正予算において、公共事業及び県単公共事業の平準化等を図るため、債務負担行為（ゼロ県債）を設定。平成28年度からは交付金事業にも拡大。

（設定額：33億65百万円）

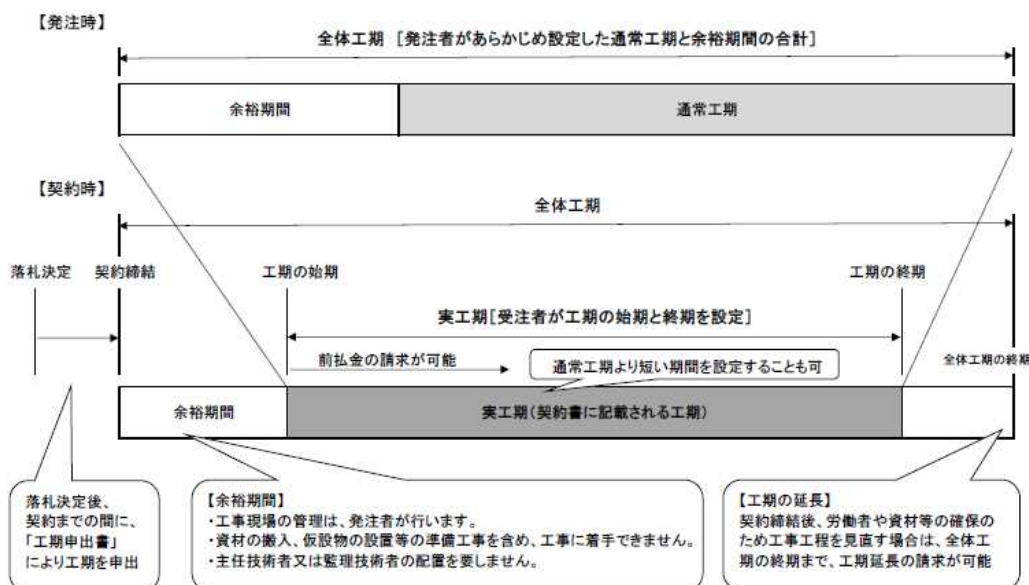


北海道

フレックス工期制実施要領の制定

建設管理部が発注する工事において、発注者があらかじめ設定した全体工期内で受注者が工事の始期・終期を決定できるフレックス工期制を導入し、平成29年1月4日以後に公告等を行う工事から適用。

フレックス工期制概要図



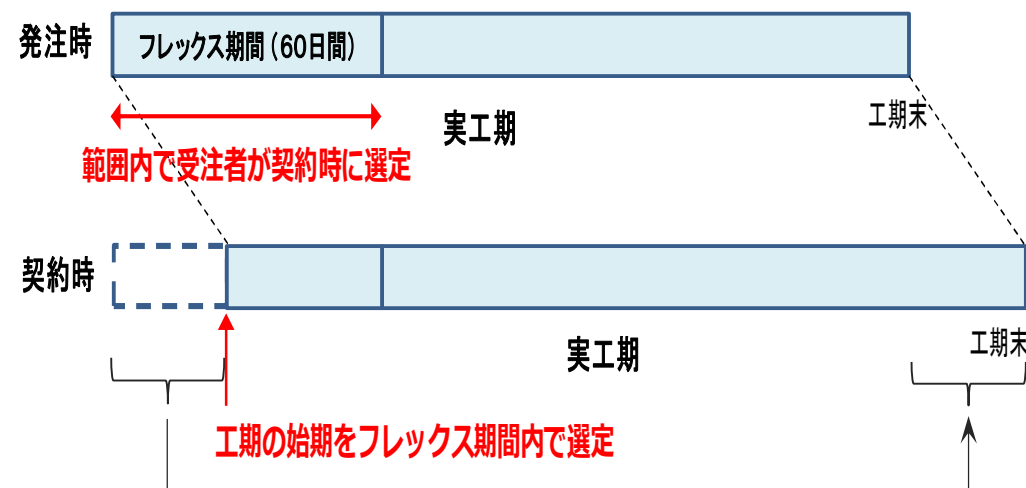
(北海道HPより)

和歌山県

フレックス工期制度

- 入札公告に示した落札予定日から60日以内で任意に着工日を選択
 - 書面による技術提案提出日から着工日の前日までの期間は主任技術者の配置不要
 - 着工日から工期終了日までの期間は標準工期を確保
- ※対象：受注者が一定の期間内で着工日を選択することが有益と認められる工事（入札公告で明示）

和歌山県のフレックス工期による契約方式（イメージ図）



※当初の着工日(通常は契約日の翌日)から受注者が選定した着工日までの期間の日数を追加

⇒ 実工期は変わらない

4. 都道府県における取組事例⑦【柔軟な工期の設定】

静岡県

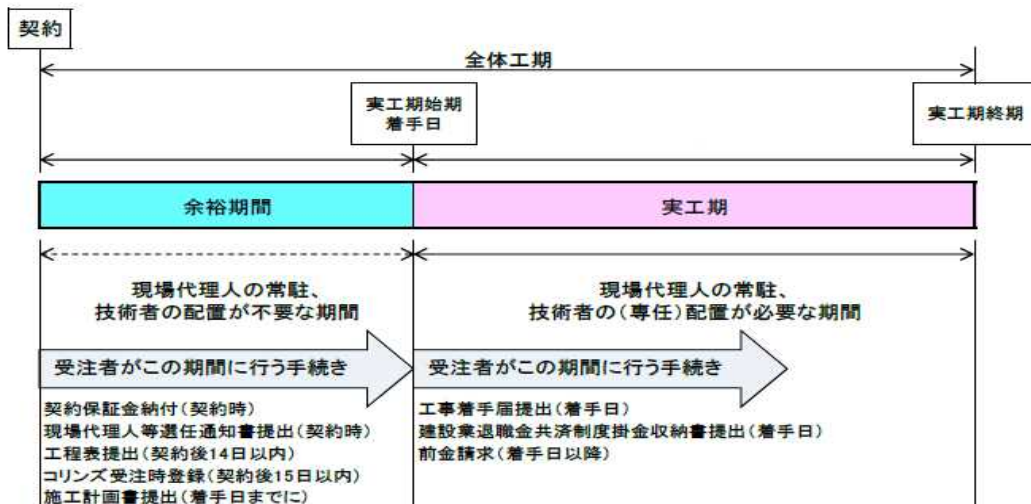
工事着手日選択型工事試行要領の策定

業務の平準化をさらに進めるため、新たに受注者が自由に着手日を選択することを可能とした工事着手日選択型工事試行要領を策定（平成28年4月1日施行）。受注者が、工事着手日選択可能期間内（90日以内）で工事着手日を選択し契約締結することが可能。平成29年度からゼロ債務負担行為予算による工事を対象に追加。（試行件数は各発注機関1件以上。）

三重県

建設工事における余裕期間制度の試行導入

早期に発注・契約を行い、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、建設資材の調達や労働力確保に資する余裕期間を設定する工事を、平成28年9月1日以降に入札公告を行う県発注の建設工事において試行導入。



（三重県HPより）

兵庫県

余裕期間制度の試行

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる余裕期間（最大60日）を設定した工事を試行。

〔実施時期〕平成28年4月入札公告分から実施。

＜参考＞余裕期間制度を活用した工事



* 余裕期間は、主任技術者等の配置は不要
（兵庫県HPより）

島根県

余裕期間制度の試行

受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、島根県土木部が発注する公共工事の一部を対象に、工事開始前に余裕期間（60日）を設定した工事の試行。

岡山県

余裕期間設定工事の試行導入

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、平成29年4月以降に発注する工事から余裕期間設定工事を試行。余裕期間設定工事では、受注者は、工事期間の30%かつ60日以内で発注者が設定した余裕期間内に、任意に工事開始日を選定することが可能。

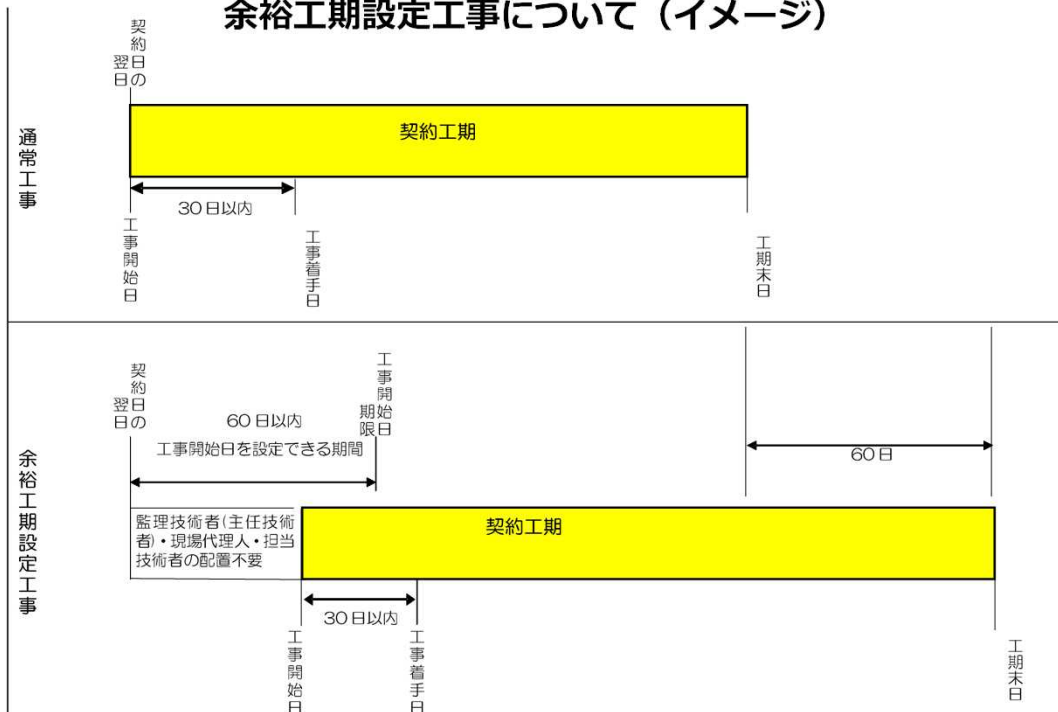
愛媛県

余裕工期設定工事の実施

改正品確法に基づく運用指針の趣旨を踏まえ、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定を行い、施工時期の平準化に努めるため、土木部発注工事において、工期に余裕期間を設定した工事を平成28年2月1日より試行。

平成29年度からは、全部局において全ての工事に原則適用することとして本格実施している。

余裕工期設定工事について（イメージ）



(愛媛県HPより)

高知県

余裕期間の設定

円滑な施工体制の整備の観点から、年度後半（10月以降）に公告又は指名通知を行う工事で、技術者不足等により入札の不調・不落の発生が懸念される等、発注機関において必要と認められるもので、発注者が指定したものを対象とする、契約締結日から工事開始日までの間に、余裕期間を設定し、当該余裕期間については、技術者の配置を不要とした工事を実施。

＜発注者指定方式＞



＜任意選択方式＞



(高知県HPより)

4. 都道府県における取組事例⑨【速やかな繰越手続】

栃木県

平成29年度9月補正予算において、道路事業、河川事業及び街路事業等の繰越明許費（185億67百万円（土木費関係））を設定し、9月通常議会に提出。

群馬県

平成29年度9月補正予算において、道路維持修繕事業、河川改修事業や街路事業等に繰越明許費（11億13百万円（県土整備費関係））を設定し、9月定例議会に提出。

埼玉県

平成29年度12月補正予算において、年度内の完了が困難なことが明らかになった工事について適正工期を確保するため、道路事業及び河川砂防事業（計18事業）で繰越明許費55億47百万円（県土整備部関係）を設定し、12月議会に提出。

千葉県

平成29年度12月補正予算において、道路事業、河川事業、港湾事業、災害復旧事業等で繰越明許費137億76百万円（県土整備部関係）を設定し、12月定例県議会において提出。

石川県

平成29年度12月補正予算において、公共工事の通年施工対策の観点から、ゼロ県債（11億円）や繰越明許費（32億28百万円（土木費関係））を早期に設定し、12月定例議会に提出。

福井県

平成29年度12月補正予算において、用地交渉などにより工期が遅れている公共工事について、翌年度にわたり工事契約が可能となるよう繰越明許費（28億51百万円（土木部関係））を設定し、12月議会に提出。

岡山県

平成29年度9月補正予算において、道路整備事業等の繰越明許費（14億95百万円（土木部関係））を設定。また、平成29年度11月補正予算においても、地方道路整備事業等の繰越明許費（30億11百万円（土木部関係））を設定。

宮崎県

平成29年度9月補正予算及び11月補正予算において、公共道路新設改良事業、公共河川事業等の計17事業について繰越明許費（72億48百万円）を計上。

沖縄県

平成29年度9月補正予算において、道路事業、河川事業や街路事業等について繰越明許費（82億71百万円）を設定し、9月定例議会に提出。また、平成29年度11月補正予算においても、公園事業や港湾改修事業等の繰越明許費（60億76百万円）を設定し、11月定例議会に提出。

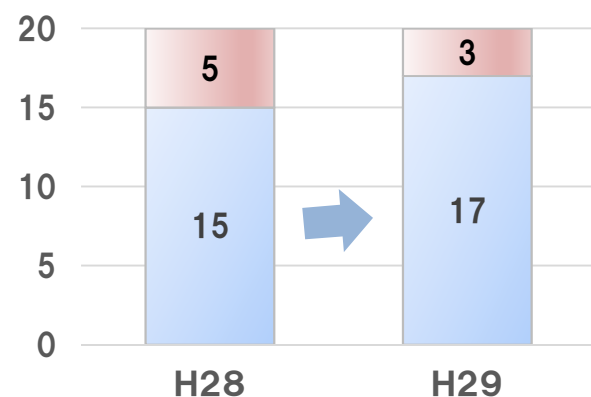
5. 市区町村における取組状況①

【政令指定都市の取組状況】

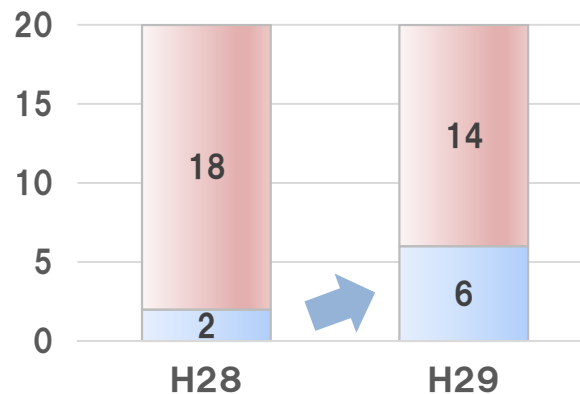
○すべての政令指定都市で、平準化を踏まえた何らかの取組を実施している。個別の取組状況をみると、債務負担行為を活用している政令指定都市が、平成29年には17団体まで増加している。

(凡例：■ 実施済み ■ 未実施)

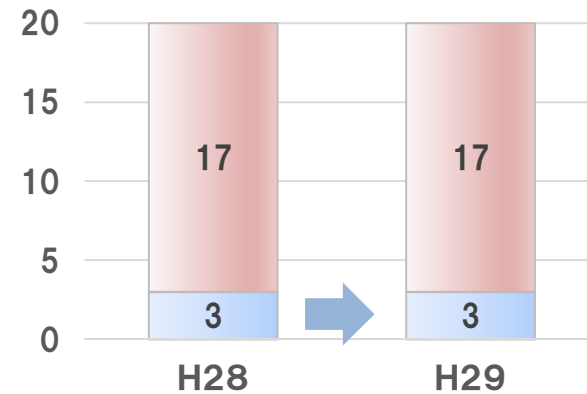
(n=20) 【債務負担行為の活用状況】



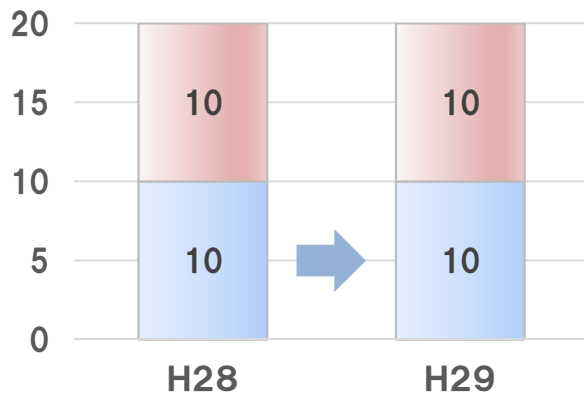
(n=20) 【柔軟な工期設定】



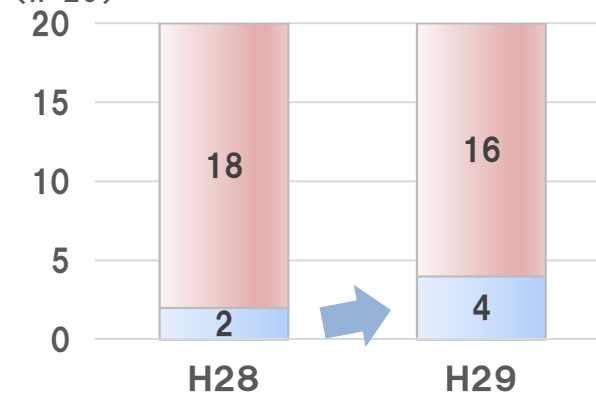
(n=20) 【速やかな繰越手続】



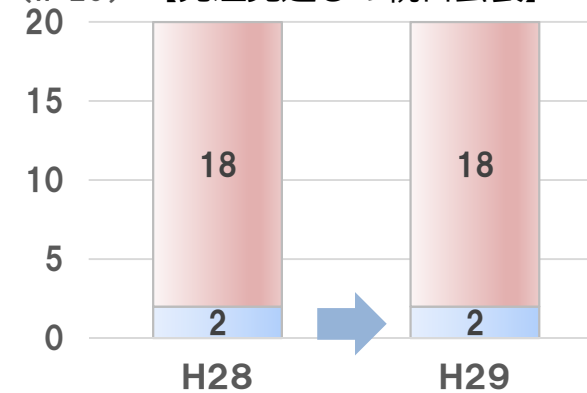
(n=20) 【積算の前倒し】



(n=20) 【執行率等の目標設定・公表】



(n=20) 【発注見通しの統合公表】

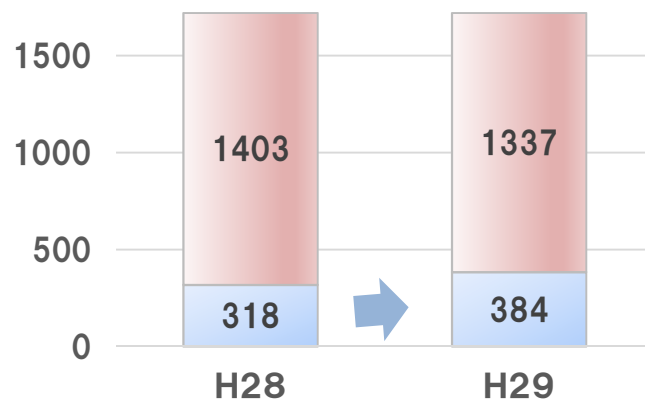


5. 市区町村における取組状況②

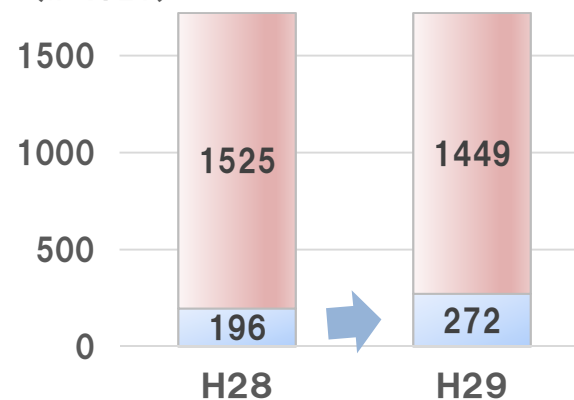
【市区町村の取組状況】

- 「さしすせそ」すべての分野で、H28調査時点と比較すると、H29において取り組まれている自治体数が増加した。
- 個別の取組状況では、積算の前倒しが432団体と最も取り組まれており、債務負担行為の活用が384団体と次いで多く取り組まれている。

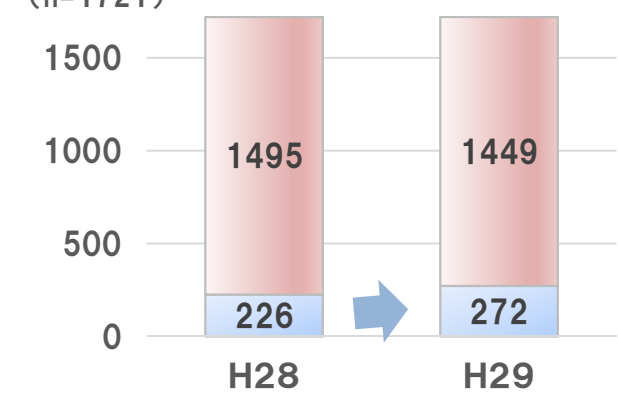
【債務負担行為の活用状況】
(n=1721)



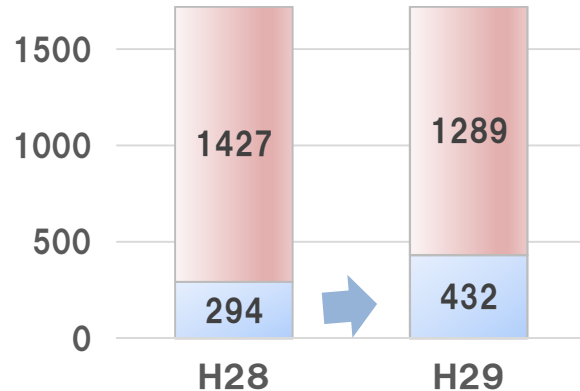
【柔軟な工期設定】
(n=1721)



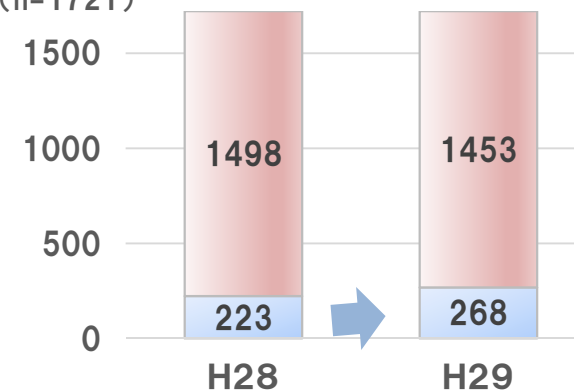
【速やかな繰越手続】
(n=1721)



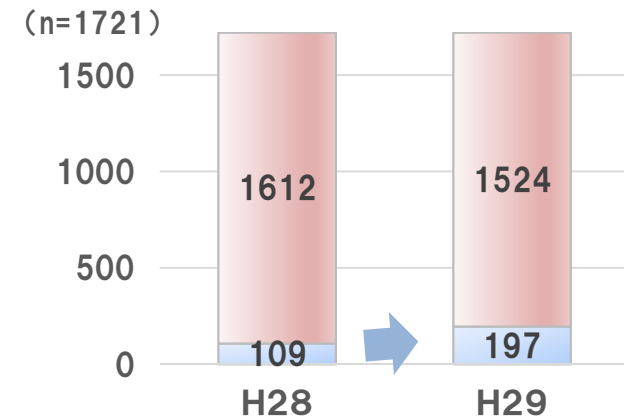
【積算の前倒し】
(n=1721)



【執行率等の目標設定・公表】
(n=1721)



【発注見通しの統合公表】
(n=1721)

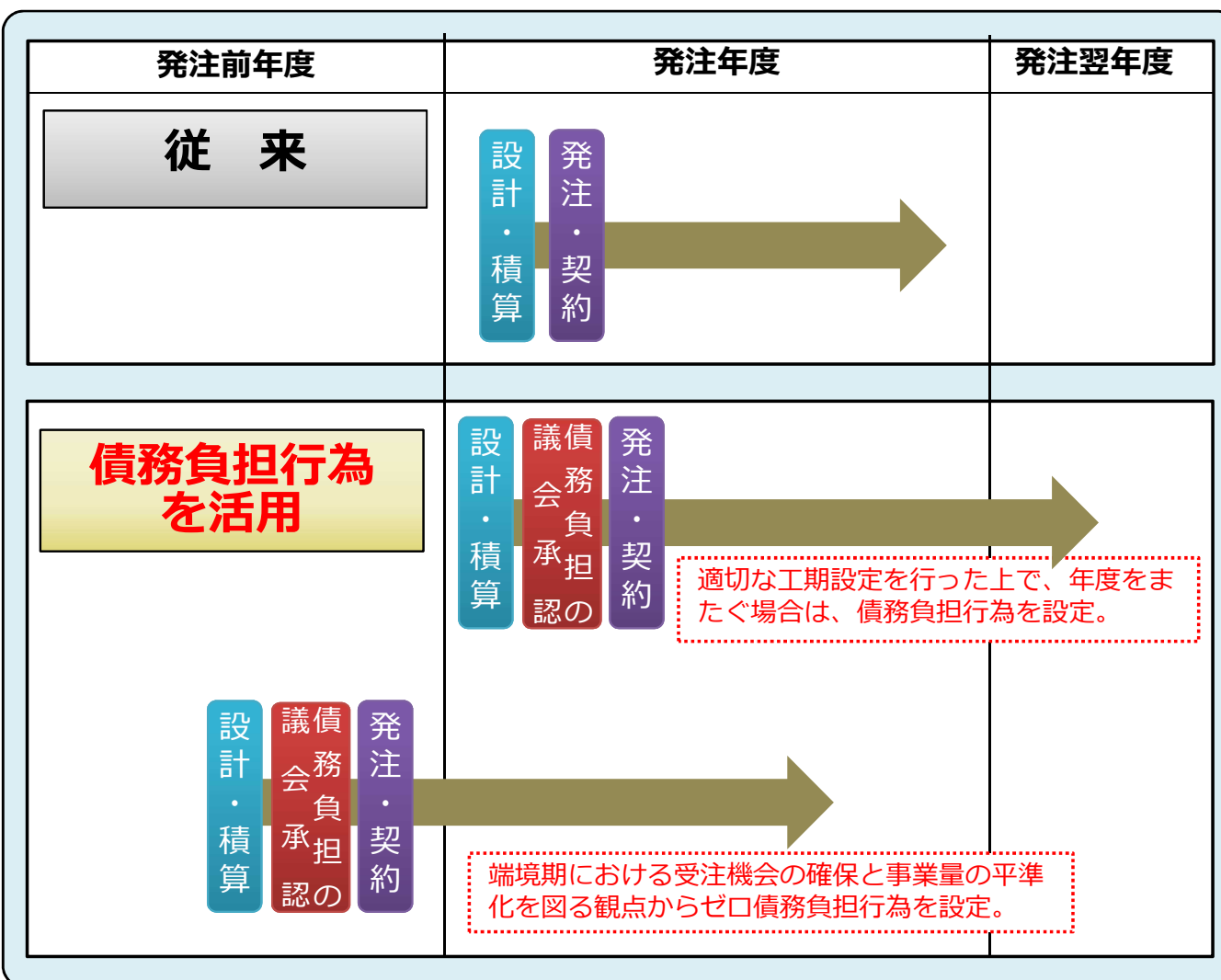


(凡例：■実施済み ■未実施)

平成29年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査（平成29年3月31日時点）より

6. 市区町村における取組事例①【債務負担行為の活用】

年度当初に事業が少なくなることや、工事完成時期や調査・設計等の業務の履行期限が年度末に過度に集中することを避けるため、債務負担行為の適切な活用を推進している。活用する分野等に工夫を凝らし、独自に活用方法を見出している市区町村も見受けられる。



市区町村の工夫

- 初年度に前払金が活用できない旨を公告に記載・周知するほか、各年度の出来高予定額及び支払限度額に初年度0円との旨、公告・契約書にあらかじめ記載している（青森県八戸市）
- 地域の要望・陳情に柔軟に早急に対応するため、市内道路緊急補修事業に債務負担行為を設定している（群馬県太田市）
- 新年度にならないと前払金が活用できないため、保証会社の制度を紹介している（長野県長野市）
- 計画的に工事路線を選定することで、債務負担行為を有効的に活用している（東京都豊島区）
- 契約担当、起工担当及び財政当局で調整し、債務負担行為を活用している。（東京都世田谷区）

6. 市区町村における取組事例②【債務負担行為の活用】

平準化の観点进行踏まえて債務負担行為（ゼロ債務を含む）を活用している政令指定都市は17団体、市区町村は384団体あり、中には交付金事業において債務負担行為を活用する団体もある。

北海道釧路市

建設業者等の経営環境の健全化や労働者の処遇改善、資機材確保の円滑化などを図ることを目的にゼロ市債を設定し、事業を実施（平成28年度：26事業 2億95百万円、平成29年度：23事業 2億59百万円）。平成30年度においても、引き続きゼロ市債を設定。

北海道帯広市

平成25年度以降、上下水道工事や舗装新設工事、特殊舗装道路改良工事等を中心に、ゼロ市債を活用した早期発注を実施している。（毎年度：約3億円～6億円程度（10件程度））

青森県弘前市

建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ市債を活用した発注時期の平準化の取組を実施。

【債務負担行為（土木費関係）】（平成29年度：70百万円）

❖ ゼロ市債による工事発注時期の平準化への取組について

弘前市では、建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ市債を活用し、公共工事の発注時期の平準化に取り組みます。

1. ゼロ市債とは

市の会計は「単年度会計」であり、原則、一年度ごとに歳入と歳出を決定しています。しかし、新年度予算が成立してから契約手続きをしても、年度当初から工事に着工することは難しいため、「ゼロ市債」では、「単年度会計」の例外である債務負担行為を設定することにより、前年度中に契約締結、工事着工が可能となります。

債務負担を設定する年度には支出がゼロであり、前払金等の支出は翌年度4月1日以降になることから「ゼロ市債」と言われています。

2. 発注方法

（青森県弘前市HPより）

福島県会津若松市

平成29年度12月補正予算において、早期発注による公共工事の発注時期の平準化を図るため、社会資本整備総合交付金事業（1事業）及び市単独事業（5事業）について債務負担行為（2億28百万円）を設定。

群馬県前橋市

平成29年度11月補正予算において、公共工事における発注の年度間平準化と来年度早期着工のため、道水路補修改良工事や土地区画整理工事等において、平成30年度を期間とするゼロ市債（3億14百万円（土木費関係））を設定。

群馬県富岡市

新年度で予定している工事等を現年度に前倒し発注し、公共事業の閑散期といわれる4月から6月期に施工することで平準化を図るとともに、工事等の早期完了・代金の早期支払いによる景気浮揚をねらいとして実施。（19事業 合計額1億30百万円）

東京都国分寺市

公共工事の発注時期の平準化により、建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ債務を活用した公共工事の早期発注を実施。

ゼロ債務の活用による工事発注時期の平準化について

[サイト](#)

ページ番号 1014990 更新日 平成29年1月5日

ゼロ債務の活用による工事の早期発注について

国分寺市では、公共工事の発注時期の平準化により、建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ債務を活用した公共工事の早期発注を行います。概要は以下のとおりです。

 [ゼロ債務の活用による工事の早期発注についての概要 \(PDF 63.0KB\)](#) 

（東京都国分寺市HPより）

新潟県柏崎市

公共工事の早期発注と施工時期の平準化のため、新年度分の公共工事の契約や発注を今年度中に行う「ゼロ市債」を活用。新年度予算で行う市単独費の工事に、市議会の2月定例会議で債務負担行為を設定し、現年度中に入札、契約を締結することにより、新年度当初の施工を可能にするもの。

（平成29年2月債務負担行為：工事12件、金額97百万円）

ゼロ市債の活用による早期工事発注のお知らせ

市は、公共工事の早期完成を図るため、新年度分の公共工事の契約や発注を今年度中に行う「ゼロ市債」を活用します。

対象となる工事は、道路の区画線工事や漁港しゅんせつ工事など、早期に施工する必要がある工事や施工時期の限られている工事で、市単独費で行う工事です。

（新潟県柏崎市HPより）

静岡県浜松市

平成29年度9月、11月、2月補正予算において、早期発注や関係機関協議等による施工期間の制約への対応により平成30年度当初から工事に着手する事業に対し、積極的に「ゼロ市債」を活用。

平成30年度については、橋梁点検及び橋梁修繕、舗装修繕等の維持修繕に要する事業（25件、金額6億47百万円）で債務負担行為を設定。

6. 市区町村における取組事例④【柔軟な工期の設定】

工事の性格等を踏まえ、受注者における建設労働者や建設資材などの確保のため、柔軟な工期を適切に設定することとしている。工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、受注者がより効率的かつ円滑な施工を確保できるように配慮している市区町村も見受けられる。

国土交通省における余裕期間制度

発注者指定方式

- 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



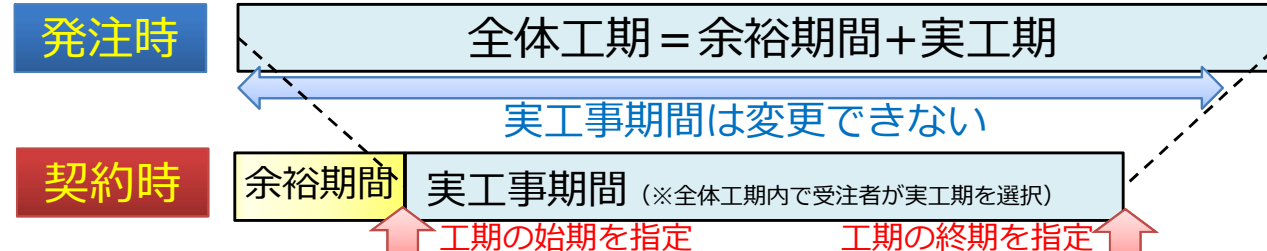
任意着手方式

- 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



フレックス方式

- 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さ: 工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲
2. 技術者の配置:
 - (1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)
 - (2) 実工期・実工事期間: 技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

市区町村の工夫

- 年度内に標準工期を確保できる工事であり、余裕期間を設定したとしても、諸条件を考慮して繰越が生じない工事を対象に、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、実際の工事期間の前に、3か月を超えない範囲で、労働者の確保や資材の調達に要する余裕期間を設定（福島県いわき市）
- 受注者の円滑な工事施工に資するため、受注者が建設資材の調達や労働力の確保等を計画的に行えるよう、建設工事に係る一般競争入札において、発注者が工事着手日を指定し、実工期の30%かつ4か月を超えない範囲で契約締結日から工事着手日の前日までを余裕期間として設定する余裕期間制度を導入（岐阜県岐阜市）
- 第4四半期に契約する工事について、3ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を設けている（熊本県天草市）

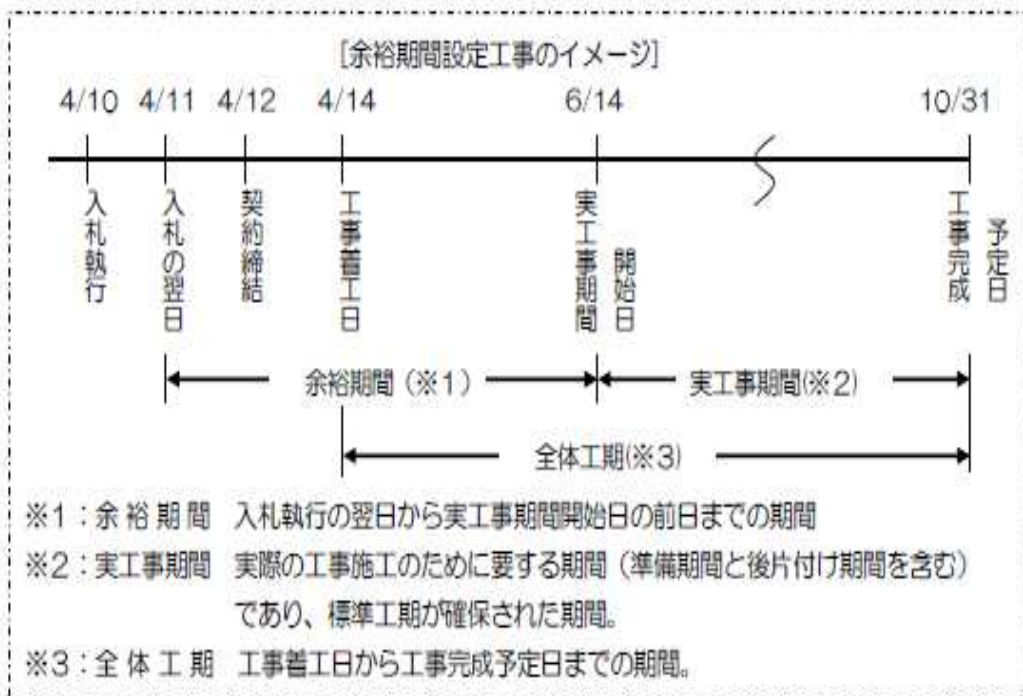
6. 市区町村における取組事例⑤【柔軟な工期の設定】

計画的な発注による工事の平準化や受注者の円滑な工事施工体制の整備等の観点から、余裕期間を設定する工事を導入または試行する政令都市・市区町村は、278団体ある。

福島県いわき市

余裕期間の設定

年度内に標準工期を確保できる工事であり、余裕期間を設定したとしても、諸条件を考慮して繰越が生じない工事を対象に、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、実際の工事期間の前に、3か月を超えない範囲で、労働者の確保や資材の調達に要する余裕期間を設定。



（福島県いわき市HPより）

東京都葛飾区

葛飾区が発注する工事において、より円滑な工事の実施を促進するため、早期契約方式およびフレックス工期契約方式を実施。

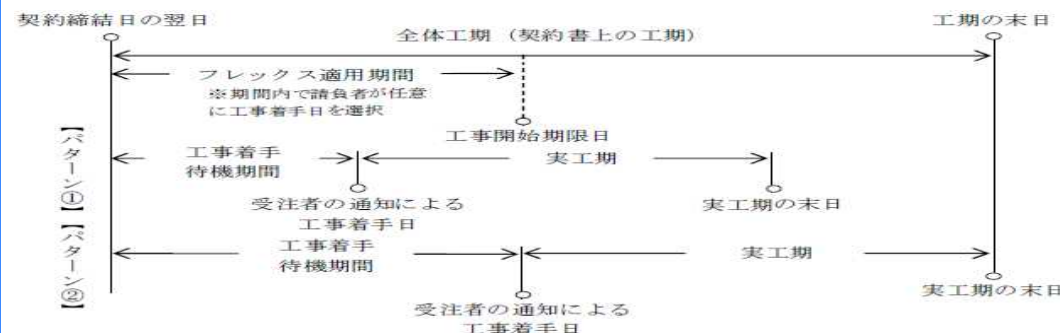
①早期契約方式

契約締結日の翌日から葛飾区が指定する工事着手日の前日までの期間を工事着手待機期間として設定した上で、早期に工事発注。



②フレックス工期契約方式

工事開始時期及び工事完成期限が特定されない工事について、契約締結日から一定の期間内に受注者が工事着手日を任意に決定できる「フレックス適用期間」を設定。



（東京都葛飾区HPより）

6. 市区町村における取組事例⑥【柔軟な工期の設定】

宮城県仙台市

計画的な工事発注を促進するとともに、受注者の円滑な工事施工体制の整備を図ることを目的として、余裕期間を設定し、全体工期内で実工期の始期を発注者が予め指定する方式を導入。

新潟県長岡市

受注者が施工時期を選択することにより、その受注する工事の平準化及び労働環境条件の整備を進め、安全かつ効率的な施工を確保するため、最終完成期限までの範囲内で施工時期を選択することが可能な「施工時期選択可能工事」を実施。

静岡県浜松市

施工時期等の平準化をより一層推進するため、建設工事の一部において、発注者があらかじめ設定した工事着手日選択期間内で、受注者が工事着手日を選択し契約締結することができる着手日選択型工事を、平成28年8月1日より試行。（単年度工事のみならず、債務負担工事も対象）

広島県広島市

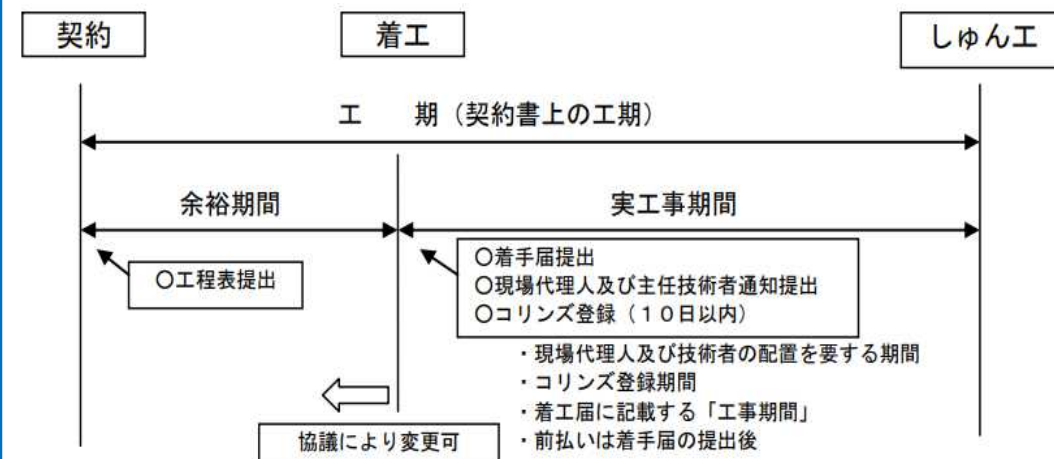
建築・設備工事の円滑な施工を確保するため、一部の建築・設備工事において、工期に余裕期間を設定した工事を試行。余裕期間は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働力確保等の準備を行うために、実際の工事期間前に3ヵ月を超えない範囲で設定。

福岡県古賀市

早期に発注し契約を締結することが可能であり、かつ、受注者の技術者及び施工体制の計画的な確保に寄与することが期待できるものを対象に、受注者が一定の期間の範囲内で工事着手日を選択できる契約方式（フレックス工期契約制度）を導入。

熊本県天草市

余裕期間は、工事ごとに発注者が判断し3ヵ月を超えない範囲で設定。余裕期間内に建設資材の調達や労働力が確保できた場合、施工担当課との協議により工事着工可。

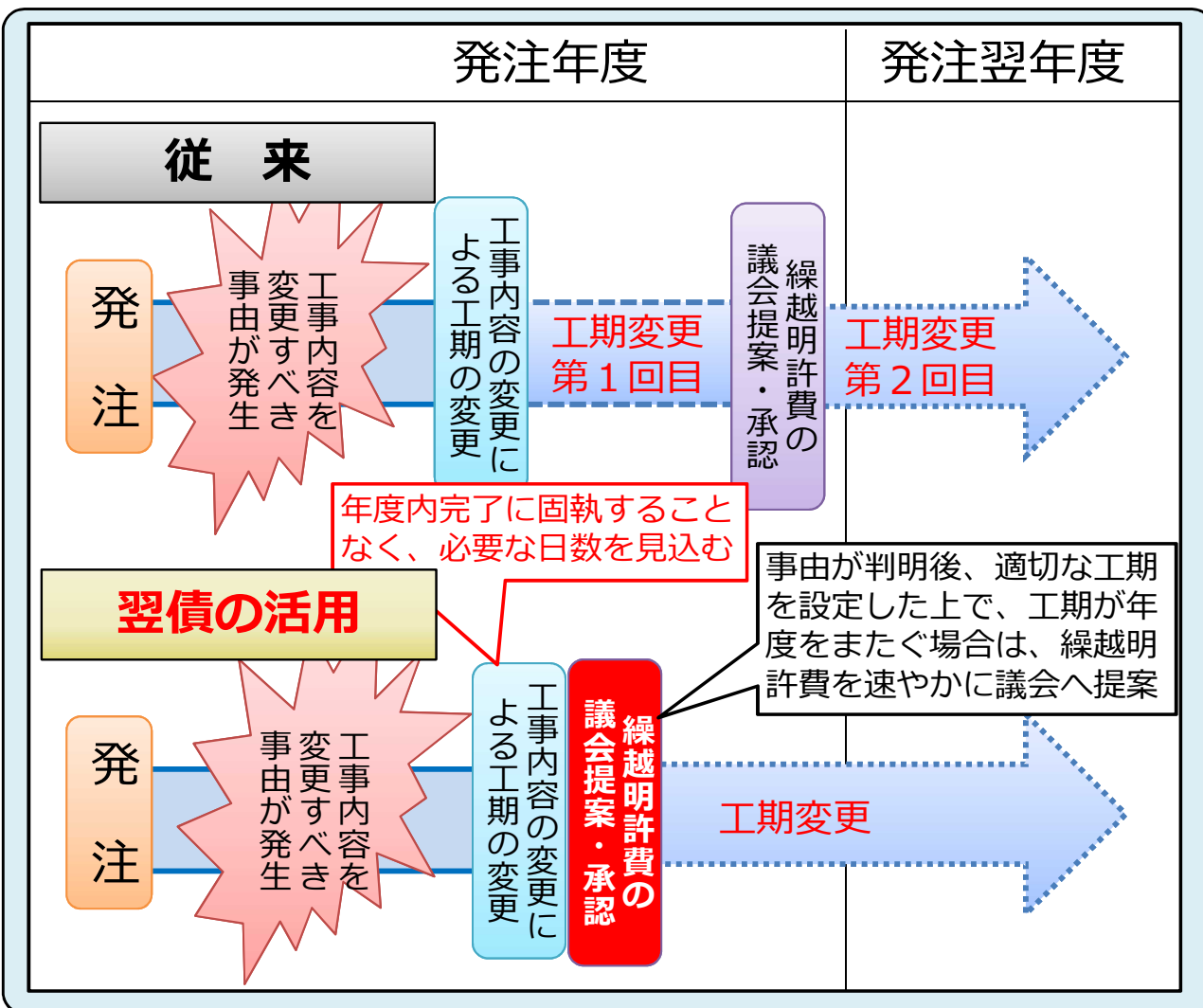


熊本県熊本市

受注者の円滑な施工体制整備を図るため、建設資材の調達や労働力確保に要する余裕期間を設定することができることとしている。余裕期間は、工事ごとに発注者が判断し、必要に応じて設定することとし、発注者指定方式、任意着手方式又はフレックス方式のいずれかの方式において設定する。

6. 市区町村における取組事例⑦【速やかな繰越手続】

工事や業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じたことから、年度内に支出が終わらない場合には、繰越制度を適切に活用することとしている。市区町村においても、年度末間際での繰越手続や、年度内の工事完了に固執することなく、早い段階から必要日数を見込み、早めに議会（例えば12月議会等）に上程するなど、早期の繰越制度を活用している団体が複数存在している。



市区町村の工夫

- 工事又は業務を実施する中でやむを得ない理由により契約内容等の見直しが生じ、その結果、**年度内に支出が終わらない場合は、その段階で繰越手続を開始**(岩手県釜石市)
- 工期を勘案し、年度内に工事の完了が見込めないことが明らかな事業は、年度末を待たずに繰越手続を実施。**平成29年度は、12月議会で一部対応**(栃木県さくら市)
- 単年度工事完了に努めているが、発注後の現場状況を考慮し早々の**12月議会で繰越明許を活用し対応**している(奈良県生駒市)
- 工期を勘案し、年度末までに繰越が必要と判断される事業はあらかじめ**前年12月の段階で議会手続きを経る**ことにより、適切に工期を設定することができた(沖縄県浦添市)

6. 市区町村における取組事例⑧【速やかな繰越手続】

工事等を実施する中で、やむ得ない事由により、当初想定していた内容を見直す必要が生じた段階で速やかに繰越手続を開始する政令指定都市・市区町村は、275団体ある。

北海道室蘭市

平成29年度12月補正予算において、市営住宅改修費や団地建替事業費に繰越明許費（3億27百万円（土木費関係））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

京都府舞鶴市

平成29年度12月補正予算において、道路新設改良事業費について、繰越明許費（66百万円）（土木費関係）を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

山形県南陽市

発注後の現場の状況や、降雪の状況を考慮し、年度内に完了しないことが見込まれた場合、その段階で繰越手続を開始。平成29年度12月補正予算において、公園整備工事に繰越明許費（29百万円（土木費関係））を設定し、第3回定例会（12月）に提出。

広島県三次市

当初工期の最終を2月末日とし、標準工期がとれないものや発注済みで3月末日に完了できないものについては6月、9月又は12月議会で繰越の承認を受けるように工事担当課へ指示している。

平成29年度においては、9月補正予算において、小路美装化事業等について、繰越明許費（50百万円（土木関係費））を設定し、第3回定例会（9月）に提出。また、12月補正予算において、市道・橋梁改良事業について、繰越明許費（3億15百万円（土木関係費））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

埼玉県春日部市

平成29年度12月補正予算において、橋梁長寿命化修繕事業について、繰越明許費（3億18百万円（土木費関係））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

熊本県天草市

平成29年度12月補正予算において、市道改良事業等について、繰越明許費（4億14百万円（土木費関係））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

東京都八王子市

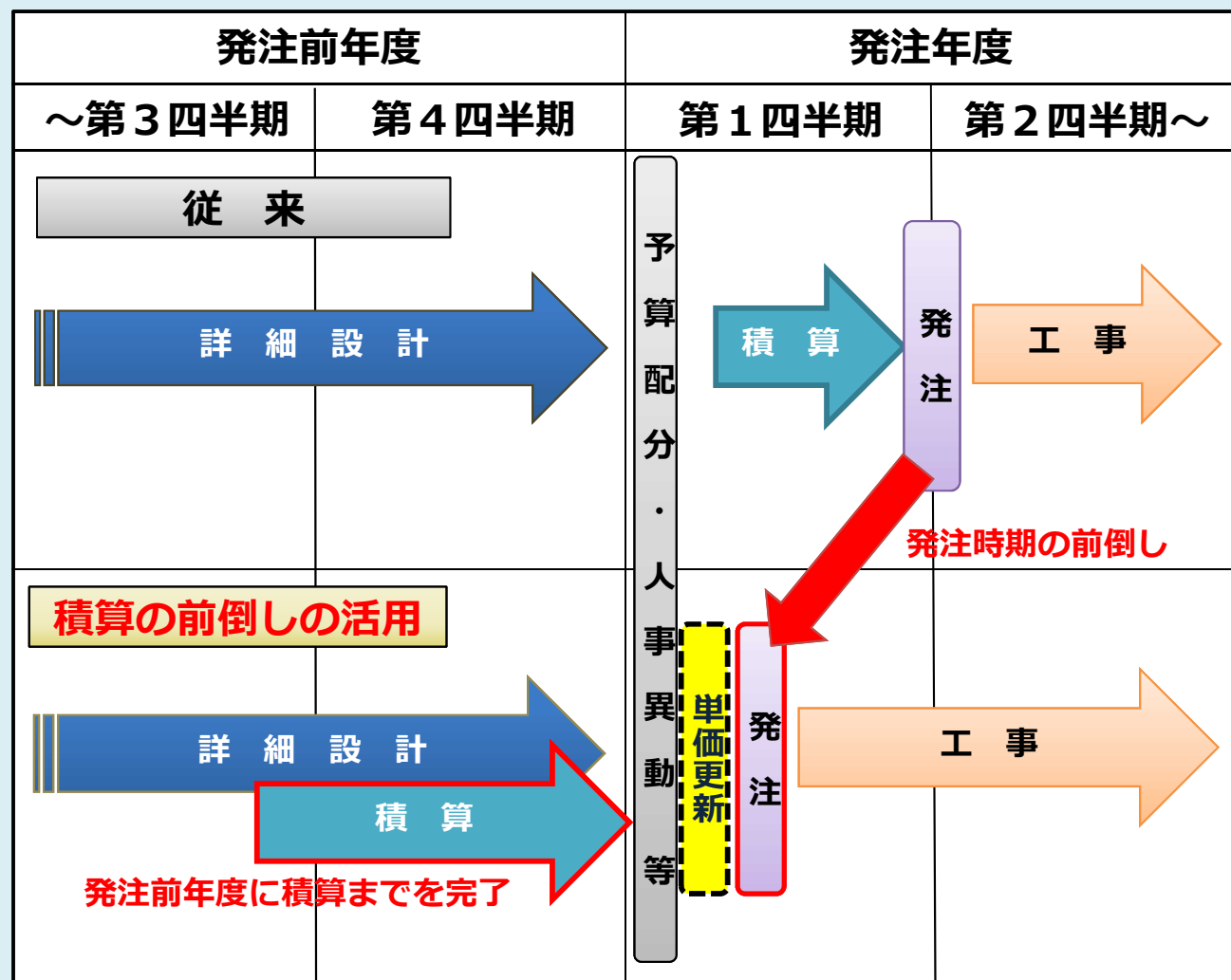
平成29年度11月補正予算において、台風第21号により被災した施設等の復旧事業費を計上すると共に繰越明許費（7億48百万円（土木費関係等））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

鹿児島県出水市

平成29年度12月補正予算において、一般道路整備事業等について、繰越明許費（1億50百万円（土木費関係））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

6. 市区町村における取組事例⑨【積算の前倒し】

予算配分後、速やかに工事の発注手続きを開始できるよう、発注前年度のうちに積算までを完了する「積算の前倒し」を活用し、新年度に速やかに発注を行えるような工夫を実施している市区町村が多数見受けられる。



市区町村の工夫

- 前年度までに一定程度の積算を完了させ、最新単価の入力で完成できるよう下準備を行っている（茨城県東海村）
- 設計業務を早期発注（年内工期100%）することで、工事発注の積算、契約図書の作成時間を確保している（東京都府中市）
- 発注前年度のうちに設計・積算を完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を実施（京都府宇治市）
- 積算から入札までの時間が短縮され、年度当初の早期発注に繋がっている（福岡県柳川市）
- 工事担当者（職員）を対象とした実務担当者会議を毎年開催し、早期発注の意識共有を図っている（福岡県小郡市）

6. 市区町村における取組事例⑩【早期執行のための目標設定等】 国土交通省

早期執行のために計画的に目標を設定し、受注者に対して情報を公開している市区町村が多くみられる。年末から年度末にかけて工期末が集中することが無いように事業量に留意している団体も見受けられる。

具体的な市町村取組例（発注見通しを公表している市の例）



安曇野市
AZUMINO CITY

平成30年度建設工事発注予定（4月6日更新）

4月の時点で半年先の発注見通しまで公表することで発注者に対して呼びかけを行うことにより、工事の平準化に資する

平成30年度 発注見通し表（HP掲載の抜粋）

番号	担当課	工 事 名	概要	業種	工事期間 (月数)	入札予定月	方法
	都市計画課	平成30年度 常念ふれあい公園 ローラー滑り台補修工事	ローラー滑り台補修 一式	土木一式工事	6	10	競争入札
	都市計画課	平成30年度 豊科南部総合公園マレットゴルフ場増設工事	マレットゴルフ場増設 9ホール コース整備 一式	土木一式工事	6	10	競争入札
	農政課	平成30年度 コテージ四季の園改修工事	内装改修 2棟	建築一式工事	3	10	競争入札
	総合体育館建設推進課	安曇野市新総合体育館建設工事	建築面積:約5500㎡ 延べ面積:約7700㎡	建築一式工事	26	10	総合評価

【運用上の工夫】上半期・下半期の年2回 → **四半期ごとの年4回更新の運用**

【掲載URL】<http://www.city.azumino.nagano.jp/soshiki/1100/26380.html>



帯広市
Obihiro City

建設工事発注予定情報

平成30年度 帯広市建設工事等 発注見通し（平成30年4月1日現在）

平成30年4月1日現在

番号	予算種	工種	工 事 名	工事担当課	概算設計概算 (概算・千円) 【公表用】	予定 工事 (期)	予定 工事 (期)	契約方法	施 工 場 所	工 事 概 要	特記事項【公表用】
76	みどりの課	造園	中央公園案内板設置工事	みどりの課	1,800	9月	10月	一般競争入札	西3条東6丁目外	案内板設置 1基	
80	住宅課	解体	平成30年度大空団地3街区解体工事(公・棟)	建築管理課	36,600	5月	7月	一般競争入札	大空町1丁目15-6、16-2	大空団地3街区 公・棟(公営住宅)の解体工事	

工事によっては12月に開始する事業まで掲載。

【運用上の工夫】発注見通しに特記事項欄を設け、**国の交付金の内示状況により取り止め等が見込まれる場合は、特記事項にその旨を記載**している。

【掲載URL】<http://www.city.obihiko.hokkaido.jp/soumubu/keiyakukanzaika/b060401kensetsu.html>



三条市
SANJO CITY

平成30年度公共工事発注見通し

平成30年度 三条市公共工事発注見通し一覧表

No	発注機関	担当課	工 事 名	工事場所	工事概要	工期	入札契約方式	工種	入札予定時期
1	新潟県三条市	建設課	市道井栗249号線道路改良工事	井栗地内	L=約80m	約3ヵ月	一般競争入札	土木一式	第1四半期
2	新潟県三条市	建設課	市道善久寺13号線道路改良工事	善久寺地内	L=約70m	約3ヵ月	一般競争入札	土木一式	第1四半期

【運用上の工夫】発注見通しの公表回数を増やすため、**様式を改善し、担当課の負担を軽減**した

【掲載URL】<http://www.city.sanjo.niigata.jp/category00001170.html>

市区町村の工夫

- 設計金額が**250 万円以上の工事について、年2回（4月、10月）発注見通しの公表**を行っている。（北海道音更町）
- 予算編成時より**平準化会議を行い、年間の発注見通しを公表**するほか、発注予定時期を過ぎても入札契約依頼がない場合、**随時ヒアリングで状況を確認**している（北海道帯広市）
- 各事業担当課の年間工事発注見通しを**集約して、市のホームページに公開**している。**併せて、事業担当課へ早期発注を働きかけ**ている。（岩手県宮古市）
- 各部署で年度当初の**発注目標を設定し、工事担当職員の意識を高め**、早期発注に努めている。（奈良県生駒市）
- **地方整備局がとりまとめる発注一元化に参画**し、計画的な執行を進めている。（福岡県小郡市）

6. 市区町村における取組事例⑪【早期執行のための目標設定等】 国土交通省

月別の工事量の格差改善に向けた取組（横浜市）

横浜市は、道路修繕工事、学校営繕工事、公共建築物の保全工事などにおいて、債務負担行為を設定し、月毎の工事量の格差を改善する取組を実施している。

OPEN YOKOHAMA

横浜市における発注・施工時期の平準化に向けた取組

1 現状

- 従前から早期発注などに取り組んでいる。
- 多くの工事が単年度工期のため、年度の工事量の格差が生じている。

2 取組の方向性

- ① 早期発注
- ② 発注時期の分散
- ③ 年度を跨ぐ工事発注

3 取組内容

当初予算で道路修繕工事、学校営繕工事、公共建築物の保全工事などで**債務負担設定し、年度を跨ぐ工事**を発注

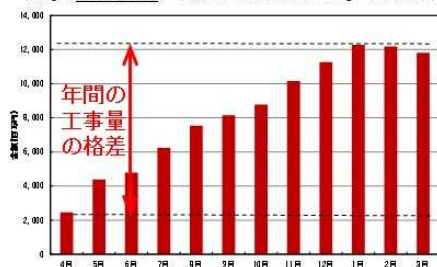
※債務負担設定することにより、年度を通じて計画的に工期の分散が図れる。

4 取組の効果

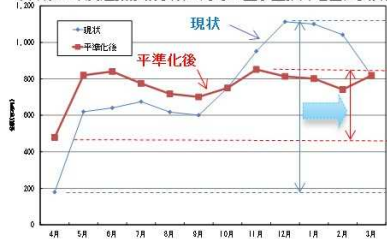
道路修繕工事で、工期の分散と債務設定による効果を試算

月毎の工事量格差を改善

月毎の工事量推計 平成26年度本市発注工事（3億円未満）



平準化効果のイメージ (平成26年度道路修繕事業の月毎の工事量推計を基に試算)



※出典：横浜市HP

発注情報一元化の例（埼玉県、大分県）

都道府県によっては、市区町村の発注情報を収集し、一元化することで、受注者に分かりやすく紹介している取組も見受けられる。

埼玉県の「公共工事発注見通し」画面のスクリーンショット。検索条件として「建設工事」を選択し、「指定しない」を選択している。検索結果一覧には、埼玉県の市区町村がリストアップされている。

調達区分	建設工事
調達機関名	指定しない
部局名	指定しない
課所名	指定しない
入札方式	指定しない
業種/業務	指定しない
格付	指定しない
調達案件名称	
案件番号	含む
公開日	検索範囲 2018年4月12日から2018年4月19日まで
表示件数	10件ごと

検索結果一覧（指定しない）

- 埼玉県
- さいたま市
- 川越市
- 熊谷市
- 川口市
- 行田市
- 秩父市
- 所沢市
- 飯能市
- 加須市
- 本庄市
- 東松山市
- 春日部市
- 狭山市
- 羽生市
- 鴻巣市

大分県の「大分県共同利用型入札情報サービスシステム」画面のスクリーンショット。県内の市町村等の情報をまとめて統合することにより、発注情報の効率化を図っている。

大分県共同利用型入札情報サービスシステム

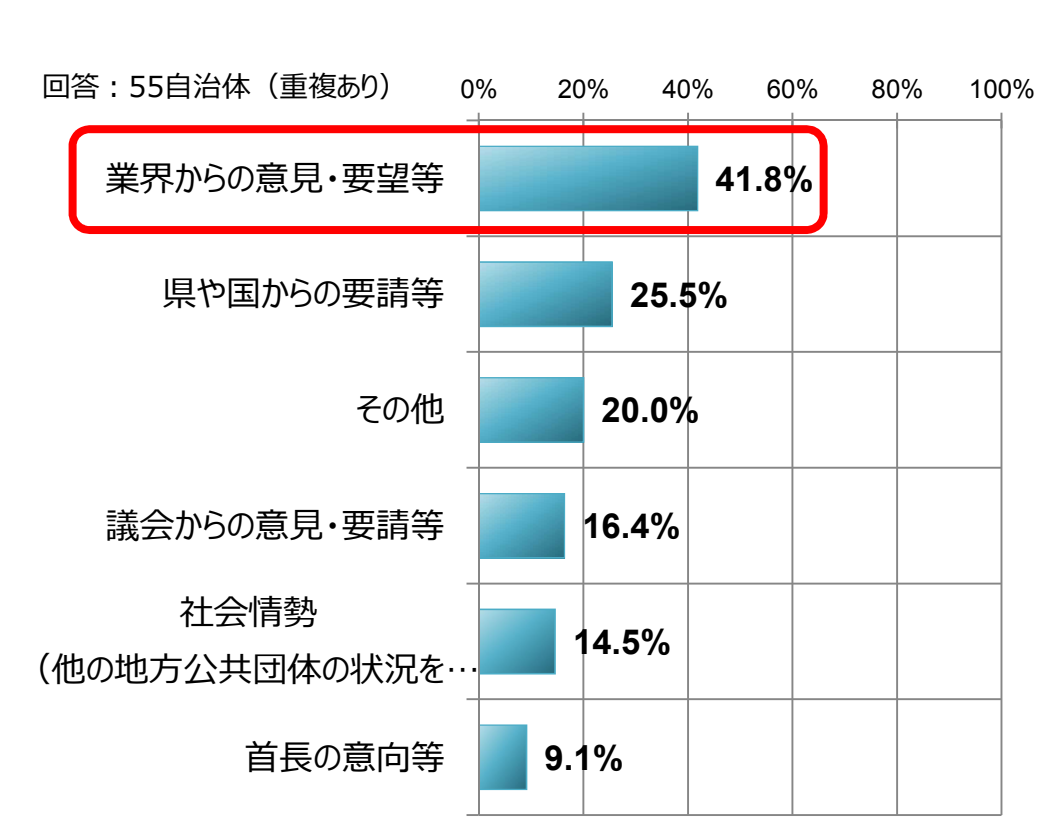
団体名を選択してください。運用を開始している団体のみ選択できます。公表している内容については、各発注機関にお問合せ下さい。

大分県 大分市 別府市 中津市 日田市 佐伯市 臼杵市 津久喜市 津久喜市 豊後大野市 中津市 日田市 宇佐市 杵築市 豊後大野市 中津市 日田市 姫島村 日出町 玖珠 玖珠 玖珠

発注機関	発注所	入札方式	業種	入札予定時期	工事の名称	調・内川名等	工事の場所	工事の期間	工事の概要	備考
別府市	別府市	入札方式	電気工事	第2回半期	別府市庁舎中央監視設備改修工事	別府市	別府市上野口町1番1号	約10ヶ月	本庁舎の中央監視設備の改修	新規
別府市	別府市	入札方式	電気工事	第1回半期	別府市庁舎空調換気設備改修工事	別府市	別府市上野口町1番1号	約10ヶ月	本庁舎の空調換気設備の改修	新規

平準化に向けた取組の導入契機に関する市区町村からのご意見

業界からの意見・要望等が取組を導入する契機となったとの回答が最も多かったほか、県や国で先行して実施している状況を勘案して導入した等の回答が続いている。



- 業界からの意見・要望等
 - ・年度当初の閑散期（４～６月）における技術者の効率的な配置
 - ・現状では工事の端境期があるので、年間を通じて平均的な発注を要望
 - ・公共事業の品質確保のため、発注や施工時期の平準化の要望がある。
- 県や国からの要請等
 - ・県において施工時期の平準化に努めるために余裕工期制度が制定されたことを受け、当市でも同様の制度を導入するきっかけとなった。
- その他
 - ・独自の下請契約の実態調査では、過半数が「早期発注をさらに増やしてほしい」との回答があり、更なる実施が望まれている。
- 議会からの意見・要請等
 - ・市民ニーズへの対応、品質の確保、コストの縮減、地元企業の発展などの効果に関する意見があった。
 - ・受発注者双方にメリットがあり、受注者の企業経営の健全化や労働者の処遇改善、稼働率の向上にもつながるとの意見があった。
- 社会情勢
 - ・寒冷地帯固有の問題として、土木工事期間の制約があり、冬期における雇用確保が恒常的な課題となっていた。

※ 市区町村に対する平準化の取組に関するアンケート調査結果（H30.2）

Q. 平準化に向けた取組を導入する契機を選択の上、具体的な導入経緯や背景について回答してください。

選択肢：業界からの意見・要望等／議会からの意見・要望等／首長の意向等／社会情勢（他の地方公共団体の状況を考慮等）／県や国からの要請等／その他（複数回答可）

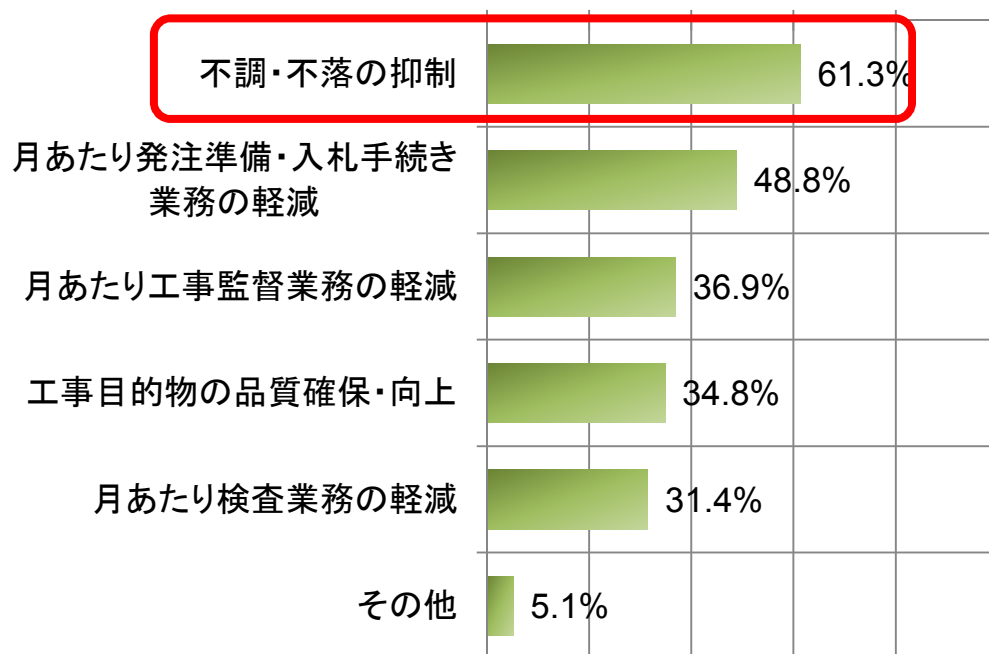
母数：債務負担行為等、平準化の取組を実施している58市区町村を対象にアンケート調査を実施。

7. 市区町村へのアンケート調査結果②【平準化の促進により期待する効果】

平準化の促進により期待する効果に関する市区町村からのご意見

平準化の取組により、不調・不落の抑制につながるという意見が多かったほか、工事発注や監督業務の軽減により、工事目的物の品質向上に期待するといった意見が多くみられた。

回答: 55自治体(重複あり) 0% 20% 40% 60% 80% 100%



● 不調・不落の抑制

- ・第1四半期に工事発注を例年より多く行うことにより、請けてもらえる業者が増えたため、不調・不落が少なくなった。
- ・工事発注が集中すると業者の手持ち工事が飽和状態となり、入札不調が発生するが、発注の平準化及び発注見通しの公表により不調が低減。
- ・大型建築工事については全国の情勢に影響を受けやすいので、余裕工期等の平準化への取組によって不調を抑える効果はあった。

● 月あたり発注準備・入札手続き業務の軽減

- ・2、3月に工事発注できたため、年度当初の多忙な時期の工事発注量が減少した。
- ・積算ミスの減少にもつながっている。
- ・債務負担を設定している工事に関しては地域の要望や陳情に対して柔軟な対応が可能になった。

● 月あたり工事監督業務の軽減

- ・工事着手まで協議時間がとれることにより、スムーズな施工ができた。
- ・工事件数が平準化され、職員の時間外勤務が減少した。

● 工事目的物の品質確保・向上や、月あたり検査業務の軽減等

- ・余裕を持った工期設定にて丁寧な作業が行われ、品質が向上。人材の安定確保、コスト縮減、災害時等への対応の提供、地域経済の活性化が期待できる。

※ 市区町村に対する平準化の取組に関するアンケート調査結果 (H30.2)

Q. 平準化に向けた取組を実施する上で、期待している効果を回答してください。

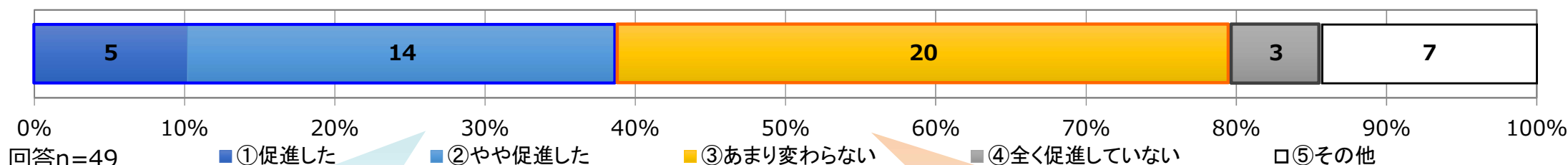
選択肢: 月あたり発注準備・入札手続き業務の軽減/月あたり工事監督業務の軽減/月あたり検査業務の軽減/
工事目的物の品質確保・向上/不調・不落の抑制/その他(複数回答可)

母数: 債務負担行為等、平準化の取組を実施している58市区町村を対象にアンケート調査を実施。

7. 市区町村へのアンケート調査結果③【取組導入後の平準化の促進状況】

取組導入後における促進状況に関する変化について

- 促進した、やや促進したとの回答と、あまり変わらないとの回答がほぼ同数となっている。
- 促進した、との回答における自由意見では、工事の閑散期がなくなったとの意見もある一方、小中学校の工事や、出水期を避けるべき工事等、平準化が困難な事業について、課題として挙げられている。



●促進した・やや促進した

- ・第1四半期に工事発注があるため、工事の閑散期がなくなった。
- ・特定の時期に工事が著しく集中するといった事態が緩和され、年間の工事計画の平準化に多少効果があつたと考えている。
- ・庁内で「工事発注時期の平準化に関する会議」を開催し、平準化の取組を喚起。財政サイドにも出席を求めている。結果、不調、不落が少なくなった。
- ・業界から、第1四半期も技術者を配置できたとの声があつた。

●あまり変わらない

- ・災害復旧や社会情勢等の影響に左右されやすい。
- ・小中学校の工事など、工事が限定される（夏休みなど）ものや、出水期を避けて行う必要がある工事が多いため、平準化に取組める事業が少ないことから、あまり変わらない。
- ・補助事業においては申請手続きなどの関係により、実際の発注が下半期に集中してしまう。
- ・平準化が原因と言えるはっきりとした効果はまだ出ていないと感じる。

※ 市区町村に対する平準化の取組に関するアンケート調査結果（H30.2）

Q. 平準化の取組の導入後、促進状況に関して選択の上、回答理由を回答してください。

選択肢：選択肢：①促進した／②やや促進した／③あまり変わらない／④全く促進していない／⑤その他

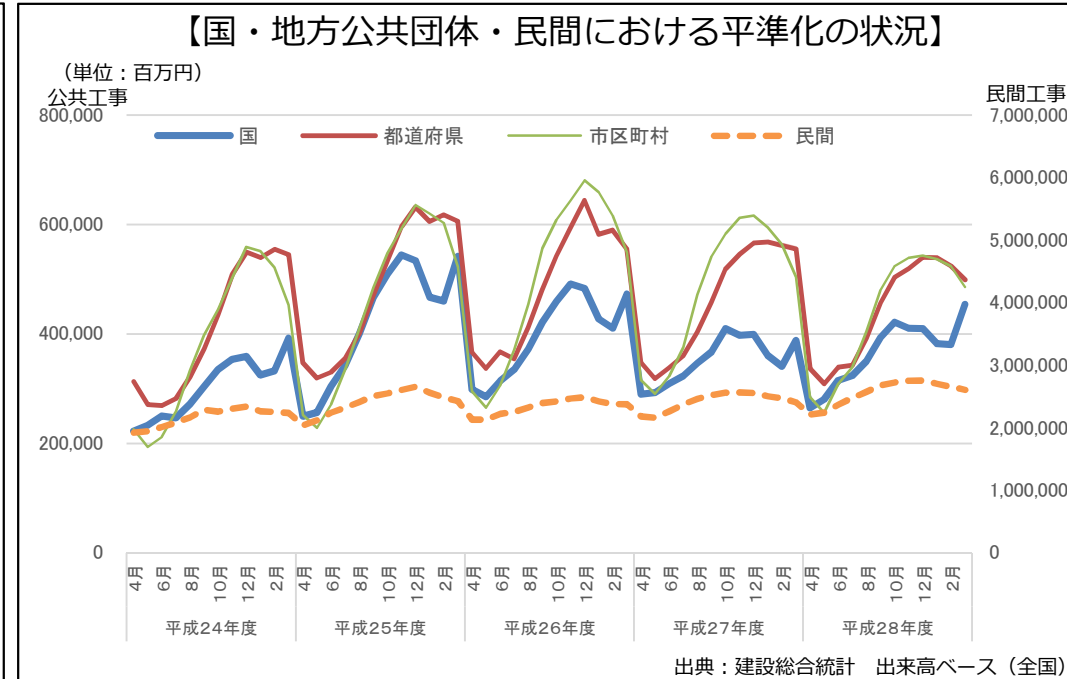
母数：債務負担行為等、平準化の取組を実施している58市区町村を対象にアンケート調査を実施。

平準化に向けた3つの取組

34

取組状況（地方公共団体における平準化に向けた取組の促進）

- H28.1 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H28.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することも可能であること等について通知
- H28.4 都道府県が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集をとりまとめ
- H28.5 都道府県と、工事の性格や地域の実情等を踏まえ、更なる平準化に努めるよう申合せ
- H28.10 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H28.11 都道府県と、債務負担行為の活用や適切な工期の設定、繰越制度の適切な活用等により、更なる平準化に努める旨を申合せ
- H29.2 総務省と連名で、地方公共団体の契約担当課だけでなく、新たに財政担当課に対しても平準化について要請
- H29.3 都道府県及び市区町村が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集第2版をとりまとめ
- H30.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請



公共工事の円滑な施工確保について（抜粋）（平成30年2月2日 国土入企第26号）／都道府県・指定都市あて通知

4. 施工時期等の平準化について 施工時期等の平準化は、人材・資機材の効率的な活用や担い手の処遇改善にも資することから、**「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」**（平成28年2月17日付け総行行第41号・国土入企第17号）において通知した内容を踏まえ、また**「余裕期間制度の活用について」**（平成28年6月24日付け事務連絡）も参考に、**債務負担行為の積極的な活用、余裕期間の設定、繰越制度の適切な活用**等により、施工時期等の平準化に努めること。また、受注者側が計画的に施工体制を確保できるよう、地域の実情等に応じて、各発注者が連携して**発注見通しを統合して公表**する取組に参加する等必要な措置を講ずるよう努めること。

施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について（平成28年2月17日 国土入企第17号）／都道府県、指定都市あて通知

1. 計画的な発注の推進

年度当初に事業が少なくなることや、工事完成時期や調査・設計等の業務の履行期限が年度末に過度に集中することを避けるため、早期発注や債務負担行為の適切な活用により、計画的な発注に努めること。なお、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関しては、地方公共団体において過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることができるところであり、契約初年度に支出を要さない債務負担行為（いわゆる「ゼロ債務負担行為」）を設定して事業を実施することも可能であること。

2. 適切な工期の設定

工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件、建設労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ、特に以下に留意の上、工事施工に必要な日数を確保するなど適切に設定すること。

- (1) 同工種の過去の類似実績を参考に、必要な日数を見込むこと。
- (2) 降雪期については、作業不能日が多いなど工事に要する期間が通常より長期になることから、必要な日数を見込むこと。
- (3) 年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込むこと。

3. 余裕期間の設定

余裕期間については、柔軟な工期の設定等を通じて建設資材や建設労働者などの確保に資するものであり、工事の性格等を踏まえて適切に設定すること。

4. 工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応

- (1) 複数年度にわたる工期や業務の履行期間を設定する必要がある場合は、債務負担行為等を適切に活用すること。
- (2) 工事や業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じたことから、適切な工期を設定した結果、年度内に支出が終わらない場合には、繰越制度を適切に活用すること。

余裕期間制度の活用について（平成28年6月24日）（別添抜粋）／都道府県、指定都市あて事務連絡

1. 余裕期間制度とは

余裕期間制度は、契約ごとに、工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で余裕期間※1を設定して発注し、工事の始期（工事開始日）もしくは終期（工事完了期限日）を発注者が指定、または、受注者が選択できる制度である。柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資材や建設労働者などが確保できるようにすることで、受注者側の観点から平準化を図ることに資すると考えており、工事の発注において、積極的に活用することとしている。

余裕期間制度には、次の方法がある。

- ① 発注者が工事の始期を指定する方法（以下「発注者指定方式」という。）
- ② 発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方法（以下「任意着手方式」という。）
- ③ 発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期をあわせた期間）の中で、受注者が工事の始期と終期を決定する方法（以下「フレックス方式」という。）

※1「余裕期間」：契約期間内であるが、工期外であるため、受注者は監理技術者等の配置が不要であり、工事に着手してはならない期間である。
工事着手以外の工事のための準備は、受注者の裁量で行うことができる。

2. 以降は、以下のURLからご参照ください。

<http://www.mlit.go.jp/common/001135341.pdf>

各機関の平準化の取り組みについて

平成30年7月17日
関東ブロック発注者協議会
幹事会

平準化に向けた取組として考えられる項目に「平準化に関する市町村支援」を加えた以下の6項目について、今回の発注者協議会幹事会を構成する各機関における取組の実施状況を事前調査した。

【調査項目】

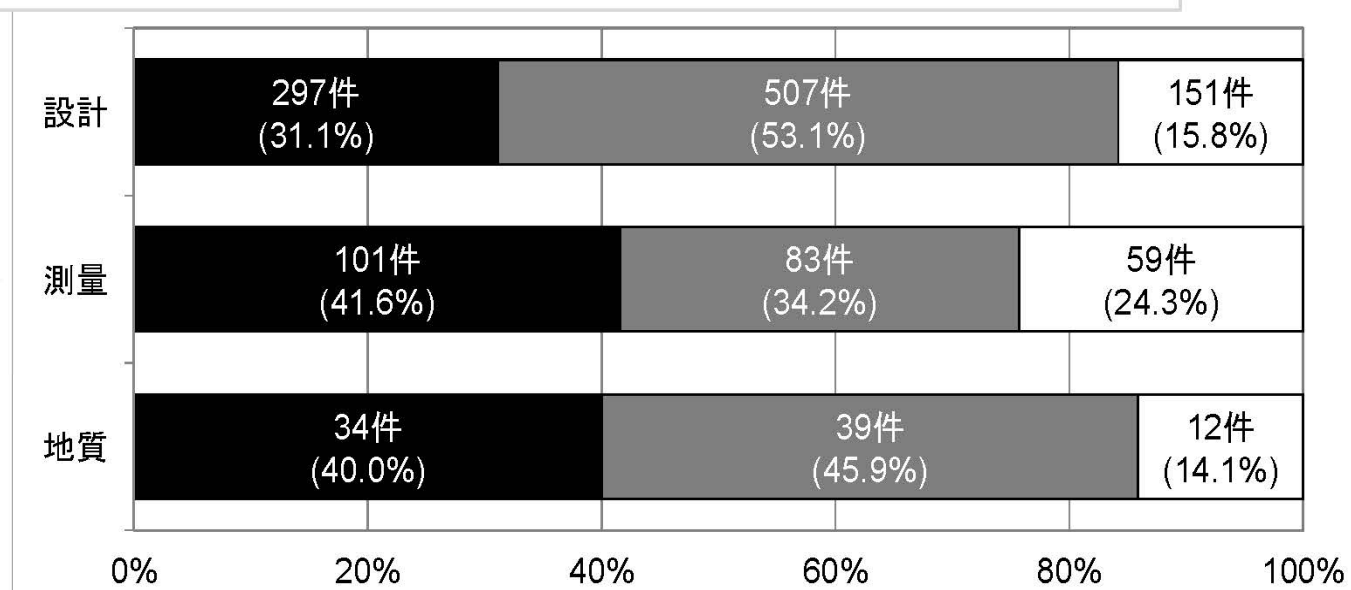
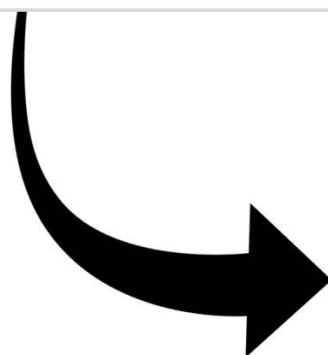
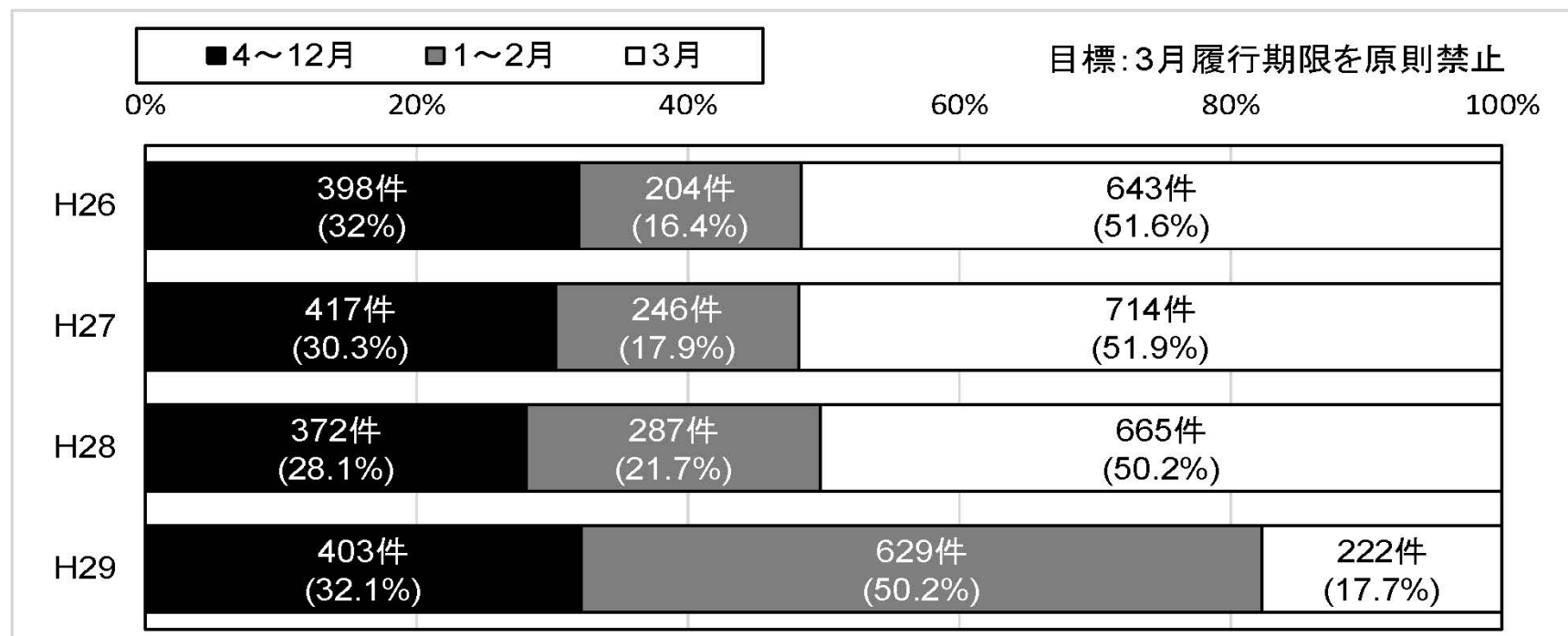
- ・(さ)債務負担行為の活用
- ・(し)柔軟な工期の設定
- ・(す)速やかな繰越手続
- ・(せ)積算の前倒し
- ・(そ)早期執行のための目標設定
- ・平準化に関する市町村支援

ご回答いただいた取組事例から、各機関の取組の参考・情報共有として、埼玉県、東京都にご紹介いただく。

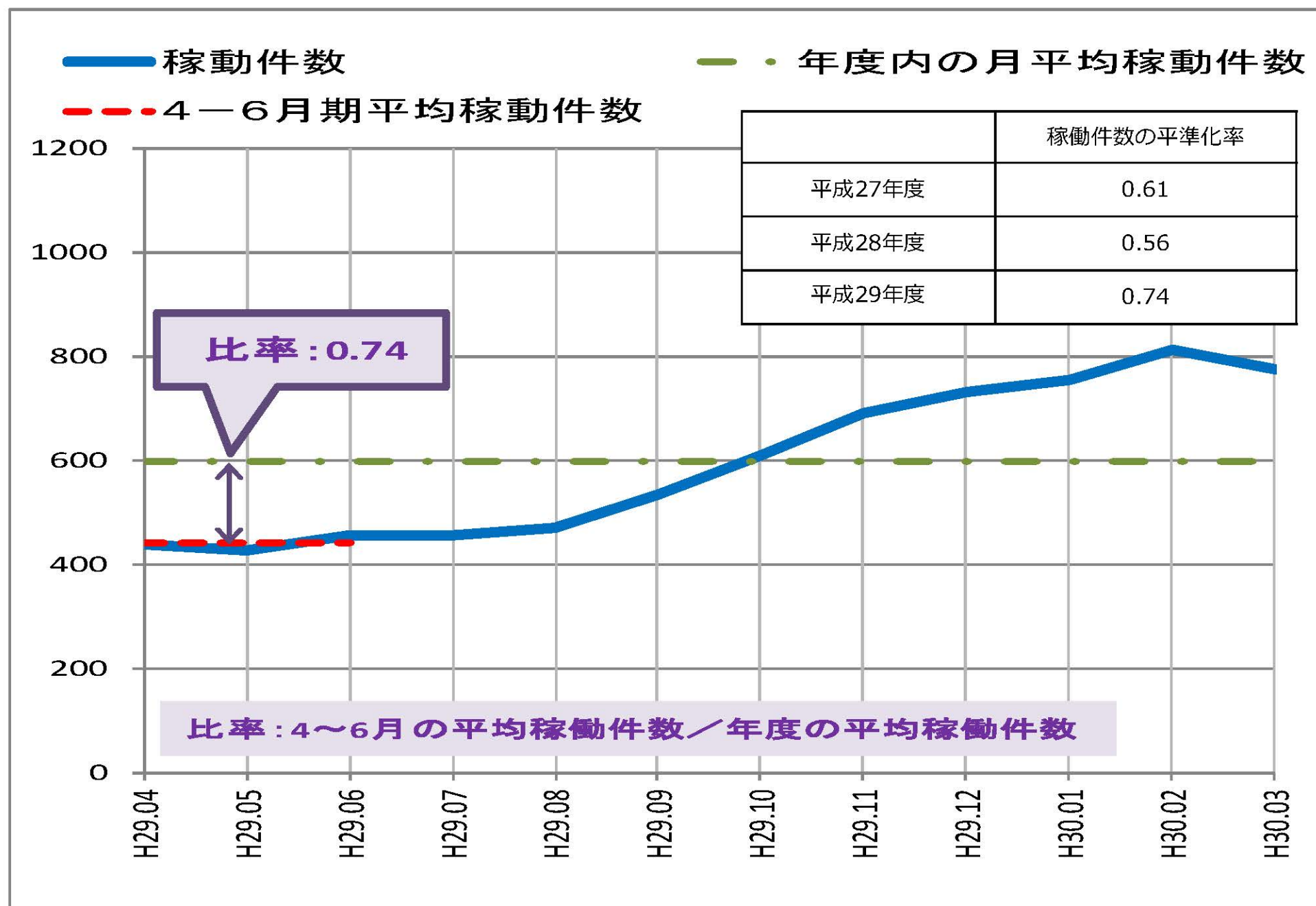
取組事例【埼玉県・東京都】

所属	債務負担行為の活用	柔軟な工期の設定	速やかな繰越手続	積算の前倒し	早期執行のための目標設定	平準化に関する市町村支援
埼玉県	① ゼロ債務負担行為等の活用 (ゼロ債：H30年度予算～) 従来から設定している債務負担行為に加え、H30年度予算に関し、H29年度の支出を伴わないゼロ債務負担行為を設定。前年度中に一定量の工事を発注し(H29：95件発注)、新年度第1四半期の工事量を確保。 また、工期1年未満であっても非出水期に施工するなど年度を跨ぐ工事について、債務負担行為を設定。	① 工事開始日・配置技術者の柔軟な運用 (H29年度～) 繁忙期に技術者が不足することへの対応として、現場への技術者の配置が必要となる工事開始日を柔軟に設定できる工期設定制度を運用。	① 12月補正予算での繰越明許費の設定 (H28年度～) 不測の事態により年度内の完成が困難となった工事について、適正工期の確保の観点から、従来の2月補正予算での繰越設定を前倒しして実施。	① 発注準備工事の設定 (H27年度～) 前年度中に積算等の準備を行い、新年度第1四半期に発注する工事を一定量設定。H30年度は約100件実施。	① 発注見通しの公表 (H26年度～) 4月中旬に当初予算での発注案件を公表。以降、随時更新。 ②平準化の目標設定 (H30年度～) 第1四半期の工事稼働件数(月平均)を年間稼働件数(月平均)の90%以上とする。	① 会議での情報提供 (H30.1関東地方ブロック発注者協議会埼玉県分科会) 品確法に係る取組の1つとして県の平準化対策について情報提供。
東京都	東京都では、工事・委託ともに、債務負担(ゼロ都債含)を活用しています。また、平準化の取組みを推進するため、工期が12ヶ月未満の案件への適用や、平準化を理由とした債務負担行為も可能となっています。 参考) 債務負担件数(予算ベース) H29：341件、H30：576件 ⇒235件(68.9%)増	東京都ではH26年度から、ゼロ都債を活用して発注を前倒し、技術者配置準備期間を設定する工事を試行しており、H29年度からは、ゼロ都債に限らず適用可能としています。 ①試行対象：予定価格 250万円を超える競争入札を行う工事 ②配置準備期間：工期の30%を超えず、かつ、4か月を超えない範囲内で設定	やむを得ない事由により、当該年度内に、工事を完了することができなかった場合には、適切に繰越手続を実施しています。	平準化の取組方針や適正工期の確保等を踏まえ、早期発注を行う場合は、前年度中に積算業務等を行っています。	建設局では、今年度の平準化の取組方針として、 【委託】①3月履行期限を原則禁止(当初契約のみ)②履行期限4～12月の割合を40%以上確保 【工事】①集中期(10～12月)と端境期(3～5月)の契約件数の比率を1.5倍程度②年度の平均稼働件数と4～6月の平均稼働件数の比率を0.85以上を目標としています	区市町村支援については、定例の意見交換会等で、東京都の取組状況等を含めた情報提供を行っています。特に、今年度は、全国統一指標や発注見通しの統合等について、国土交通省の資料を基に幹事区市へ周知し、情報共有と積極的な取組みをお願いしています。

【東京都】 早期執行のための目標設定：委託の実績



【東京都】 早期執行のための目標設定：工事の実績



平成30年度関東ブロック発注者協議会 幹事会 平準化の取り組みについて

所属	債務負担行為の活用	柔軟な工期の設定	速やかな繰越手続	積算の前倒し	早期執行のための目標設定	平準化に関する市町村支援
皇宮警察	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	該当なし
関東財務局	・ 宿舎建設工事においては債務負担行為の活用実績あり ・ 維持整備工事においては、短期間（1年未満）での工事が中心であるため、活用していない	・ 工事の種類、規模や年末年始（GW、お盆）期間等を考慮して設定している。	・ 不調不落となった案件については、設計内容、発注時期等を考慮し、必要があれば繰越手続を行っている。	・ 設計業務については、次年度工事分を当年度中に完了するように発注し、次年度工事の早期発注を目指している。	・ 予算示達がなされた工事で、設計が完了しているものについては、可能な限り前倒し（上半期中）で発注している。	—
関東農政局	必要に応じ、債務負担行為を活用した工期設定	余裕工期の設定	実施	必要に応じ次年度発注予定案件を前倒し発注	当該年度当初予算の上半期目標契約率を8割に設定	なし

平成30年度関東ブロック発注者協議会 幹事会 平準化の取り組みについて

所属	債務負担行為の活用	柔軟な工期の設定	速やかな繰越手続	積算の前倒し	早期執行のための目標設定	平準化に関する市町村支援
農林水産省 関東森林管理局	補正予算、災害については翌年度にわたる債務負担工を活用。 経常予算についても活用が可能であれば債務負担行為を活用。	発注署の判断による。	財務局との事前のすりあわせを行い、メール等を活用し、すみやかに手続が行われている。	行っていない。	平成30年度は、特例を除き4月中の公告を目標とした。 4月中の公告実績は平成30年度発注予定工事件数の65%となった。	なし
国土交通省関東運輸局				今後設計委託等含め検討中	今後設計委託等含め検討中	
国土交通省 東京航空局	ゼロ債務負担行為の活用中	特になし	適宜実施	特になし	当局HP「工事等発注見通し」情報の更新時期を年2回から毎月に変更。また、当局管轄内各ブロック発注者協議会「発注見通し予定情報」HPに参画。	—

平成30年度関東ブロック発注者協議会 幹事会 平準化の取り組みについて

所属	債務負担行為の活用	柔軟な工期の設定	速やかな繰越手続	積算の前倒し	早期執行のための目標設定	平準化に関する市町村支援
国土技術政策総合研究所	1～2件／年間 程の発注件数しか無いため、平準化としては特に取り組んで居ない					
関東地方環境事務所	未活用	特段無し（余裕期間の設定などは行っていない）	年度末直近ではなく、年度内に支出が完了しないことが判明したタイミングで、繰越手続を開始している	工事発注の前年度に積算を実施している	冬季工事ができない場所は、早期に執行するなど、計画的に発注がされるよう努める	—
北関東防衛局	当省の建設工事においては、2か年国債、3か年国債が主体である。	フレックス工期制度や余裕期間制度は、導入していない。	特になし	計画的な設計・積算を実施することにより年度当初から速やかに発注手続を開始	目標設定は行っていないが、早期発注など計画的な発注に留意	該当なし

平成30年度関東ブロック発注者協議会 幹事会 平準化の取り組みについて

所属	債務負担行為の活用	柔軟な工期の設定	速やかな繰越手続	積算の前倒し	早期執行のための目標設定	平準化に関する市町村支援
東京高等裁判所	案件に応じて予算要求を行い、認められた範囲で国庫債務負担行為を活用している。	柔軟な工期の設定は行っていない。	翌債等の明許繰越の制度を適切に活用している。	案件に応じて前年度に設計業務を行っている。	執行率等の数値目標は設定していない。	—
東日本高速道路（株）関東支社	—	毎年計画的に実施する舗装補修工事等では、複数年契約や発注時期が集中しないような工夫を実施している。	—	—	—	—
（国研）科学技術振興機構	制度的には可能であるが、これまで適用できる案件が無い	可能なものは適宜実施	可能なものは適宜実施	実施例なし	設定していない	該当なし

平成30年度関東ブロック発注者協議会 幹事会 平準化の取り組みについて

所属	債務負担行為の活用	柔軟な工期の設定	速やかな繰越手続	積算の前倒し	早期執行のための目標設定	平準化に関する市町村支援
(独)国立科学博物館	具体的取組、事例はこれまでのところ特になし。	具体的取組、事例はこれまでのところ特になし。	具体的取組、事例はこれまでのところ特になし。	具体的取組、事例はこれまでのところ特になし。	具体的取組、事例はこれまでのところ特になし。	—
(独)国立女性教育会館	無	できる限り工期を長めに設定	所管の文科省に相談のうえ、繰越手続を行っている	無	無	無
(独)国立美術館 国立西洋美術館	該当なし	当館の場合、冬季に約1か月休館し、当該休館期間中に工事を施工する必要がある案件が多いため、一律に柔軟な工期を設定するのは難しいが、開館しながら施工できる工事の場合は、無理のない範囲で工期を設定するように努めている。	本部事務局より照会があるため、該当案件がある場合は、都度行っている。	工期に合わせて行っている。	「柔軟な工期の設定」で記載したように、冬季に約1か月休館し、当該休館期間中に工事を施工する必要がある案件が多いため、早期執行のための目標は設定していない。	—

平成30年度関東ブロック発注者協議会 幹事会 平準化の取り組みについて

所属	債務負担行為の活用	柔軟な工期の設定	速やかな繰越手続	積算の前倒し	早期執行のための目標設定	平準化に関する市町村支援
(独) 国立文化財機構 東京国立博物館	東京国立博物館仮設収蔵庫の整備においてH30-H31の2年国債で債務負担行為を活用している					
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構	債務負担行為を活用し、工事発注時期を分散化させることで平準化に努めている。					
(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 東京支社	当機構は、上記の各項目に示された内容について具体的な取組は行っておりません。					

平成３０年度関東ブロック発注者協議会 幹事会 平準化の取り組みについて

所属	債務負担行為の活用	柔軟な工期の設定	速やかな繰越手続	積算の前倒し	早期執行のための目標設定	平準化に関する市町村支援
(独) 都市再生機構	—	余裕期間方式を用いた契約手続きの実施	繰越手続きの早期着手に努める	上半期発注に向け、前年度までに積算を前倒しし準備	上半期契約の促進	—
(独) 日本学生支援機構	債務負担行為の活用は行っていない。 予算の繰越しを行う等により年度末においても適切な工期設定を行っている。	早期契約制度やフレックス工期契約制度等による契約は行っていない。	工期中に仕様の見直し等により次年度に繰越した事例はないが、予算担当部署との調整により速やかな繰越手続に努めている。	次年度に行う事が既に確定している工事については、前年度から設計・積算を行い早期発注に努めている。	平準化率の目標値を設定し、年間を通じての平準化に努めている。	
(独) 日本芸術文化振興会				予定工事の設計・積算を前倒しして行い、おおよその予定価格を積算した上で、調達時には改めて単価の見直しを行っている。		

平成30年度関東ブロック発注者協議会 幹事会 平準化の取り組みについて

所属	債務負担行為の活用	柔軟な工期の設定	速やかな繰越手続	積算の前倒し	早期執行のための目標設定	平準化に関する市町村支援
(独)日本スポーツ振興センター	実施していない	実施していない	実施していない	実施していない	四半期ごとに発注見通しを公表している。	
(独)水資源機構	H28年に本社から全事務所に対し文書発出し、複数年にわたる工期又は業務の履行期間を設定する必要がある場合は、債務負担行為制度の適切な活用に努めるよう周知徹底をはかっている。	H28年に本社から全事務所に対し文書発出し、柔軟な工期又は履行期間の設定等を通じて、建設資材や建設労働者などが確保できるよう、余裕期間制度の積極的な活用に努めるよう周知徹底をはかっている。	H28年に本社から全事務所に対し文書発出し、工事又は業務を実施する上で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、繰越制度の適切な活用に努めるよう周知徹底をはかっている。	発注前年度に設計・積算までを完了させることが可能な工事等については、発注年度当初に速やかに発注手続を進めている。	発注見通しを公表し、円滑かつ着実な事業実施に努めている。	—
労働者健康安全機構	従来より、債務負担行為の活用は実施している	事案ごとに工事工程を設定	通常の手続きを実施している	未実施	特になし	—

平成30年度関東ブロック発注者協議会 幹事会 平準化の取り組みについて

所属	債務負担行為の活用	柔軟な工期の設定	速やかな繰越手続	積算の前倒し	早期執行のための目標設定	平準化に関する市町村支援
(国研)産業技術総合研究所		建築資材や労働者の確保、工事にかかる準備・後片付けの日数等を考慮した適正な工期を設定。				
地方共同法人 日本下水道事業団	大規模な工事においては、一括設計審査（全体設計）および債務負担行為（都県市町村）を活用しています。	大規模な工事においては、一括設計審査（全体設計）を積極的に活用するなど、必要な工期を確保しています。	繰越については、各都県市町村と調整し速やかに対応しています。	—	具体的に提示できる数値はありませんが、組織毎に目標を設定し上半期契約率を管理しています。	—
茨城県	平成29年度9月補正予算において、社会資本整備総合交付金事業及び県単独事業について平準化を目的としたゼロ債務負担行為を設定した。（平成29年度設定額：43億55百万円）	平成29年度において、ゼロ債務負担行為を活用した工事の発注を対象として、任意着手方式の余裕期間制度を適用した。	—	土木部内通知において、年度当初に発注する工事については、速やかに発注手続きが出来るよう、前年度中に設計・積算等の発注準備を行うよう定めている。	土木部の執行方針において、上半期執行率の目標設定をしている。また、年度当初の発注見通しの公表件数の拡大、公表の前倒しを実施するとともに、平成29年10月から発注見通しについて、国と統合化を実施している。	茨城県の発注者協議会において、市町村に対して、国や県の平準化に関する取組み事例などの情報提供をしている。

平成30年度関東ブロック発注者協議会 幹事会 平準化の取り組みについて

所属	債務負担行為の活用	柔軟な工期の設定	速やかな繰越手続	積算の前倒し	早期執行のための目標設定	平準化に関する市町村支援
栃木県	平成29年度9月補正予算で県単独事業25億円、平成30年度当初予算で国庫補助・交付金事業で75億85百万円、県単独事業で25億40百万円を設定している。	平成29年度発注工事のうち約4割の工事で余裕期間（任意着手方式）を設定した。 また、週休2日制工事については余裕期間（フレックス方式）を設定し、平成29年度は25件の工事を試行した。	平成29年度9月補正予算で道路事業、河川事業及び街路事業等の繰越明許費（185億67百万円）を設定し、9月通常議会に提出した。	翌年度上半期に速やかに発注を行えるよう、積算の準備作業を行っている。	今年度上半期の予算執行に係る具体的な目標値は設定していないが、計画的かつ効率的な執行に努めるよう部内周知し、早期の事業執行に取り組んでいる。	発注者協議会及び公共工事契約業務連絡協議会等を通じて情報提供等を行っている。
群馬県	平成29年度は、例年12月と2月の定例県議会で計上している債務負担行為額を9月議会でも設定する取組を行っている。	平成29年度は、フレックス工期を217件実施したが、平成30年度は、フレックス工期及び余裕工期の試行を実施している。	工事発注前でも、年度内完成が困難な工事については、契約前繰越手続を行うとともに、大雪や支障物件の移設遅延等による繰越手続きは、年内からでも取り組んでいる。	単価の入れ替えは生じるが、発注よりも前倒して積算業務を推進し、積算業務の委託も行っている。	当該年度の4月末までには、発注計画を公表するため、各所属に対して四半期毎の発注目標とともに、月当たり施工量の平準化を周知している。	平準化の情報を周知していくが、具体的な支援方法は、今後先進都県の取り組みを参考に検討していきたい。
千葉県	県土整備部では、平成29年度に平準化を目的としたゼロ県債について対象事業（1事業→17事業）及び設定額（8億→28億）を拡大しました。今後は設定額の拡大を図っていくとともに、平準化に資する2か年債務の積極的な活用を図っていきます。	県では、フレックス工期契約制度を県が発注する全ての建設工事に適用できるとしています。	県土整備部では、早期発注の可否を適切に把握し、12月議会における明許繰越の適切な設定を行います。	県土整備部では、年度当初の執行が必要な工事については、発注前年度に積算を完成させるよう努めています。平準化のための積算の前倒しについては、今後部内で検討していきます。	県土整備部では、公共事業進行管理調整会議を設置し、第1四半期及び上半期契約の目標を定め、執行状況の把握、課題の情報共有、課題改善に向けた情報交換等を行っています。	県では、平成28年度から県内市町村に対して個別に、平準化の取組を含めた品確法に係る取組についての説明会を実施しており、今後も引き続き情報提供及び支援を行っていきます。

平成30年度関東ブロック発注者協議会 幹事会 平準化の取り組みについて

所属	債務負担行為の活用	柔軟な工期の設定	速やかな繰越手続	積算の前倒し	早期執行のための目標設定	平準化に関する市町村支援
神奈川県 県土整備局	平成29年度より工期が12ヶ月未満の工事の一部について、債務負担行為を設定しているほか、平成9年度よりゼロ県債を設定。 さらに、ゼロ県債については、平成28年度より交付金事業を一部設定。	—	年度を跨ぐ工期の確保が必要な工事は、発注に先立ち直近の議会で繰越明許費を設定。 平成29年度においては、明許繰越費について、第3回（平成29年11月）定例会に上程し、一部前倒しで設定。	—	平準化率の目標値の設定のみ、今後検討。	神奈川県分科会において、県の取組みを紹介するとともに、運用指針に沿った制度・運用の改善が十分でない市町村があるため、その取組を促進するよう要請。
神奈川県 環境農政局	事業効果の早期発現の観点から、工期が12ヶ月未満の工事・委託業務についても、早期実施が可能な一部の県単独事業においてゼロ県債を設定している。 工期が12ヶ月を超える場合に債務負担行為の活用をしている。	—	—	前年度のうちに設計積算が可能な工事・委託業務については、設計積算の前倒し作成に努めている。	上半期における工事執行率（9月末80%）を設定し、早期執行に努めている。	上半期における早期執行について、市町村を指導しており、その支援のために速やかな交付決定事務を行っている。
山梨県	H28年度からゼロ県債務負担を設定。	国土交通省の余裕期間制度は実施していませんが、H30年4月から国土交通省に準じた工期設定とし、必要に応じて繰越設定している。	H28年度から6月繰越費を設定	（早期発注計画に基づき積算）	H26年度から上半期執行目標を設定	発注見通しの統合へ参加の呼びかけ

平成30年度関東ブロック発注者協議会 幹事会 平準化の取り組みについて

所属	債務負担行為の活用	柔軟な工期の設定	速やかな繰越手続	積算の前倒し	早期執行のための目標設定	平準化に関する市町村支援
長野県	単独事業、交付金事業で債務負担行為及びゼロ県債を活用している。	週休2日工事を前提に工期を組むほか、早期契約やフレックス工期制度を活用している。	特になし	特になし	年間発注予定件数の25%を第1四半期に発注すること、及び上半期に概ね70%を執行することを目標に設定している。	関東ブロック発注者協議会長野県分科会で国や県の取組内容を説明している。
さいたま市	平成29年度においては約14億円分の債務負担行為を行っており、さらなる拡大のため取り組んでいます。	余裕工期等は、週休2日モデル工事では取り組んでいますが、週休2日モデル工事以外の工事での取り組みはないため、今後、国や他自治体の動向を参考にしたいと考えております。	年度末の繰越明許については適切な手続きを続けており、平成29年度以降は12月議会での繰越明許の承認手続きに取り組み、平成29年度12月議会では約4億円分の繰越明許の承認となっております。今後はさらなる拡大を目指し取り組んでいます。	市全体としての取り組みはしていませんので、国や他自治体の動向を参考にしたいと考えております。	上半期において予算現額の8割程度が契約済となるよう計画的な発注を目標としています。	—

平成30年度関東ブロック発注者協議会 幹事会 平準化の取り組みについて

所属	債務負担行為の活用	柔軟な工期の設定	速やかな繰越手続	積算の前倒し	早期執行のための目標設定	平準化に関する市町村支援
千葉市	債務負担行為を活用した次年度工事の前倒し発注を平成26年度から実施しています。 ・平成26年度 契約額約2億1千万円（工事13件、委託0件） ・平成27年度 契約額約3億6千万円（工事16件、委託12件） ・平成28年度 契約額約4億9千万円（工事23件、委託12件） ・平成29年度 契約額約7億8千万円（工事30件、委託12件） 平成30年度も継続して債務負担行為を活用した施行時期の平準化に取り組む。	余裕期間制度は導入していません。	適正な工期を確保した発注とするため、当該年度で完成しないことが明らかな工事については、第4回定例会（11月下旬～12月中旬）の議会から繰越手続を行っています。 また、予期しない事由などにより当該年度に完成しない稼働中の工事については、第1回定例会（2月中旬～3月中旬）の議会で繰越手続を行っています。	債務負担行為を活用して平準化に取り組むために、設計や積算の前倒しに努めています。	早期執行のための目標値は設定はしていませんが、債務負担行為を活用した平準化事業以外にも完成時期が年末から年度末に集中しないよう早期発注に努めています。	—
横浜市	平成28年度から、市の単独事業において平準化を目的とした債務設定をしています。 平成29年度には、平成30年度の債務負担を約25億円設定し、発注しています。	債務負担工事に対し、契約日から翌年度4月1までを余裕期間として設定するよう、発注者指定方式で実施しています。 ほかの方式の導入については検討しております。	実施しています。	発注局に対し積極的な前倒しの実施を働きかけるなどして推進しています。	他都市の事例を参考に、検討してまいりたいと思います。	—

平成30年度関東ブロック発注者協議会 幹事会 平準化の取り組みについて

所属	債務負担行為の活用	柔軟な工期の設定	速やかな繰越手続	積算の前倒し	早期執行のための目標設定	平準化に関する市町村支援
川崎市	・適正な工期設定に努め、完成時期が年度を超える場合は債務負担行為を活用しています。 ・年度初めの施工推進を図るため0債の活用を検討しています。	・工期設定において、4週8休を考慮した工期を算出しています。 ・必要に応じて工期延期を行っています。	・必要に応じて繰り越しの手続きを行っています。	・年度末に積算を前倒しして、翌年度の契約準備をすることにより、早期発注に努めています。	・川崎市では上半期に80%の執行を目標としています。	
相模原市	ゼロ債務負担を活用し、工事を発注しております。	H29年度に余裕期間制度を（発注者指定方式）で施行導入し、柔軟な工期を設定できるよう取り組んでおります。	平準化に向けた取り組みとしての事例はございません。	平準化に向けた取り組みとしての事例はございません。	執行管理を行うことで、発注時期の目標設定をしています	—
茨城県水戸市	工事の規模・特性に合わせて、一部工事で債務負担行為を採用している。			予算配分・人事異動後、速やかに工事の発注手続きを開始できるよう、発注前年度のうちに積算を行う。	発注見通しをHPに公表することで、年末から年度末に工期末が集中することが無いよう、事業量の平準化等に留意する。	

平成30年度関東ブロック発注者協議会 幹事会 平準化の取り組みについて

所属	債務負担行為の活用	柔軟な工期の設定	速やかな繰越手続	積算の前倒し	早期執行のための目標設定	平準化に関する市町村支援
宇都宮市	無し	余裕期間制度の活用について検討中	年度後半の補正予算により予算化された建設工事のうち、年度内完成が見込めない工事については、これまで一律3月補正予算において繰越明許費を設定していたところ、12月補正予算において同様の対応をすることも可能とした。	無し	平成29年度までは、国の目標を目安に本市独自の目標の設定・公表を行ってきたが、早期執行の取組が浸透してきたことから、平成30年度の目標は設定しないこととした。	無し
前橋市	従来より債務負担行為を活用し、工事発注の平準化に取り組んでいる。	早期発注を推進し、標準工期の確保に努めている。	議会案件となるため事前協議を行い滞りなく実施できるよう努めている。		上半期（9月末）発注目標を80%としている。	
川口市	建設部局により、平成30・31年度の債務負担行為を設定予定。平成31年2月中の発注を予定。	建設部局により、業者ランク毎に発注時期を平準化できるよう工期を設定。				

平成３０年度関東ブロック発注者協議会 幹事会 平準化の取り組みについて

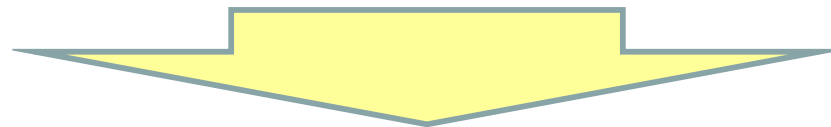
所属	債務負担行為の活用	柔軟な工期の設定	速やかな繰越手続	積算の前倒し	早期執行のための目標設定	平準化に関する市町村支援
新宿区	現場状況を踏まえ、債務負担行為を活用している。			入札不調対策として、工事発注の前倒しを実施している。		
横須賀市	繰越明許枠を設定していることから、当市では、現在活用していない。	余裕期間の設定及びフレックス方式の導入は行っていない。	当初予算と同時に道路橋梁維持修繕事業等の工事を対象に繰越明許枠を設定している。	４月１日付けで単価改正があることから、前年度に設計・積算を完成させる取組は行っていない。	予算執行のための執行率・契約率の目標は設定していないが、神奈川県とは別に横須賀市のホームページで４月と１０月に発注見通しを公表している。	
長野市	前年度末に翌年度の工事を発注する〇市債を活用をしている。			舗装工事を中心とした一部工種について、設計業務時間短縮に効果があり、早期発注が見込める概算数量発注方式の導入を検討している。		

「平準化」の目標設定について (提案)

平成30年7月17日
関東ブロック発注者協議会
幹事会

平準化率

- ・平成30年2月27日関東ブロック発注者協議会において、各発注者が自らの目標を立てることとした。
- ・しかし、発注の状況や予算的な理由から、目標を数値で設定できない、または、馴染まないと考え、「空欄」や「今後検討」等としている機関が多数ある。
- ・このため、最終目標は「0.9」とし、段階的な目標を設定し平準化に取り組んでいくこととする。



数値目標を基本とするが、以下の場合は、取り組み内容など、数値以外での目標の設定も可能とする。

- ①発注件数が少ない発注機関の場合
- ②すでに平準化率が、「0.9」以上となっている発注機関の場合

①発注件数が少ない発注機関の場合

年間発注件数が、10件程度未満の場合、取り組み内容を記載する。

【理由】

発注件数が少ない場合、1本あたりの影響が多大となるため。

【記載例】

- ・上半期に〇割の発注を目標とする。
- ・第一四半期の発注に努める。 等

②すでに平準化率が「0.9」以上となっている発注機関の場合

平準化に取り組まずとも現状で高い平準化率となっている場合、現状維持を目標とする。

【理由】

年度による予算執行でない場合や多数の債務負担行為等により平準化に取り組んでいなくとも、高い平準化率となっているため。

【記載例】

- ・現状維持
- ・前年度の数値と同じ数値とする。

「全国統一指標」公表までのスケジュール (提案)

平成30年7月17日
関東ブロック発注者協議会
幹事会

H30.2.27

関東ブロック発注者協議会幹事会

- 1) 平成29年度調査の依頼(指標①、②、③)
- 2) 各発注機関において目標を設定することが決定(指標①、②、③、⑤)
- 3) 平成29年度調査から区市町村の個別の取組状況も公表

- ・平成29年度の調査票の提出
- ・目標の設定
- ・上記 とりまとめ作業

H30.7.17

関東ブロック発注者協議会幹事会

- 1) 平成29年度調査結果の公表イメージの確認
- 2) 目標設定の方針案提示

- ・目標の再設定・再調整
- ・調査結果及び目標の最終確認

H30.8～9

平成29年度調査結果の公表(予定) (目標も合わせて公表)

品確法運用指針に基づく発注関係事務に関する 全国統一指標調査

【平成29年度調査】

平成30年●月
関東ブロック発注者協議会

1. 調査概要

1. 調査概要

1-1 調査の背景・目的

イメージ

平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第22条に基づき、平成27年1月に「発注関係事務の運用に関する指針」(以下、運用指針という)が策定された。運用指針において、国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表することとされている。

関東ブロック発注者協議会では、発注者が自らの取り組み状況を客観的に把握するため、運用指針で定められている発注関係事務に関する項目から「全国統一指標」を設定し、調査を実施した。

本資料は、「全国統一指標」の調査結果をとりまとめたものであり、今後の発注関係事務の取り組みの向上のために活用していくものである。

1. 調査概要

1-2 調査対象

イメージ

●471機関

国 : 17機関

特殊法人等: 25法人

地方公共団体: 1都8県、5政令市、415区市町村

	機関名
国	関東管区警察局
	科学警察研究所
	皇宮警察本部
	東京都警察情報通信部
	関東財務局
	関東信越国税局
	東京国税局
	関東農政局
	関東森林管理局
	関東地方整備局
	関東運輸局
	東京航空局
	国土技術政策総合研究所
	関東地方環境事務所
	北関東防衛局
	南関東防衛局
	東京高等裁判所

	機関名
特殊法人等	東日本高速道路(株)関東支社
	中日本高速道路(株)東京支社
	首都高速道路(株)
	成田国際空港(株)
	日本中央競馬会
	(国研)科学技術振興機構
	(独)国際協力機構
	(独)国立科学博物館
	(独)国立女性教育会館
	(独)国立美術館 国立西洋美術館
	(独)国立文化財機構 東京国立博物館
	(独)国立文化財機構 東京文化財研究所
	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
	(独)中小企業基盤整備機構
	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 東京支社
	(独)都市再生機構
	(独)日本学生支援機構
	(独)日本芸術文化振興会
	(国研)日本原子力研究開発機構
	(独)日本スポーツ振興センター
	(独)水資源機構
	(独)労働者健康安全機構
	(国研)産業技術総合研究所
	(独)製品評価技術基盤機構
	地方共同法人 日本下水道事業団

	機関名
都県	茨城県
	栃木県
	群馬県
	埼玉県
	千葉県
	東京都
	神奈川県
	山梨県
政令市	長野県
	さいたま市
	千葉市
	横浜市
	川崎市
相模原市	相模原市

	機関名	区市町村数
都県(区市町村)	茨城県(市町村)	44
	栃木県(市町村)	25
	群馬県(市町村)	35
	埼玉県(市町村)	62
	千葉県(市町村)	53
	東京都(区市町村)	62
	神奈川県(市町村)	30
	山梨県(市町村)	27
長野県(市町村)	長野県(市町村)	77

1. 調査概要

1-3 調査項目と指標分類

イメージ

指標	定義	指標分類	備考等
①最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況 (見積もり等の活用)	- 最新の積算基準:1年※1以内に更新されている積算基準(※1は営繕の場合は2年) - 基準対象外(小規模施工など)の際の対応状況:見積もり等により積算する要領を整備し運用しているか	a:最新の積算基準を適用 ^{※2} し、かつ、基準範囲外の場合の要領 ^{※3} を整備し活用 b:最新の積算基準を適用 ^{※2} しているが、基準範囲外の場合の要領 ^{※3} は整備していない c:その他 (※2他団体の積算基準を適用している場合を含む) (※3基準以外に一定のルールを定めている場合を含む)	アンケート調査 【調査対象年度:H28,H29年度】
②単価の更新頻度	使用する資材・材料の単価の更新・確認頻度。 ※対象は、物価資料に掲載のあるものとする。	a:最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当)b:3ヶ月以内、c:6ヶ月以内、d:12ヶ月以内、e:それ以上	アンケート調査 【調査対象年度:H28,H29年度】
③設計変更ガイドラインの策定・活用状況	関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある内容について条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。	a設計変更ガイドラインを策定、活用し、これに基づき設計変更を実地 b:設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施 c:設計変更を実施していない	アンケート調査 【調査対象年度:H27,H28,H29年度】
④設計変更の実施工事率	当該年度に完了した工事(最終契約金額500万円以上の工事)のうち、設計変更を行った工事(精算変更含む)の比率	設計変更の実施工事率 (当該年度に設計変更を行った工事件数/当該年度に完了した工事(最終契約金額500万円以上の工事)件数)	工事实績情報システム(コリンズ)登録データベースより 【調査対象年度:H27,H28,H29年度】
⑤平準化率	平準化率:年度の平均稼働件数・金額と4～6月期の平均稼働件数・金額※との比率 対象:契約金額500万円以上の工事 稼働件数:当該月に工期が含まれるもの 稼働金額:最終契約金額(工期中のものは当初契約金額)を工期月数で除した金額を足しあわせたもの	平準化率 (4～6月期の平均稼働件数・金額/年度の平均稼働件数・金額)	工事实績情報システム(コリンズ)登録データベースより 【調査対象年度:H28,H29年度】

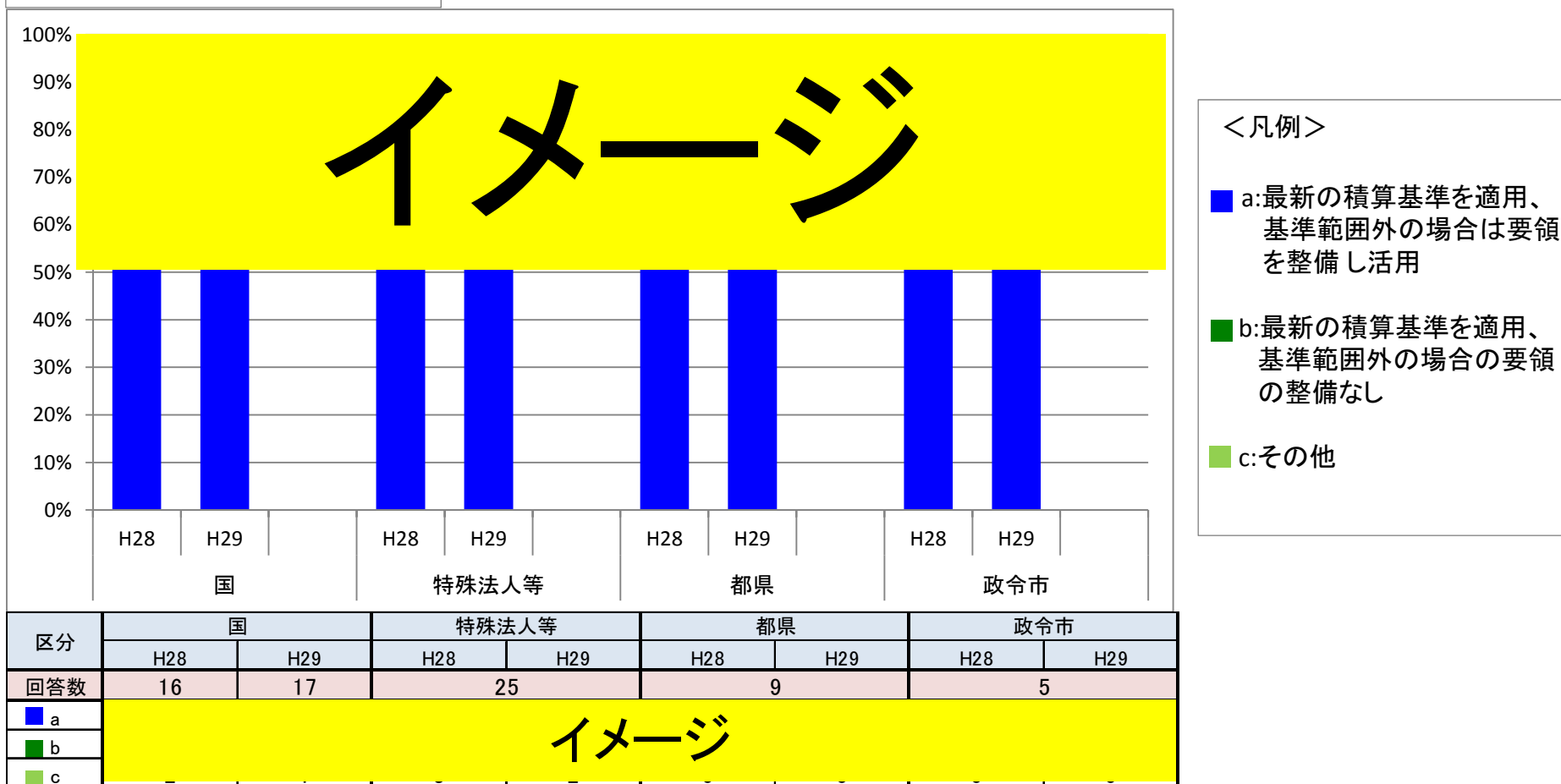
2. 調査結果

指標①: 最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況（見積り等の活用）

- ・最新の積算基準の適用状況は、H28、H29の二ヶ年分
- ・なお、「その他」と回答した発注者は、H27、H28、H29の三ヶ年分を比較できるように公表
- ・基準対象外の場合の要領の整備状況

指標①、②、⑤については、H28,H29の二ヶ年分
指標③、④については、H27,H28,H29の三ヶ年分
を比較できるように公表

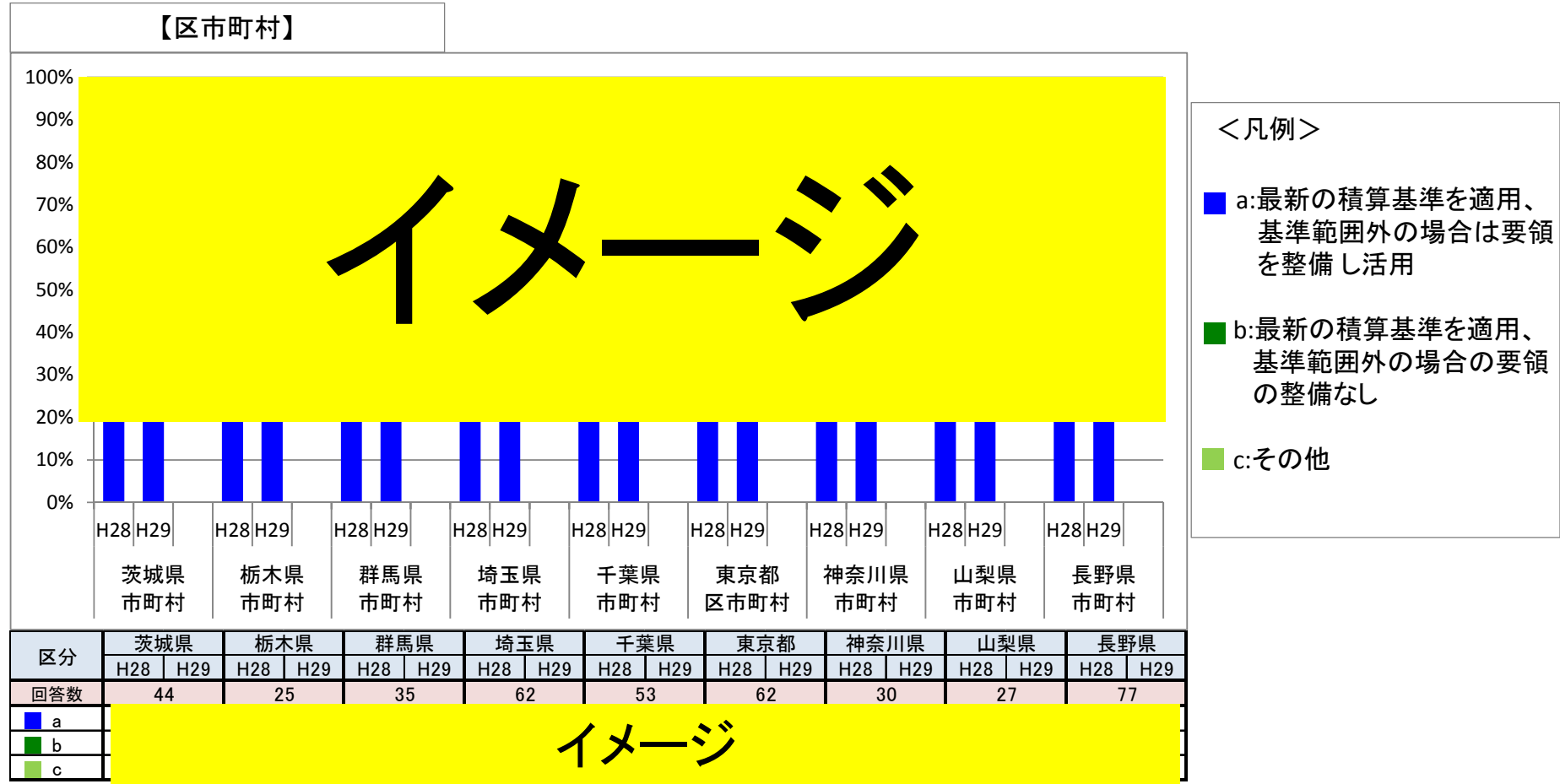
【国・特殊法人等・都県・政令市】



注1) 本調査項目は、関東ブロック発注者協議会構成団体へのアンケート調査結果による。

指標①:最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況（見積り等の活用）

- ・最新の積算基準の適用状況について、・・・を適用していた。
- ・基準対象外の場合の要領の整備状況について、……

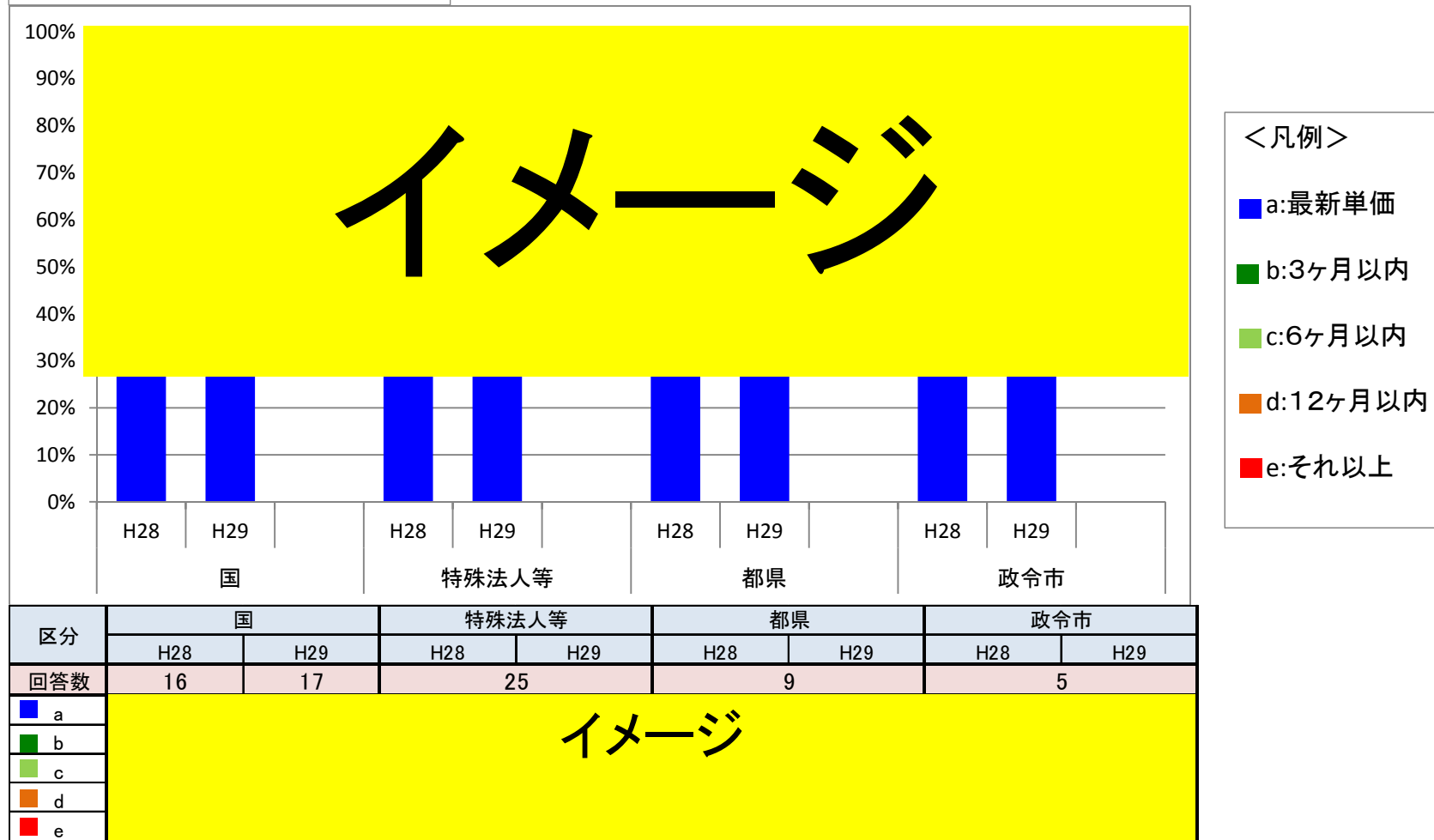


注2)「各都県(区市町村)」には、政令市を除いている。

指標②: 単価の更新頻度

・単価の更新頻度は、・・・していた。

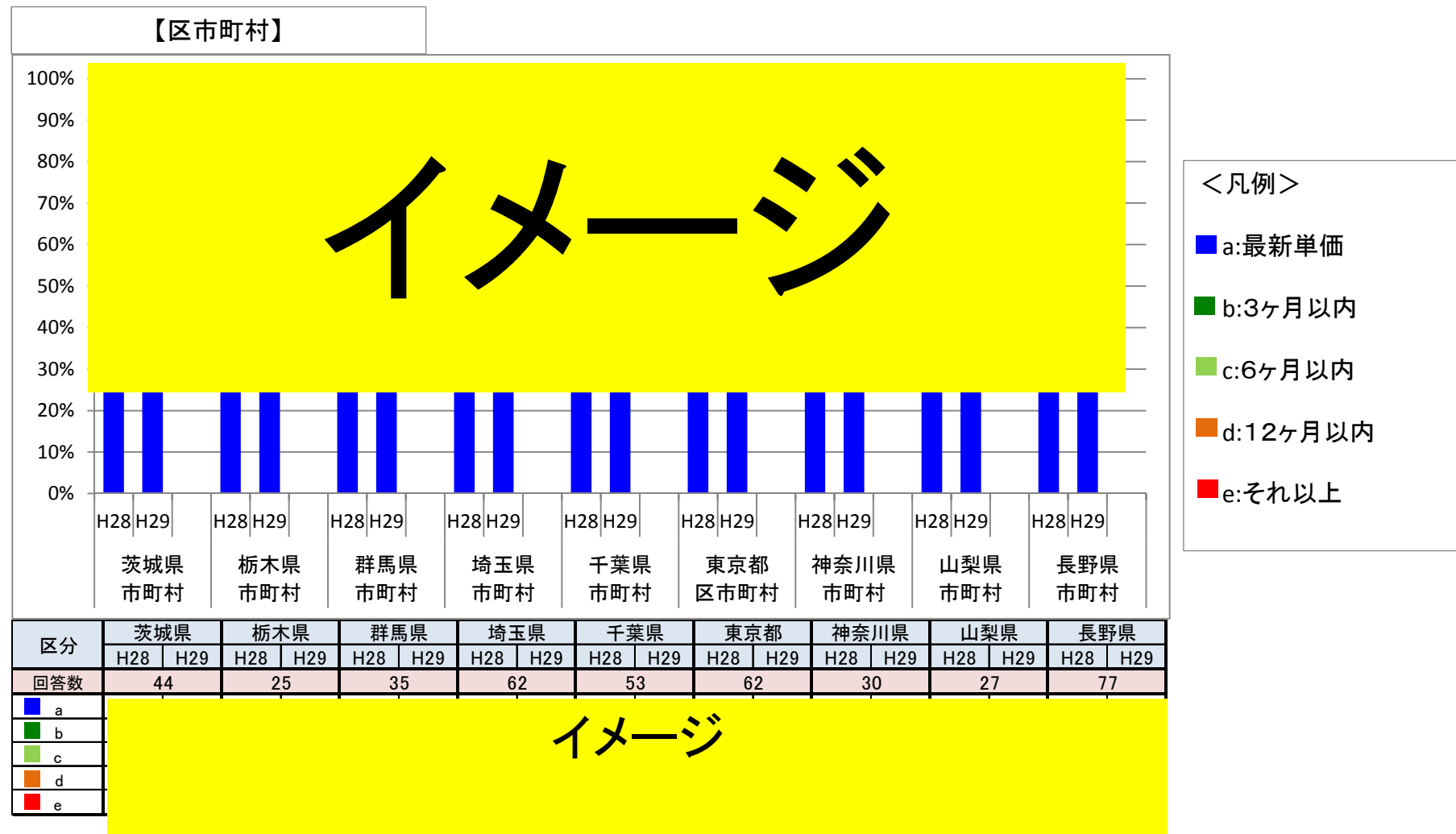
【国・特殊法人等・都県・政令市】



注1) 本調査項目は、関東ブロック発注者協議会構成団体へのアンケート調査結果による。

指標②: 単価の更新頻度

・単価の更新頻度は、・・・を適用していた。



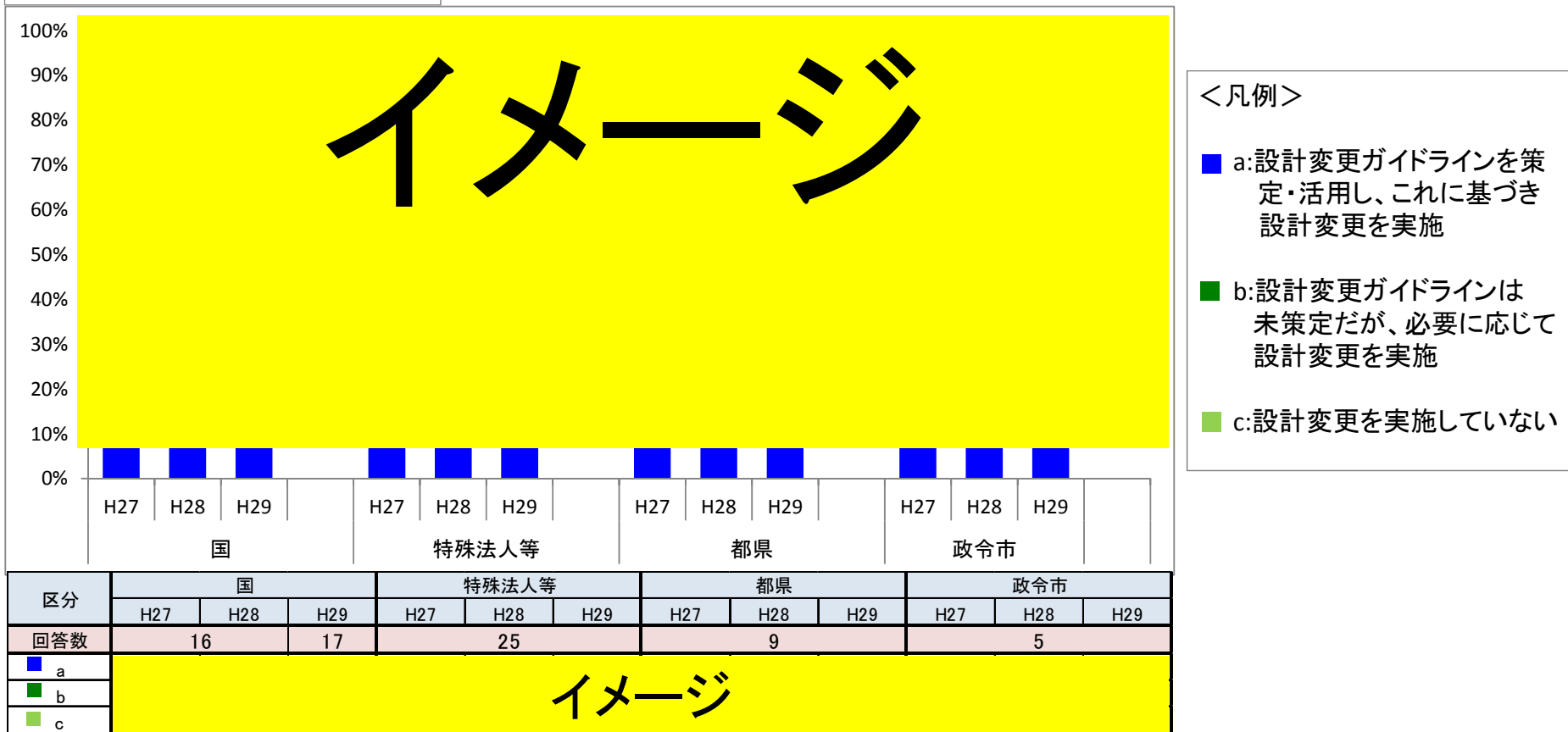
注1) 本調査項目は、関東ブロック発注者協議会構成団体へのアンケート調査結果による。

注2) 「各都県(区市町村)」には、政令市を除いている。

指標③: 設計変更ガイドラインの策定・活用状況

・設計変更ガイドラインの策定状況は、・・・となっていた。

【国・特殊法人等・都県・政令市】

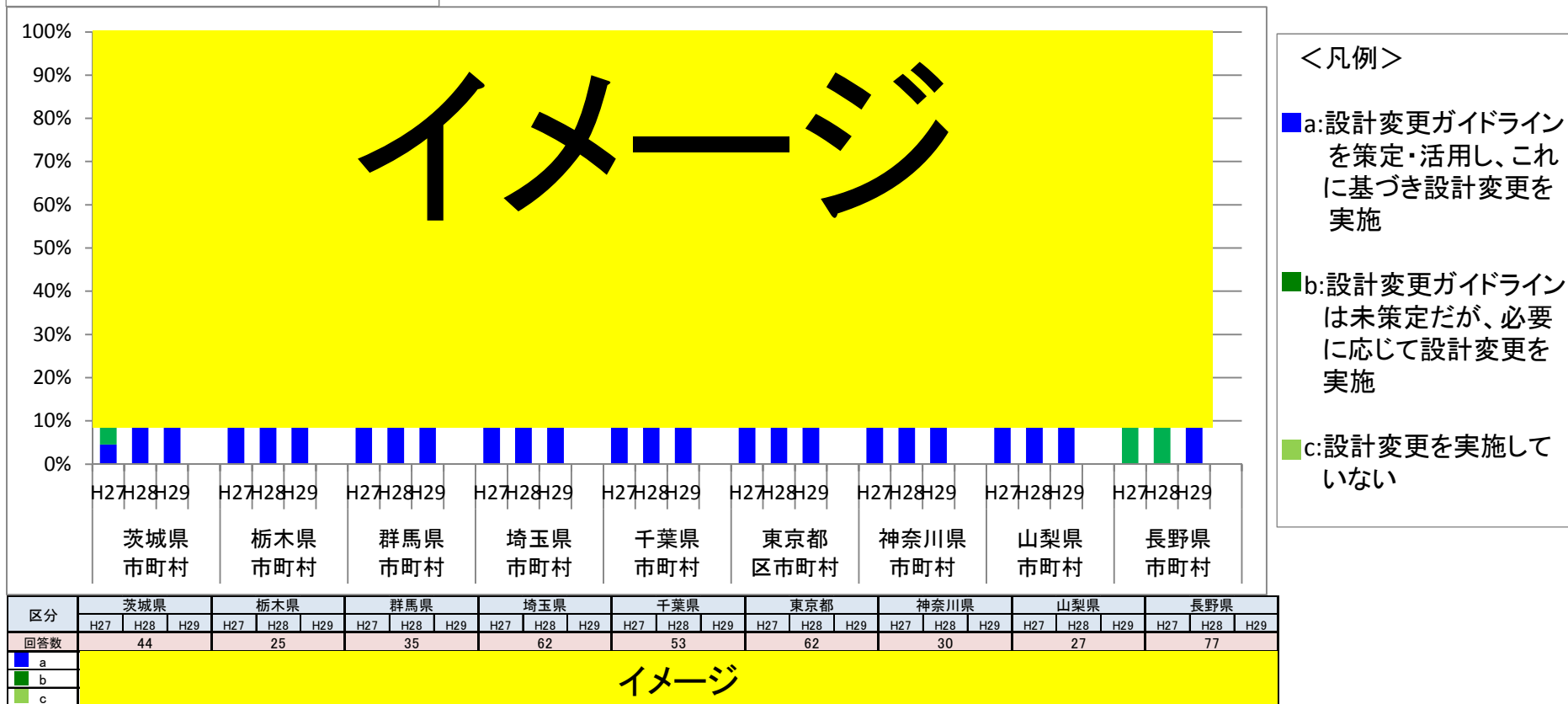


注1) 本調査項目は、関東ブロック発注者協議会構成団体へのアンケート調査結果による。

指標③: 設計変更ガイドラインの策定・活用状況

・設計変更ガイドラインの策定状況は、・・・となっていた。

【区市町村】



注1) 本調査項目は、関東ブロック発注者協議会構成団体へのアンケート調査結果による。(回答率99.8%)

注2) 「各都県(区市町村)」には、政令市を除いている。

指標④: 設計変更の実施工事率

・設計変更の実施工事率は、・・・となっていた。



注1) 本調査項目は、コリンズに登録されたデータベースをもとに工事件数にて算出している。

注2) 対象工事: 当該年度に完了した最終契約金額500万円以上の工事。

仕様や現場条件の変更がなく、設計変更の必要がなかった工事も含まれている。

注3) 設計変更対象工事: 工期あるいは請負金額のいずれかに変更がある工事。

指標④: 設計変更の実施工事率

・設計変更の実施工事率は、・・・となっていた



注1) 本調査項目は、コリンズに登録されたデータベースをもとに工事件数にて算出している。

注2) 政令市を除いている。

注3) 対象工事: 当該年度に完了した最終契約金額500万円以上の工事。

仕様や現場条件の変更がなく、設計変更の必要がなかった工事も含まれている。

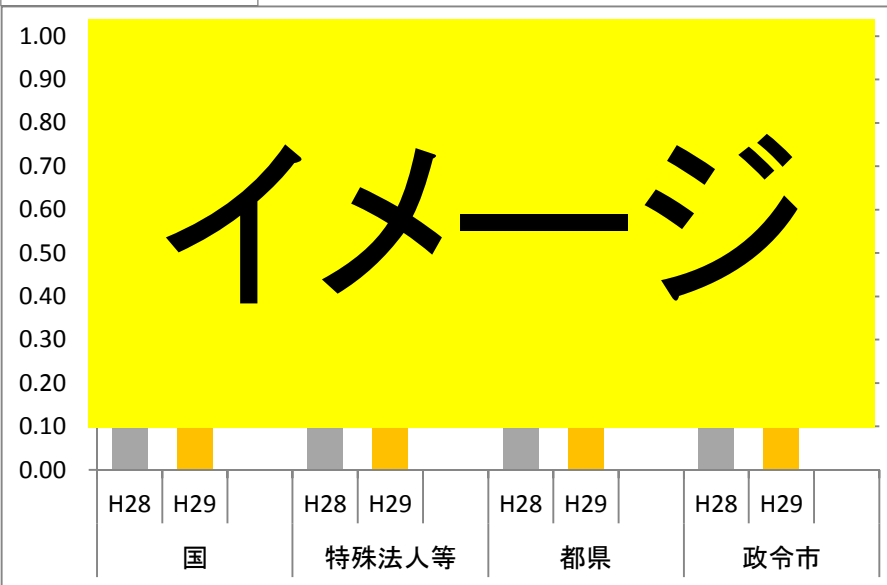
注4) 設計変更対象工事: 工期あるいは請負金額のいずれかに変更がある工事。

指標⑤: 平準化率

・国・特殊法人等・都県・政令市において、・・・

【国・特殊法人等・都県・政令市】

稼働件数



稼働金額



注1) 本調査項目は、コリンズに登録されたデータベースをもとに算出している。

注2) 対象工事: 契約金額500万円以上の工事。

年度途中で追加される補正予算等の工事を含む。

注3) 地域性(積雪地域等)や工事特性(出水期等)により施工時期が制限される場合、または余裕期間を設定している場合があるが、算出にあたっては考慮していない。

注4) 算出方法については6頁参照。

指標⑤: 平準化率

・区市町村において、・・・であった。

【区市町村】



注1) 本調査項目は、コリンズに登録されたデータベースをもとに算出している。

注2) 政令市を除いている。

注3) 対象工事: 契約金額500万円以上の工事。

年度途中で追加される補正予算等の工事を含む。

注4) 地域性(積雪地域等)や工事特性(出水期等)により施工時期が制限される場合、または余裕期間を設定している場合があるが、算出にあたっては考慮していない。

注5) 算出方法については6頁参照。

指標⑤: 平準化率

・区市町村において、・・・。

【区市町村】



注1) 本調査項目は、コリンズに登録されたデータベースをもとに算出している。

注2) 政令市を除いている。

注3) 対象工事: 契約金額500万円以上の工事。

年度途中で追加される補正予算等の工事を含む。

注4) 地域性(積雪地域等)や工事特性(出水期等)により施工時期が制限される場合、または余裕期間を設定している場合があるが、算出にあたっては考慮していない。

注5) 算出方法については6頁参照。

	発注機関名	指標①	指標②	指標③	指標④		指標⑤	
		最新の積算基準の適用状況 及び 基準対象外の際の対応状況	単価の更新頻度	設計変更ガイドラインの 策定・活用状況	設計変更の実施工事率		平準化率	
		H29	H29	H29	H29		H29	
					完了工事件数	変更率	稼働件数	稼働金額
市町村	〇〇市	a	a	a	●●	90.0%	0.90	0.90
	●●市	a	a	a	●●	90.0%	0.90	0.90
	□□市	a	a	a	●●	90.0%	0.90	0.90
	△△市	a	a	a	●●	90.0%	0.90	0.90
	▲▲市	a	a	a	●●	90.0%	0.90	0.90
	〇〇市	a	a	a	●●	90.0%	0.90	0.90
	●●市	イメージ						0.90
	□□市							0.90
	△△市							0.90
	▲▲市							0.90
	〇〇市							0.90
	●●市							0.90
	□□市							0.90
	△△市							0.90
	▲▲市							0.90
	〇〇市	a	a	a	●●	90.0%	0.90	0.90
	●●市	a	a	a	●●	90.0%	0.90	0.90
	□□市	a	a	a	●●	90.0%	0.90	0.90
	△△市	a	a	a	●●	90.0%	0.90	0.90
	▲▲市	a	a	a	●●	90.0%	0.9	0.9
	〇〇市	a	a	a	●●	90.0%	0.9	0.9
	●●市	a	a	a	●●	90.0%	0.9	0.9
	□□市	a	a	a	●●	90.0%	0.9	0.9
	△△市	a	a	a	●●	90.0%	0.9	0.9
	▲▲市	a	a	a	●●	90.0%	0.9	0.9
	〇〇市	a	a	a	●●	90.0%	0.9	0.9
	●●市	a	a	a	●●	90.0%	0.9	0.9
	□□市	a	a	a	●●	90.0%	0.9	0.9
	△△市	a	a	a	●●	90.0%	0.9	0.9
	▲▲市	a	a	a	●●	90.0%	0.9	0.9
	〇〇市	a	a	a	●●	90.0%	0.9	0.9
	●●市	a	a	a	●●	90.0%	0.9	0.9
	□□市	a	a	a	●●	90.0%	0.9	0.9
	△△市	a	a	a	●●	90.0%	0.9	0.9
	▲▲市	a	a	a	●●	90.0%	0.9	0.9
	〇〇市	a	a	a	●●	90.0%	0.9	0.9
	●●市	a	a	a	●●	90.0%	0.9	0.9
	□□市	a	a	a	●●	90.0%	0.9	0.9
	△△市	a	a	a	●●	90.0%	0.9	0.9
	▲▲市	a	a	a	●●	90.0%	0.9	0.9

発注見通しの統合 取組状況と今後の予定について

1. 発注見通しの統合とは

- ◆発注見通しの統合は、「発注関係事務の運用に関する指針（平成 27 年 1 月）」において、各発注者が連携し発注の見通しについて地区単位等で統合して公表するように努めることとされている。
- ◆発注予定工事が地区単位で一括して確認できるようになることで、平準化、建設業者による人員配置や労務資材の手配など計画的な施工体制の確保に役立つことが期待される。
- ◆関東ブロックでは、平成 29 年 5 月より試行開始し、平成 30 年 1 月より本格運用を開始した。

2. 平成 30 年度の取組状況

(1) 平成 30 年度 4 月期

参画機関 : 158 機関/471 機関

公表案件数 : 26,290 件

(2) 平成 30 年度 7 月期（予定含む）

参画機関 : 228 機関/471 機関

<参画機関数>

更新月	参画機関数					
	合計	内訳				
		国	特殊法人等	県	政令市	市町村
H30.7	228/471	12/17	10/25	9/9	5/5	192/415
H30.4	158/471	11/17	9/25	9/9	5/5	124/415
H30.1	58/471	6/17	6/25	8/9	5/5	33/415
H29.10	11/471	3/17	2/25	3/9	3/5	0/415
H29.7	4/471	3/17	0/25	1/9	0/5	0/415
H29.4	2/471	1/17	0/25	1/9	0/5	0/415

※H30.7 月期は予定

参考：全国の取り組み状況について

	運用開始	参画機関(H30.5月時点)※関東のみH30.7月予定				
		国	特殊法人等	県	政令市	市町村
北海道	H29.3	7/12	1/3	1/1	1/1	18/178
東北	H25.11	12/12	3/3	6/6	1/1	225/227
関東	H29.5	12/17	10/25	9/9	5/5	192/415
北陸	H28.12	8/8	3/3	3/3	1/1	26/63
中部	H29.4	22/22	10/10	4/4	3/3	138/157
近畿	H29.7	2/14	0/14	7/7	4/4	0/211
中国	H29.7	10/10	0/4	5/5	2/2	5/105
四国	H29.10	7/13	0/3	4/4	－	94/95
九州	H29.4	19/19	6/6	7/7	3/3	198/230
沖縄	H26.8	5/6	0/2	1/1	－	40/41

<関東ブロックの取り組み状況について>

	参画率(H30.6月時点)											
	全機関計	順位	機関別参画率									
			国	順位	特殊法人等	順位	県	順位	政令市	順位	市町村	順位
関東	48.4%	7	71%	7	40%	5	100%	1	100%	1	46%	6
	(228/471)		(12/17)		(10/25)		(9/9)		(5/5)		(192/415)	

3. 平成30年度の取り組み目標(案)

国、特殊法人、区市町村まで全て参画することを目標とする。

未参画機関(H30.4時点)

国 … 5/17
 特殊法人等 … 15/25
 区市 … 223/415

ポイント④ 取組11 『発注見通し』統合を1都8県で展開

取組の概要

“地域インフラ”サポートプラン関東2017フォローアップレポートより

- 参加企業の技術者の配置計画、あるいは労務資材の手配に活用いただけるよう、各発注機関の「発注見通し」を都県の地区単位で統合し公表します。
- 他の発注機関との連携により、現在、試行している山梨県において拡充を図るとともに、関東地整管内の他の都県においても新たに実施します。

実施状況

- 1都8県で本格運用開始（平成30年1月開始）
- 100機関を追加し運用（平成30年4月開始）
- 参画機関：158 機関（平成30年4月期）

うち、国 11 機関
特殊法人等 9 機関
都県 9 機関
政令市 5 機関
区市町村 124 機関

<公表イメージ>

■横須賀三浦地区の発注見通し

横須賀三浦地区横須賀市・鎌倉市・逗子市・三浦市・葉山町

○ここに記載する内容は、平成30年5月1日現在の見通しであるため、実際に発注する工事がこの記載と異なる場合、またはここに記載されていない工事が発注される場合があります。

○本発注情報の内容と各発注機関の発注情報の内容が異なる場合があります。最新の情報は、各発注機関の発注情報で確認してください。

※1「発注・入札予定時期」について、関東管区警察局、南関東防衛局、東日本高速道路(株)関東支社、においては「公告予定時期」を記載しています。

その他の発注機関においては「入札予定時期」を記載しています。なお、神奈川県及び県内市町村については別表をご確認下さい。★別表（県及び県内市町村の状況についてはこちらをクリック）

発注機関	所属	入札方式	工種業種	工事名	工事場所	工事概要	工事期限	発注・入札予定時期
東京国税局	—	一般競争入札	建築工事	千葉東税務署75施設テンキー錠交換工事	千葉県内、東京都内、神奈川県内、山梨県内	テンキー錠の更新	6か月	第1四半期
関東地方整備局	横浜国道事務所	一般競争入札 (政府調達協 定対象)	一般土木工事	横浜湘南道路関谷換気所工事	神奈川県鎌倉市関谷地先	ニューマチックケーソン 1基 仮設工 170m	約27ヶ月	第3四半期
南関東防衛局	総務部	一般	土木一式工事	横須賀米軍(30)汚水処理施設(920)撤去工事	横須賀海軍施設	既設汚水処理槽撤去工事	19ヶ月	第2四半期
東日本高速道路(株)	関東支社	条件付一般競争入札方式	道路付属物	第二京浜道路 京浜管理事務所管内標識工事	東京都世田谷区～横浜市 横浜市～神奈川県横須賀市	標識板 約1.7千m ²	約30ヵ月	第1四半期
神奈川県	警察本部	一般競争入札 (標準型)	電気	交通信号機改良等工事	横須賀市ほか	信号機更新工事	約4ヶ月	第1四半期
横須賀市	上下水道局技術部水道施設課	一般競争入札	水道施設	小原台地区配水管布設工事(1)	横須賀市鶴居1-11～小原台2	φ300GXDP=345m、φ50PEP=200m 消火栓2基	11ヵ月	1月～2月
鎌倉市	都市整備部公園課	一般競争入札 (標準型)	土木一式	(仮称)二階堂4号緑地落石防護工事	鎌倉市二階堂((仮称)二階堂4号緑地)	落石防止網設置工 A=100平米	約3ヶ月	第2四半期
逗子市	教育総務課	一般競争入札 (標準型)	塗装	逗子中学校外壁防水改修工事	逗子市池子4-755	普通教室棟外壁防水改修…1式	2ヵ月	平成 30年 4月
三浦市	政策部	一般競争	土木	(仮称)平成30年度 引橋地区新設道路整備及び国道改良工事	三浦市初声町下宮田地内	工事延長L=400m 舗装・排水工 中中監視装置 自動制御機器の交換	6ヶ月	第1四半期

→現時点までに頂いている評価

受注者・建設業協会等のコメント

- 近隣地域の発注情報がひと目でわかるので、入札に参加しやすくなった。
また、情報収集の時間が短縮できる。
- 地区ごとの発注予定がわかり、技術者配置予定が組みやすく、資機材の予定が立ちやすく、とても参考になる。
- 受注機会の取捨選択、協力会社や下請会社の選定に活用できる。

【課題として受け止めるべき意見（要望・提案を含む）】

- 参画機関の市町村への拡大や港湾や下水道など、幅広い部局へ拡大した方が良い。
- 余裕期間等の情報があると良い。
- サイトに辿り着かないので、分かりやすくしてほしい。

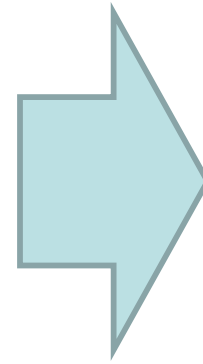
資料5

市町村支援について (提案)

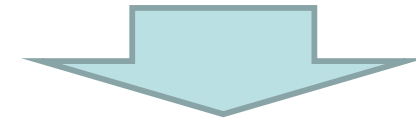
平成30年7月17日
関東ブロック発注者協議会
幹事会

「全国統一指標」の調査結果から、各機関の発注関係事務の取組状況が明らかとなり、今年度からは市町村毎の調査結果も公表

意見交換会等において、受注者や建設業協会等から市町村の発注関係事務の取組に遅れがあるとの声



市区町村支援のための具体的な方策が必要



建設分科会・作業部会
において検討

【これまでの取組】

- ・発注者協議会等での情報提供
- ・出前講座・講習会の実施
- ・相談窓口の設置
- ・学識経験者からの意見聴取の場の提供
- ・総合評価委員の派遣
- ・工事検査相互臨場の実施
- ・「発注者ナビ」の配信

【支援方策の検討のために(案)】

- ①調査結果の分析 … 「都県毎の全体的な傾向」と「個別対応が必要な取組」を都県毎に分析
- ②実態把握 … 取組が遅れている要因について実態を調査（市町村へのアンケートやヒアリングなど）
- ③目標設定 … 実態を把握し、取組が遅れている要因を解消しつつ、市町村毎に目標を設定（来年度を目標）

実態を踏まえた市町村への都県及び国による支援を実施

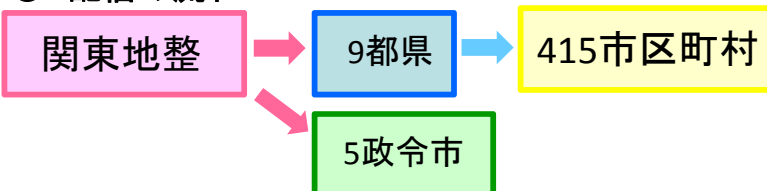
- 改正品確法の理解を深めるため、発注者協議会での情報提供、出前講座、管内の市区町村に直接訪問しての要請活動を推進。
- 市町村への総合評価落札方式の導入の促進のため、総合評価審査委員として職員を派遣。
- 都県と連携して『発注者ナビ』を市区町村に配信し、品確法運用指針で求めている発注関係事務の適切な実施に関する取組み情報や担い手確保、生産性向上などの様々な施策・取組などを情報提供。

実施状況

<発注者ナビ>

- 平成30年2月6日配信開始
四半期に一度の配信を予定
- 配信内容
 - ① コンテンツ : 最近の施策・取組を紹介
 - ② 特集 : テーマに関する国・自治体等の取組状況を紹介

- 配信方法 : 電子メールによる配信
- 配信先 : 9都県5政令市415市区町村
- 配信の流れ



<発注者ナビ(イメージ)>

◆『発注者ナビ』とは…発注関係事務の取り組みを共有するものです。
品確法※1の「発注者の責務」等を踏まえて、各発注者が自ら行う発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針である運用指針※2に基づく取組みの一層の推進を図ることを目的に、関東地方整備局、都県・政令市や市区町村の運用指針に基づく発注関係事務の主な取組み事例等を共有するものです。
※1「公共工事の品質確保の促進に関する法律」 ※2「発注関係事務の運用に関する指針」

★コンテンツ
1)建設業における社会保険加入対策について
2)総合評価落札方式による入札における適切なダンピング対策の実施について

★特集
『設計変更ガイドライン』の策定

1)建設業における社会保険加入対策について
<キーワード>社会保険未加入、法定福利費の内訳明示
<概要>
○社会保険等未加入対策について、国土交通省直轄工事では平成29年4月より、対策を強化し取り組んでいます。
二次下請以下についても社会保険への加入が必要となります。
★詳細はコチラをクリック
[社会保険加入対策](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html)
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

2)総合評価落札方式による入札における適切なダンピング対策の実施について
<キーワード>総合評価落札方式、ダンピング対策
<概要>
○「地方公共団体向け 総合評価実施マニュアル[改訂版]」により、「低入札価格調査及び価格による失格基準の併用等によるダンピング対策」が示されています。
★詳細はコチラをクリック
[総合評価実施マニュアル](http://www.mlit.go.jp/common/000020197.pdf)
<http://www.mlit.go.jp/common/000020197.pdf>
※「総合評価落札方式による入札における適切なダンピング対策の実施について」
(平成29年9月29日 総務省・国土交通省より各都道府県・各指定都市入札契約担当局宛て)

<平成29年度の取組状況>

- ・ 発注者協議会 : 12回
- ・ 出前講座・講習会 : 3回
- ・ 総合評価委員の派遣 : 11市町村
- ・ 工事検査相互臨場 : 3回



<千葉県への出前講座>

総合評価落札方式の推進

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」 第三条2

公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが多いこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することにかんがみ、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

総合評価落札方式の導入状況一覧

平成30年4月1日現在

都・県名	H27年度までの導入		H28年度までの導入		H29年度までの導入	
	導入数※1／自治体数※2	導入率	導入数※1／自治体数※2	導入率	導入数※1／自治体数※2	導入率
茨城県	32 / 44	72.7%	32 / 44	72.7%	32 / 44	72.7%
栃木県	25 / 25	100.0%	25 / 25	100.0%	25 / 25	100.0%
群馬県	16 / 35	45.7%	16 / 35	45.7%	16 / 35	45.7%
埼玉県	60 / 62	96.8%	61 / 62	98.4%	61 / 62	98.4%
千葉県	36 / 53	67.9%	36 / 53	67.9%	36 / 53	67.9%
東京都	46 / 62	74.2%	47 / 62	75.8%	48 / 62	77.4%
神奈川県	13 / 30	43.3%	13 / 30	43.3%	13 / 30	43.3%
山梨県	21 / 27	77.8%	21 / 27	77.8%	21 / 27	77.8%
長野県	32 / 77	41.6%	33 / 77	42.9%	33 / 77	42.9%
合 計	281 / 415	67.7%	284 / 415	68.4%	285 / 415	68.7%

※1：導入数は、当該年度までに総合評価落札方式を実施した市町村数
※2：自治体数については、平成30年4月時点（政令市除く）



『働き方改革に取り組める週休2日制モデル工事』の概要

- 関東地方整備局では、建設業の働き方改革をさらに推進するため、これまでの週休2日制モデル工事を見直し。
- 平成30年度のモデル工事は以下のとおり。

ポイント1.発注者指定方式を開始

- ・新たに発注者指定方式を開始

ポイント2.対象工事を拡大

- ・工期の制約を緩和し、モデル工事の対象を拡大。
発注者指定：本官工事と一部の分任官工事（※1）
受注者希望：発注者指定方式を除く工事（※1）
（※1：除外工事あり、参考1を参照）

ポイント3. 履行実績取組証の発行基準を緩和

- ・「履行実績取組証」の発行基準を、4週6休以上に緩和
（※関東地方整備局独自の取り組みとして、「履行実績取組証」を発行しインセンティブを付与）
- ・「履行実績取組証」を取得した企業に、その後の総合評価において、加点評価

ポイント4.工期変更協議を簡素化する試行を開始

- ・悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行を開始

ポイント5. 必要経費の補正

- ・労務費、機械経費の補正を導入するほか、間接工事費の補正を見直し
- ・発注者指定方式：当初予定価格から4週8休分を補正
- ・受注者希望方式：精算変更時に達成状況に応じ補正

ポイント6. 成績評価

- ・4週8休以上の現場閉所を実施の場合、加点評価
- ・発注者指定方式：実施しない場合の減点を緩和
- ・受注者希望方式：実施しない場合の減点を行わない

その他ポイント(平成29年度からの継続内容)

○ 工事工程表の開示

- ・モデル工事の公告時に、工事工程表を添付するとともに余裕期間制度を積極的に設定

○ 工事工程クリティカルパスの共有

- ・工期の変更協議をスムーズに行うために、工事工程クリティカルパスと関連する未解決課題の対応者、対応時期を共有
 - ・変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。
 - ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
 - ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合（※2）
 - ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
 - ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
 - ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合
- （※2：ポイント4を適用）

参考1: 週休2日モデル工事の概要(前年度モデル工事との比較)

項 目	平成30年度モデル工事	平成29年度モデル工事	備考
発注方式	発注者指定、受注者希望の2種類	発注者指定、受注者希望の2種類とするが、当面は受注者希望	ポイント1
対象工事	発注者指定: 本官工事(40件程度)、一部の分任官工事(40件程度、1件程度／事務所)。ただし、以下の工事を除く ・現場施工が1週間未満の工事 ・社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事 ・工事発注後に施工時間や施工方法への新たな制約が予想される工事 受注者希望: 発注者指定方式を除く工事。ただし、以下の工事を除く ・現場施工が1週間未満の工事	発注者指定: 試行対象工事なし 受注者希望: 以下の工事を除く ・契約工期が6ヶ月(180日)未満の工事 ・現場施工が3ヶ月(約90日)未満の工事 ・社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事 ・工事発注後に施工時間や施工方法への新たな制約が予想される工事	ポイント2
工事工程表	変更なし	モデル工事に添付	継続 参考4
余裕期間制度	変更なし	積極的に設定	継続
経費の補正 (機械設備工事を除く)	間接工事費を補正するほか労務費、機械経費を補正(参考2参照) 発注者指定: 当初予定価格に4週8休分を補正 受注者希望: 精算変更時に達成状況に応じ補正	間接工事費を補正 発注者指定: 当初契約時に計上 受注者希望: 精算時に計上	ポイント5 参考2
工事工程クリティカルパスの共有	変更なし	施工当初段階において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスと関連する未解決課題の対応者及び対応時期について共有することをルール化。(全ての工事で実施)	継続 参考3
(工期の変更)	右記のうち、「②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合」の協議を簡素化する試行※1を実施。 ※1詳細については、後日お知らせ。	本省通知(具体例を示し、工期変更を行うことを明記) 工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。 ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合 ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合 ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合 ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合	ポイント4
インセンティブ付与(履行実績取組証の発行)	・現場閉所日数の割合が4週6休以上(閉所率※21.4%以上)に拡大 ※2閉所率: 工事着手日から工事完成日までの期間のうち現場閉所日数の割合	・週休2日相当の8割以上(閉所率22.8%以上)達成した場合に取組証を発行。	ポイント3 参考5
成績評価	4週8休以上の現場閉所を実施の場合に加点評価 発注者指定: 明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は点数を減ずる措置 受注者希望: 実施しない場合の減点は行わない	4週8休相当の現場閉所を実施の場合に加点評価 発注者指定: 実施しない場合は点数を減ずる措置 受注者希望: 実施しない場合の減点は行わない	ポイント6

※平成30年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用
※港湾空港関係、営繕工事を除く

参考2:週休2日に取り組む際の必要経費の計上

「平成30年度 国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定」
(平成30年3月20日付国土交通省記者発表)より抜粋

- 週休2日で施工する場合には、現状より工期が長くなり、現場事務所等の土地代や安全施設のリース代等を含む共通仮設費や現場技術者の給与等を含む現場管理費、機械経費が官積算の計上額とかい離する可能性
- 平成29年度から試行している間接費について最新の施工実態を踏まえ必要な見直しを行うとともに、機械経費や労務費についても、週休2日の実施に伴い必要となる経費を適切に計上できるよう補正を実施

■ 補正係数

	H29年度	H30年度		
	4週8休以上	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	—	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	—	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.02	1.01	1.03	1.04
現場管理費	1.04	1.02	1.04	1.05

- ※ 建築工事は、労務費の補正のみ
- ※ 元下問わず参加しているすべての企業で適正な価格での下請契約、賃金引上げの取組が浸透するよう、発注部局と建設業所管部局で連携
- ※ 平成30年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。

- 施工当初段階において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスと関連する未解決課題の対応者及び対応時期について共有することをルール化。(H29年度より全工事)

< 工事工程共有の流れ >

- ① 発注者が示した設計図書を踏まえ、受注者が施工計画書を作成。
- ② 施工計画に影響する事項がある場合には、その内容及び受発注者の責任を明確化。
- ③ 施工途中において受注者の責によらない工程の遅れが発生した場合には、それに伴う必要日数について工期変更を必ず実施。

担当者	事項	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月
施工者	〇〇工							
	〇〇工							
	〇〇工							
	〇〇工							
発注者	支障物件移設							
	〇〇協議							

参考4:工事工程表の開示試行工事

- ・週休2日制モデル工事において、「**工事工程表の開示**」をセットで行います。
- ・入札公告の際に、発注者が算定した工期や関係機関との調整、住民合意等の進捗状況を工程表で示す「工事工程表の開示」をセットで行うことで、週休2日を目指します。

工事工程表の例

工事名：〇〇道路□□地区改良工事

[illegible]

概要

1. 現場閉所率が21.4%(6日/28日)以上を達成した工事に「履行実績取組証」を発行。
2. 「取組証」を取得した企業に、その後の発注工事の総合評価において「週休2日制モデル工事の施工実績」を加点評価することにより、建設業における「週休2日の定着」を促すことが目的。

H30総合評価による評価

1. 全工事種別において、評価項目「週休2日制モデル工事の施工実績」を選択可能(ただし、港湾空港関係、営繕工事は、対象外。)
2. 週休2日の試行対象工事では、原則、評価項目として設定する。
3. 適用開始日は、公告日が平成30年8月1日以降の工事に適用する。4.

審査基準日以前に発行された「取組証」の有無を評価する。

- ①H30.7月以前に発行された「取組証」・・・審査基準日がH31.7.31の工事まで有効
- ②H30.8月以降に発行された「取組証」・・・1年間(審査基準日がH31.8.1以降の工事)

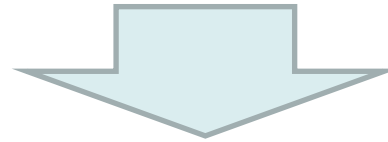
5. 「企業の技術力(自由設定項目)」内の「週休2日制モデル工事の施工実績」において、「取組証あり」の場合、1点加点する。

地質・土質調査業務共通仕様書への記載について

資料6－2

共通仕様書の改正方針(業務・工事共通)

- 地盤情報データベースへの提出資料として、地盤情報(ボーリング柱状図及び土質試験結果一覧表)を設定する。
- 提出する地盤情報は、国に登録された検定機関による検定を受けたものとする。



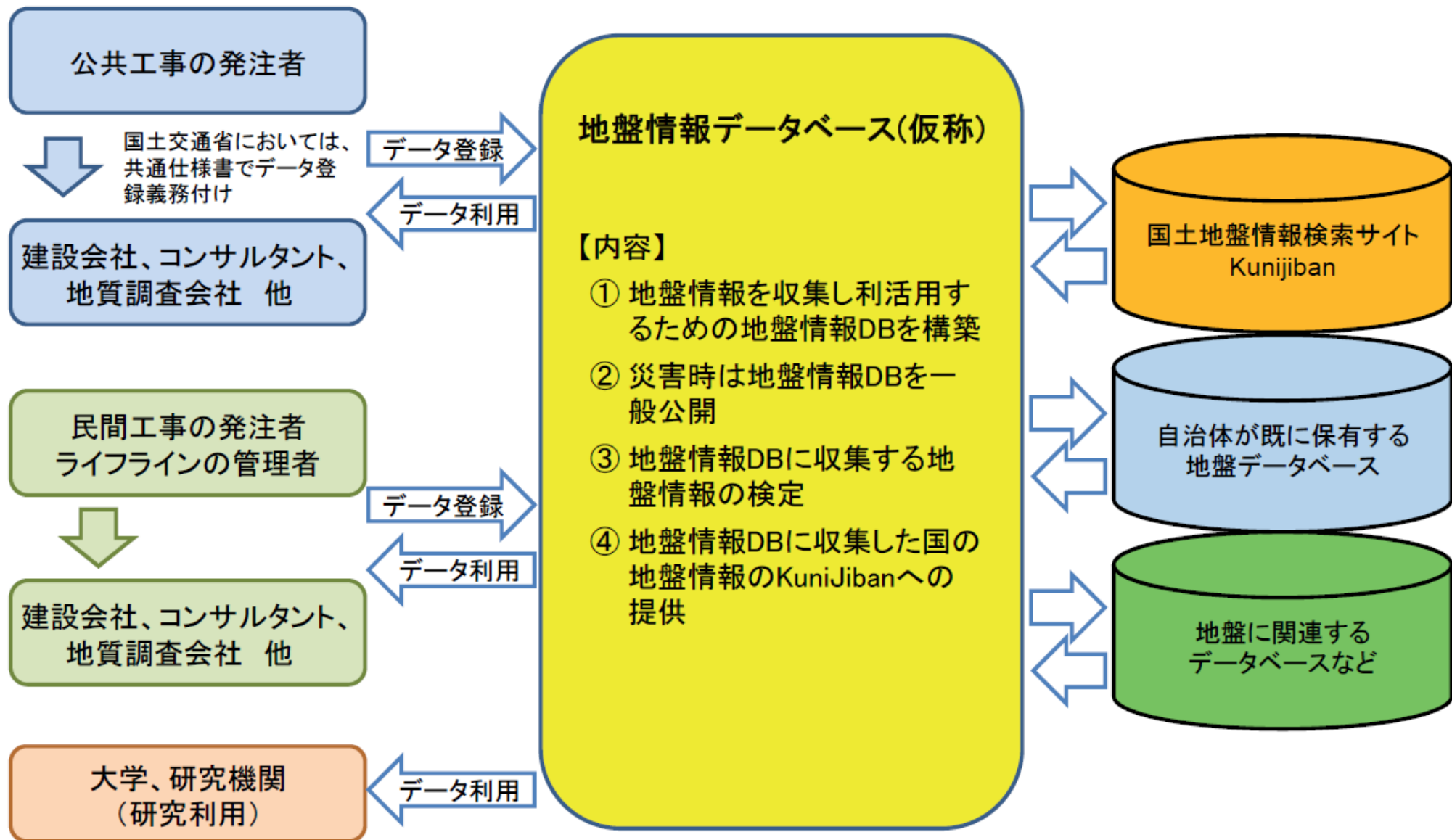
共通仕様書の追記

地質・土質調査業務共通仕様書

第118条 成果物の提出(追記:赤字)

4. 受注者は、「地質・土質調査成果電子納品要領(国土交通省・平成28年10月)(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとし、「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】(国土交通省・平成28年10月)」に基づくものとする。
5. 受注者は機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けたうえで、発注者に提出するとともに、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。

【参考】地盤情報データベースについて



設計変更ガイドラインに含まれるもの

■ 条件明示の手引き（案）

現地条件等について、条件明示されているかを確認します。

- ・搬入路の使用及及び使用後に配慮すべき事項がある場合
- ・占用物件等の工事支障物件がある場合 など

■ 設計照査ガイドライン

設計照査の考え方や設計変更が必要な項目について、チェックリストを使って照査が必要な項目を共有します。

- ・設計図書の照査の基本的な考え方
- ・照査の範囲を超えるもの（事例）
- ・受発注者間でのやり取り など

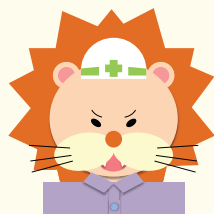
■ 工事一時中止に係るガイドライン（案）

工事一時中止の手続きの流れや、請負代金額又は工期の変更ができるケース等、また、増加費用の考え方、必要な書類について記載しています。

条件明示
チェックリスト

設計照査
ガイドライン

工事一時中止
に係る
ガイドライン
（案）



しっかり読んで、受発注者が対等な立場で
設計変更を行いましょう。

★ 設計変更ガイドラインの入手はコチラ ★

HP : <http://www.ktr.mlit.go.jp/giijutu/giijutu00000027.html>

【ガイドラインに関する問い合わせ先】

国土交通省 関東地方整備局 企画部 技術管理課
TEL : 048-601-3151（代）



知らないきゃ損々
知って得する

活用ガイド

設計変更ガイドライン

『設計変更ガイドライン』とは…

設計変更に係る業務の円滑化を図るために、設計変更が可能なケース、不可能なケース、手続きの流れについて示したものです。

設計変更の時に、受注者に役立つ情報が満載です。

また、設計変更以外のことについても解説しています。

『活用ガイド』とは…

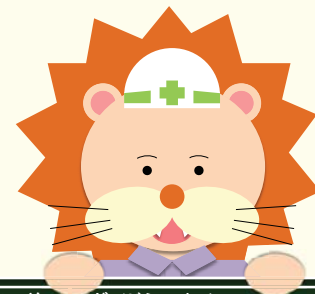
『設計変更ガイドライン』については、契約図書の一部として、運用していますが、まだまだ認知度が低いのが現状です。

『活用ガイド』では、『設計変更ガイドライン』を広く周知し、ご理解いただき、納得のいく設計変更とするためのポイントを紹介しています。

関東地方整備局の工事を受注された際は、『活用ガイド』と『設計変更ガイドライン』を必ずお読み下さい。

本紙は概要となりますので…

ガイドライン本文は、裏面に掲載の、
URLまたはQRコードから、ご確認ください。



名前 ガイドらいおん

土木工事に関する設計変更ガイドラインの
普及のために活動するらいおん。



国土交通省 関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau.

『設計変更ガイドライン』は…

施工条件を明示し、施工条件に変更が生じたら適切な設計変更をしてほしい。

照査の範囲を超える設計変更の業務に対して対価を支払ってほしい。

… などの受注者の声を受けて作成しています。

知ってトクする4つのポイント

ポイント① 変更事例が記載されています

よくある項目について、以下に4事例を抜粋しています。
『設計変更ガイドライン』には、全18事例が記載されています。

4-4 施工方法等の変更

変更事例

現道切り直し作業を夜間とすることを警察協議により条件に付された。これにより、昼間とは別に夜間作業に伴う交通整理員の配置が必要となった。

設計での仕様・施工条件

当初設計

「全作業は昼間作業」という施工時間帯が施工条件として示されている。また、車道出入口の箇所数と交通整理員の人数が示されていた。

変更設計

・以下3点について設計図書に条件明示する。
①夜間作業の区分
②交通整理員の夜間作業時間帯及び人数
③夜間作業の変更に伴う工期の延長
・夜間作業に伴う積算の変更と交通整理員の費用を計上。

Point

当初の特記仕様書では作業が昼間を前提としており、交通整理員の配置も昼間のみであった。しかし、警察協議により夜間作業に条件変更となったため設計変更の対象とする。

1-2 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更

変更事例

当初想定していた支持地盤が試験杭の施工やボーリング調査結果から強度不足が判明したため、基礎工の構造を変更した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・設計図書には土質柱状図及び支持地盤となる岩盤線が示されていた。

変更設計

・試験杭の施工やボーリング調査結果から強度不足が判明。
・支持地盤の強度が不足しているため、基礎工の構造を変更した。

Point

岩盤線確定のためのボーリングはジャストポイントで行われているとは限らないので試験杭で確認することは有効。

4-6 施工方法等の変更

変更事例

当初設計では、掘削にあたり水替えポンプを想定していたが、予想以上に湧水が多く、ウェルポイント工法を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・当初設計図書には水替えポンプの規模と数量が示されていた。
Φ○○×台数を想定しているが、これによりかた場合は、監督員と協議と示されていた。

変更設計

・ウェルポイントの追加に伴って水替えのポンプ台数を減じ積算。
・ウェルポイント工法の費用を計上。

Point

一般に工事の施工条件は、たとえ常識的な範囲であっても、具体的な数値等を設計図書に明示しておくことが望ましい。

2-1 工事目的物の追加

変更事例

埋設管が工事の支障となるため、既設管を一部撤去し、埋設管の切り直し工事を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・既設管は、設計図書には示されておらず、その対処方法については監督員が別途指示する。と示されていた。

変更設計

・埋設管が工事の支障となる。
・既設埋設管の一部撤去費用と新規切り直し埋設管の敷設費用を計上。

Point

工事に影響する可能性が大きい特記仕様書又は図面には「存在」を記しておき、設計変更の対象とする可能性を示明しておき、施工過程での調査内容については速やかに監督員に通知し、その確認を請求すること。【契約書第18条(条件変更等)】

ポイント② 変更概算額を明記することになっています

『指示書』（先行指示等）に、設計変更に伴う概算金額を記載します。また、概算金額が記載出来ない場合には、その理由を記載します。

※どのような金額を記載するのか、発注者の指示の場合、協議により変更となる場合など、状況によって記載の仕方が変わります。

ポイント③ 変更額が30%を超える場合も適切に変更します

変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合においても、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行います。

※30%を超えたからといって、設計変更をしないことはありません。

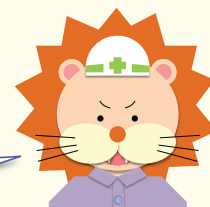
ポイント④ 照査の事例が記載されています

設計変更が可能なケースとして、

- ・現地測量の結果、横断面を新たに作成する必要があるもの。
又は縦断計画の見直しを伴う横断面の再作成が必要となるもの。
- ・現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
- ・土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造設計図面作成。

など12事例が記載されています。

条件を確認し、適切な設計変更を行いましょう。





知らなきゃ損々
知って得する

“地域インフラ” 2017
サポートプラン関東

工事一時中止の手引き

『工事一時中止ガイドライン』とは…

工事一時中止の手続きの流れ、請負代金額や工期の変更ができるケース等を例示するとともに、増加費用の考え方や、請求の際に必要な書類について示したものです。

工事一時中止となった場合に、受注者に役立つ情報が満載です。

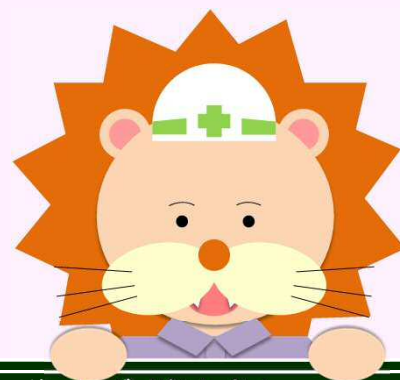
『手引き』とは…

『工事一時中止に係るガイドライン（案）』は、契約図書の一部として運用していますが、まだまだ認知度・活用割合が低いのが現状です。

『手引き』は、『工事一時中止に係るガイドライン（案）』を広く周知するため作成し、納得のいく設計変更とするためのポイントを紹介しています。

本紙は概要となりますので…

ガイドライン本文は、裏面に掲載の、URL
またはQRコードから、ご確認ください。



名 前 | ガイドらいおん

土木工事に関する設計変更ガイドラインの
普及のために活動するらいおん。



国土交通省 関東地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau.

知ってトクする4つのポイント

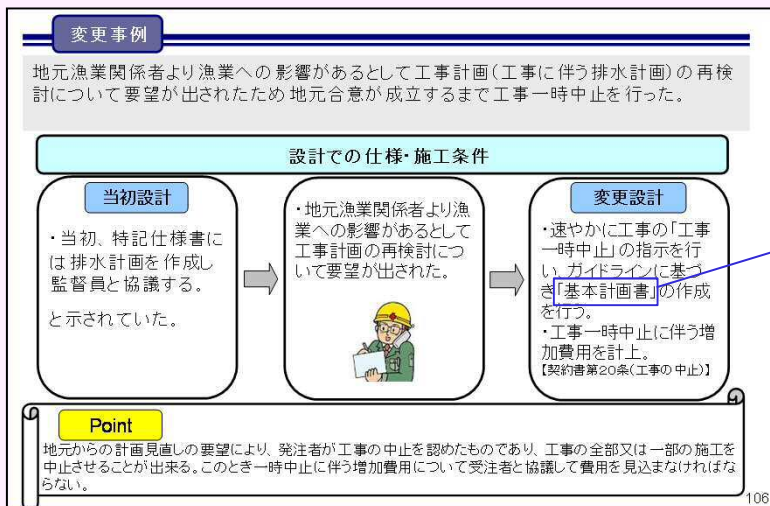
重要なポイント

工事が一時中止（一部一時中止を含む）された場合について、請負代金額および工期の変更等の考え方と手続きをわかりやすく作成しました。

ポイント① 工事の中止とは

工事用地等の確保ができない、あるいは自然的または人為的な事象により工事ができない場合、発注者が工事の中止を通知しなければなりません。

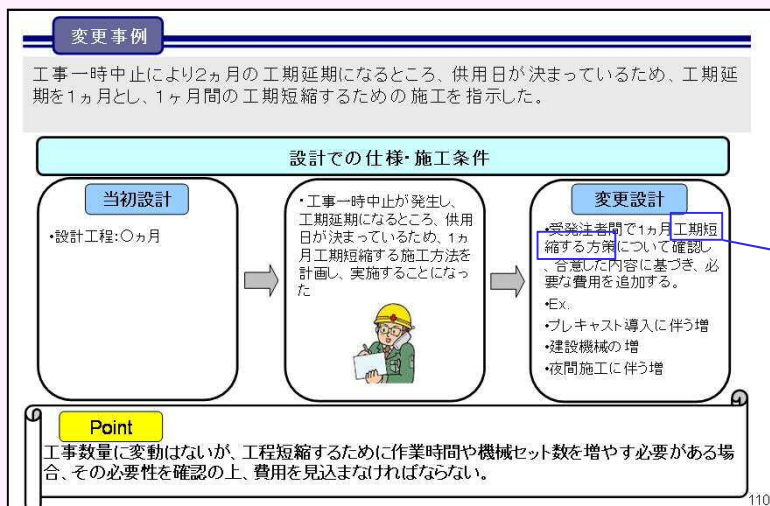
ガイドラインでは、よくある6つの事例について紹介しており、ここでは、6つの中でも代表的な2つを示します。



■計画書の作成

受発注者の認識を共有するため、**基本計画書**を作成します。

基本計画書には、中止期間中の工事現場の維持・管理に関するだけでなく、中止に伴う増加費用や必要工期なども記載します。



■計画書の作成

工期短縮を行う場合は、その方策に関する**工期短縮計画書**を作成します。

工期短縮計画書には、短縮に伴う施工計画や施工体制、短縮期間に関するだけでなく、工期短縮に伴う増加費用の必要性・数量なども記載します。

ポイント② 増加費用は受注者から発注者への請求が前提です。

ガイドラインでは、中止のパターン毎に増加費用の考え方が掲載されています。

(1) 本工事施工中に中止した場合

増加費用の適用は、発注者が工事の一時中止を指示し、受注者から請求があった場合です。部分中止により工期延期となった場合も含まれます。

(2) 工期短縮を行った場合

工期短縮の要因が、発注者や自然条件（災害等含む）に起因するものは、増加費用を見込みます。なお、受注者に起因するものは見込みません。

(3) 契約後準備工着手前に中止した場合

現場事務所が未設置や材料等が未搬入で、測量等の準備工に着手するまでの期間に一時中止が指示された場合は、増加費用は計上しません。

(4) 準備工期間中に中止した場合

準備工期間中に中止した場合は、増加費用を計上します。

※それぞれ算定方法も示しているので、ガイドラインをご覧ください。

ポイント③ 請求書の作成例が掲載されています。

請求書・見積書の作成例を参考に、請求手続きを行います。

9. 工事請負代金変更請求の作成例(2)

◎増加費用の見積もり書例

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり			
工 事 名	○○○○○電線共同溝工事		
工事場所	自) ○○○橋○○○		
当初工期	自) 平成○○年○○月○○日	一時中止間	自) 平成○○年○○月○○日
	至) 平成○○年○○月○○日		至) 平成○○年○○月○○日
	(7 日)		(12 日)
当初契約金額	¥○○○○,○○○○.○○○	見積契約金額	¥○○○○,○○○○.○○○
増加金額	¥ 3,629,624	見積増加金額	¥ 3,456,785

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり

工单名	○○○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○
	规格	单位	数量	单价	金额
特字大工部上工費費	式				6,456,700
(1) 現場管理費	式				6,456,700
- 役業材料手元	式				6,094,400
役業材料人	月	4	589,000	1,178,275	
役業材料車	月	1	784,000	935,207	
- 福利厚生費	式				35,400
- 事務所用品	式				86,500
- 建設工事費	式				112,833
- 現場事務所費	式				365,052
合計					8,406,790

※見積もりに対する妥当性の確認が出来る
 証明書類の提出が必要

例えば)

(1)現場代理人等の給料について

- ①当該現場での作業内容
- ②給与等の内訳書
- ③給与明細等の資料

(2) 福利厚生費、通信交通費、営繕費について

- ①経費別支払調書
- ②事務用品の証明書類の提出
- ③経費支払い集計調書

妥当性の確認ができた項目を積み上げる

(例では、全て確認出来た場合、1,000円未満を切り捨てた3,456,000円を増加費用として計上)

中止や短縮に伴う増加費用
などを確認し、受発注者間
で認識の相違がないよう
にしましょう。



ポイント④ 中止事案は受注者からも協議できます。

受注者が施工できない要因を発見した場合は、中止事案について受注者からも協議できます。

その他設計変更ガイドラインのご案内

■ 設計変更ガイドライン

設計変更に係る業務の円滑化を図るために、設計変更が可能なケース、不可能なケース、手続きの流れについて示したものです。



■ 設計照査ガイドライン

設計照査の考え方や設計変更が必要な項目について、チェックリストを使って照査が必要な項目を共有します。

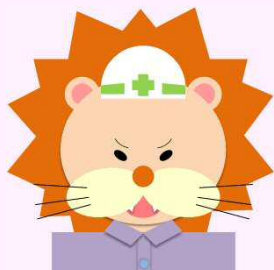
- ・設計図書の照査の基本的な考え方
- ・照査の範囲を超えるもの（事例）
- ・受発注者間でのやり取り など



■ 条件明示の手引き（案）

現地条件等について、条件明示されているかを確認します。

- ・搬入路の使用後及び使用後に配慮すべき事項がある場合
- ・占用物件等の工事支障物件がある場合 など



しっかり読んで、受発注者が対等な立場で設計変更を行いましょう。

★ 設計変更ガイドラインの入手はコチラ ★

HP : <http://www.ktr.mlit.go.jp/giyyutu/giyyutu00000027.html>

【ガイドラインに関する問い合わせ先】

国土交通省 関東地方整備局 企画部 技術管理課
TEL：048-601-3151（代）





国土交通省 関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau.

“地域インフラ” 2017
サポートプラン関東

平成 30 年 6 月 18 日 (月)
国土交通省関東地方整備局
企 画 部

記 者 発 表 資 料

“地域インフラ” サポートプラン関東 2017 の取組状況について ～3 つの重点項目、16 の取組のフォローアップレポートを公表します～

昨年 10 月に、『“地域インフラ” サポートプラン関東 2017』を公表し、建設業が取り組む担い手確保や生産性向上を推進し、働き方改革を支援していくため、①担い手の確保・育成、②生産性の向上、③建設現場の魅力発信の 3 つの重点項目、16 の取組を進めてきました。

この度、現在までのプランの実施（取組）状況と各種取組に対する評価（建設業協会、受注者、現場見学会参加者のご意見等）について、フォローアップレポートとしてとりまとめを行いました。

今後、引き続き、プランの各種取組を推進していくとともに、あわせて、取組に対する評価等を踏まえ、プランの内容の更新や拡充等を検討し、次の『“地域インフラ” サポートプラン』につなげていくことを予定しています。

※詳しくは、別添資料と以下のホームページをご覧ください。

“地域インフラ”サポートプラン関東 2017

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000023.html>

“地域インフラ”サポートプラン関東 2017 フォローアップレポート

http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000703566.pdf

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 企画部

電 話 048-601-3151 (代)

技術開発調整官 吉見 精太郎 (内線 3120)

技術管理課 課長補佐 大野 宏之 (内線 3312)

『“地域インフラ”サポートプラン関東 2017 フォローアップレポート』概要

昨年 10 月に、『“地域インフラ”サポートプラン関東 2017』を公表し、建設業が取り組む担い手確保や生産性向上を推進し、働き方改革を支援していくため、①担い手の確保・育成、②生産性の向上、③建設現場の魅力発信の 3 つの重点項目、16 の取組を進めてきました。

この度、現在までのプランの実施（取組）状況と各種取組に対する評価（建設業協会、受注者、現場見学会参加者のご意見等）について、フォローアップレポートとしてとりまとめを行いました。

今後、引き続き、プランの各種取組を推進していくとともに、あわせて、取組に対する評価等を踏まえ、プランの内容の更新や拡充等を検討し、次の『“地域インフラ”サポートプラン』につなげていくことを予定しています。

＜フォローアップレポートの構成＞

- | | |
|---------------------------------|------------|
| 1. 主な取組ポイント（取組状況と現時点までに頂いている評価） | 【 P 2～15 】 |
| 2. その他の取組と現時点までに頂いている評価 | 【 P16～41 】 |
| 3. 取組状況データ集 | 【 P42～51 】 |

＜主な取組ポイント（取組状況）＞

ポイント1：『工事関係書類スリム化ガイド』の発行

- 『工事関係書類スリム化ガイド』を発行し、受注者に配布・周知

ポイント2：技術者の誇りを示す銘板設置拡充

- 技術者顕彰銘板工事に携わった技術者の氏名等を記した銘板を受注者が設置できるように拡充し、平成 29 年度は 3 工事で施工

ポイント3：『発注者ナビ』の配信

- 都県と連携し、市区町村向けに『発注者ナビ』を配信し、各種施策・取組等の情報を提供

ポイント4：『発注者見通し』統合を1都8県で展開

- 発注の見通しを都県の地区単位で統合して公表

ポイント5：UAV（ドローン）研修の拡充・支援

- UAV技術の習得に向け、UAV講習会を実施

ポイント6：『セーフティサポートニュース』の配信

- 安全・事故防止、盗難等に関する様々な情報を掲載した『セーフティーサポートニュース』を発刊し、受注者や都県建設業協会等に配信

＜各取組への評価＞

各取組に対する建設業協会、受注者、現場見学会参加者等から頂いているアンケート意見を掲載しています。

“地域インフラ”サポートプラン関東2017

・～フォローアップレポート～

平成30年6月18日

目 次

都県の建設業協会から頂いた意見・要望等

P2

1. 主な取組ポイント（取組状況と現時点までに頂いている評価）

取組8 『工事関係書類スリム化ガイド』の発行

P4

取組5 技術者の誇りを示す銘板設置拡充

P6

取組7 『発注者ナビ』の配信

P8

取組11 『発注見通し』統合を1都8県で展開

P10

取組6-2 UAV(ドローン)研修の拡充・支援

P12

取組2 『セーフティサポートニュース』の配信

P14

2. その他の取組と現時点までに頂いている評価（建設業協会、受注者等）

取組1 『週休2日チャレンジサイト』を開設

P18

取組3 未来の建設業を支える入札・契約方式の実施

P20

取組4 担い手確保を目指す『現場見学会』の開催支援

P22

取組6-1 『関東ICT2520』を開設

P24

取組6 ICT施工技術の推進

P26

取組9 『工事一時中止の手引き』の発行

P28

取組10 平準化を目指した計画的発注

P30

取組12 入札・契約手続きの事務負担軽減

P32

取組13 工事に直結する設計業務の品質を確保

P34

取組14 『“地域インフラ”サポートプラン関東』のFBページを開設

P36

取組15 建設展示館リニューアル

P38

取組16 『技術者スピリッツ』の対象技術者を拡大

P40

3. 取組状況データ集

週休2日制モデル工事の取組実績（平成29年度の取組） P44

担い手確保を目指す『現場見学会』の開催（平成29年度の取組） P45

ICT活用工事の普及状況（平成29年度の取組） P46

UAV活用工事一覧（平成29年度の取組） P47

ICT舗装工適用工事一覧（平成29年度の取組） P48

関東i-Construction推進協議会（平成29年度の取組） P49

都県i-Construction推進連絡会（平成29年度の取組） P50

入札・契約手続きの事務負担軽減（平成29年度の取組） P51

- 建設業が取り組む担い手の確保と建設現場の生産性の向上を支援するため、プランを策定し、さまざまな取組を進めていることに感謝。
- 技術者スピリッツは技術者のモチベーションの向上と入職者の促進に役立つので、引き続き取り組んでほしい。
- 提供いただいた工事事故情報を拡散し、安全対策の推進を図っている。
- 素晴らしい取り組みに着手して頂いたので、ぜひサポートをお願いしたい。

1. 主な取組ポイント (取組状況と現時点までに頂いている評価)

取組の概要

- サポートプラン2016の工事関係書類スリム化点検を受けて、本来作る必要がない工事書類の一覧を『工事関係書類スリム化ガイド』としてとりまとめ、受注者に配布し、工事書類の簡素化を目指します。
- また、監督職員、検査職員等にも研修や連絡会議等において、周知します。

実施状況

- 工事関係書類のスリム化点検を実施し、スリム化が可能な項目を、『土木工事書類スリム化ガイド』としてとりまとめ（平成30年2月7日 記者発表）
- ※ 削減可能な工事書類、紙、電子による工事書類の二重納品防止の徹底について掲載
- また、監督職員、検査職員等の研修において、本ガイドの周知と取り組みの実施を依頼
- 関東地方整備局ホームページにて、『土木工事書類スリム化ガイド』を掲載
(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000037.html>)

<工事関係書類スリム化ガイドライン(イメージ)>

土木工事書類スリム化ガイド

- ◆ 本ガイドでは工事関係書類を必要最小限にスリム化するため、削減可能な工事書類を紹介しています。
- ◆ 本ガイドを活用し、工事書類削減に向けた積極的な取り組みをお願いします。

ただし、受注者の社内では必要とされる工事書類の作成を妨げるものではありません。法令等に規定された書類の作成は適正に行ってください。

土木工事書類作成マニュアル

土木工事書類作成マニュアルは平成20年より運用を開始しましたが、まだまだ徹底されていない状況です。
関東地方整備局では工事関係書類のスリム化点検を実施し、スリム化が可能な項目を取りまとめました。

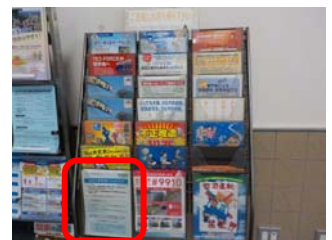
本紙は概要となりますので、土木工事書類作成マニュアル本文は、最終面に掲載のURLまたは、QRコードからご確認ください。

土木工事書類作成マニュアルのポイント

- 契約図書上、必要のない書類は作成しないことを明記
- 発注者、受注者のどちらが作成すべき書類かを明記
- 工事書類の作成様式を掲載
- 工事検査時に確認する資料を明記



現場係長研修等を活用し周知



事務所・出張所等に常置し周知

4

→現時点までに頂いている評価

受注者・建設業協会等のコメント

- 「工事関係書類のスリム化」は受注者にとっては、負担軽減になる。
- わかり易くまとめてあり大変参考になると思う。
- 「工事関係書類スリム化ガイド」の通りに作成書類が簡素化していけば作業効率の向上にも繋がると思う。

【課題として受け止めるべき意見(要望・提案を含む)】

- スリム化ガイドに、簡素化できる書類の実例を、さらに増やしてほしい。
- 受発注者が、土木工事書類スリム化ガイドを理解し、特に協議において添付する書類を必要最小限になるように、周知指導して頂きたい。
- 出張所や監督員によるローカルルールの適用が依然行われている。検査時に余計な書類要望がないようお願いしたい。

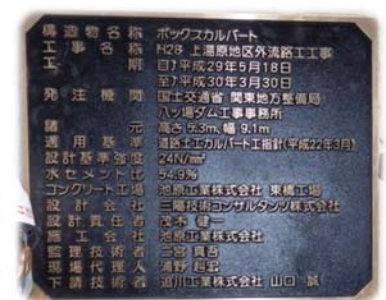
5

取組の概要

- 『技術者顕彰銘板試行基準』を策定し、技術者の誇りを示す銘板の設置により、建設業の新たな担い手確保につなげます。
- 試行の対象となる工事においては、工事に携わった技術者の氏名等を記した銘板を受注者が設置することが可能となります。

実施状況

- 平成29年度、銘板の試行設置を3工事で実施（銘板に要する費用は官負担）
- さらに、平成29年度の試行設置を踏まえ、運用基準を改定し、平成30年6月1日以降に入札公告を行う工事から本格運用を開始
- 対象工事（構造物）
 - ・ 擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、シェッド
 - ※ 追加拡大：大規模法面、（揚）排水機場
- 対象技術者
 - ・ 設計：会社名、設計責任者氏名
 - ・ 施工：元請会社の会社名、監理（主任）技術者氏名
 - ※ 追加拡大：現場代理人氏名、担当技術者氏名
 - 下請会社の会社名、専任の主任技術者氏名



銘板の設置状況

○ 平成29年度試行工事

工事名	地先名	対象構造物
H29西川貯砂ダム新設工事	群馬県利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉地先	砂防堰堤（貯砂ダム）
H28上湯原地区外流路工事	群馬県吾妻郡長野原町大字川原畑地先	カルバート
八王子南バイパス館高架橋下部（その4）工事	東京都八王子市館町地先	橋梁下部工

→現時点までに頂いている評価

銘板設置の試行を行った技術者のコメント

- 建設業のアピールになると思う。
- 銘板に自分の名前が刻まれる事は、現場技術者として名誉な事であり、モチベーションの向上にもつながるので今後も続けていきたい。
- 構造物に初めて名前をのこすことができ、今までに無い達成感を感じた。
- 今後も名前を残す機会が増えることで建設業のイメージが、“やりがいのある仕事だ”と認知してもらおうことができると思う。
- 今回、銘板に名前を残すことができた事、地域の方々の暮らしの快適さ、安全づくりに携われたこの仕事に“大きな魅力と誇り”を改めて感じた。

取組の概要

- 改正品確法の理解を深めるため、発注者協議会での情報提供、出前講座、管内の市区町村を直接訪問しての要請活動を推進します。
- 新たに、都県と連携して『発注者ナビ』を市区町村に配信し、品確法運用指針で求めている発注関係事務の適切な実施に関する取組み情報や担い手確保、生産性向上などの様々な施策・取組などの情報提供を行い、運用指針の浸透を目指します。

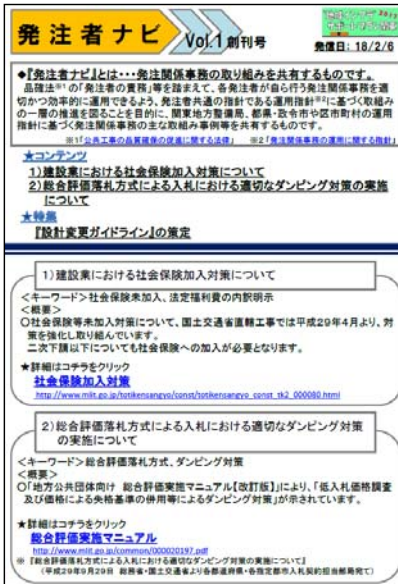
実施状況

<発注者ナビ>

- 平成30年2月6日配信開始（四半期に一度の配信を予定）
- 配信内容
 - ① コンテンツ：最近の施策・取組を紹介
 - ② 特集：テーマに関する国・自治体等の取組状況を紹介
- 配信方法：電子メールによる配信
- 配信先：9都県5政令市415市区町村
- 配信の流れ



<発注者ナビ(イメージ)>



<運用指針浸透のための情報提供>

- 平成29年度提供実績
 - ・ 発注者協議会：12回
 - ・ 出前講座・講習会：5回



<千葉県への出前講座>

<市区町村への要請活動>

- H29年度実績：18回

→現時点までに頂いている評価

【発注者ナビ】

受注者・建設業協会等のコメント

- 国交省発注案件水準まで向上することは良いと思う。
- 発注者ナビにより、先駆的自治体の取組みを検索しやすくなった。

【課題として受け止めるべき意見(要望・提案を含む)】

- 先駆自治体の取り組み紹介にあたり、特筆事項を併記するとより利用しやすい。
- 掲載内容に関する要望
 - ・ 「働き方改革」に関する内容の掲載
 - ・ 「社会保険加入対策」に関する内容の掲載
 - ・ 「法定福利費」の確認方法に関する内容の掲載

【出前講座】

受講者のコメント

- 品確法改正のポイントがよく理解できた。

取組の概要

- 参加企業の技術者の配置計画、あるいは労務資材の手配に活用いただけるよう、各発注機関の「発注見通し」を都県の地区単位で統合し公表します。
- 他の発注機関との連携により、現在、試行している山梨県において拡充を図るとともに、関東地整管内の他の都県においても新たに実施します。

実施状況

- 1都8県で本格運用開始（平成30年1月開始）
- 100機関を追加し運用（平成30年4月開始）
- 参画機関：158 機関

うち、 国 11 機関
特殊法人等 9 機関
都県 9 機関
政令市 5 機関
区市町村 124 機関

<公表イメージ>

■横須賀三浦地区の発注見通し

横須賀三浦地区横須賀市鎌倉市逗子市三浦市葉山町

○ここに記載する内容は、平成30年5月1日現在の見通しであるため、実際に発注する工事がこの記載と異なる場合、またはここに記載されていない工事が発注される場合があります。

○本発注情報と各発注機関の発注情報の内容が異なる場合があります。最新の情報は、各発注機関の発注情報で確認してください。

※1「発注・入札予定時期」について、関東管区警務局、南関東防衛局、東日本高速道路(株)関東支社、においては「公告予定時期」を記載しています。

その他の発注機関においては「入札予定時期」を記載しています。なお、神奈川県及び県内市町村については別表をご確認ください。★別表（県及び県内市町村の状況についてはこちらをクリック）

発注機関	所属	入札方式	工種業種	工事名	工事場所	工事概要	工事期限	発注・入札予定時期
東京国税局	—	一般競争入札	建築工事	千葉東税務署外75施設テナキ一錠交換工事	千葉県内、東京都内、神奈川県内、山梨県内	テナキ一錠の更新	6か月	第1四半期
関東地方整備局	横浜国道事務所	一般競争入札 (政府調達協定対象)	一般土木工事	横浜湘南道路関谷換気所工事	神奈川県鎌倉市関谷地先	ニューマチッククーロン 1基 仮設工 170m	約27ヶ月	第3四半期
南関東防衛局	総務部	一般	土木一式工事	横須賀米軍(30)汚水処理施設(920)撤去工事	横須賀米軍施設	既設汚水処理施設撤去工事	19ヶ月	第2四半期
東日本高速道路(株)	関東支社	条件付一般競争入札方式	道路付属物	第三京浜道路 京浜管理事務所管内橋脚工事	東京都世田谷区～横浜市 横浜市内～神奈川県横須賀市	橋脚板 約1.7km2	約30ヵ月	第1四半期
神奈川県	警保本部	一般競争入札 (標準型)	電気	交通信号機改良等工事	横須賀市ほか	信号機更新工事	約4ヶ月	第1四半期
横須賀市	上下水道局技術部水道施設課	一般競争入札	水道施設	小原台地区配水本管布設工事(1)	横須賀市鶴居1-11～小原台2	φ300GXDP=345m、φ50PEP=200m 湧水栓2基	11ヵ月	1月～2月
鎌倉市	都市整備部公園課	一般競争入札 (標準型)	土木一式	(仮称)二階堂4号線地落石防護工事	鎌倉市二階堂((仮称)二階堂4号線地)	落石防止網設置工 A=100平米	約3ヶ月	第2四半期
逗子市	教育総務課	一般競争入札 (標準型)	塗装	逗子中学校外壁防水改修工事	逗子市池子4-755	普通教室棟外壁防水改修一式	2ヵ月	平成 30年 4月
三浦市	政策部	一般競争	土木	(仮称)平成30年度 引橋地区新設道路整備及び国道改良工事	三浦市初声町下宮田内	工事延長=400m 舗装・排水工	0ヶ月	第1四半期
						山手駅増設部 自動制御機強化の交換		

10

→現時点までに頂いている評価

受注者・建設業協会等のコメント

- 近隣地域の発注情報がひと目でわかるので、入札に参加しやすくなった。
また、情報収集の時間が短縮できる。
- 地区ごとの発注予定がわかり、技術者配置予定が組みやすく、資機材の予定が立ちやすく、とても参考になる。
- 受注機会の取捨選択、協力会社や下請会社の選定に活用できる。

【課題として受け止めるべき意見（要望・提案を含む）】

- 参画機関の市町村への拡大や港湾や下水道など、幅広い部局へ拡大した方が良い。
- 余裕期間等の情報があると良い。
- サイトに辿り着かないので、分かりやすくしてほしい。

取組の概要

- 都県の建設業協会と連携し、建設現場のニーズが高い3次元測量・出来形管理で使用するUAV技術が習得できる研修カリキュラムを、地域毎に開催する実践講習会等に新設します。
- また、各協会等が行うUAV技術が習得できる研修等の支援を行います。

実施状況

○ UAV技術の習得を目的とした実践的講習会を実施

○ 講習会の実施内容

- ・ 日時：平成30年2月20～21日 10:00～16:00
- ・ 場所：関東地方整備局 関東技術事務所 船橋防災センター
- ・ 参加者：20日 33名(茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・長野県)、21日 40名(東京都・千葉県・神奈川県・山梨県 対象)

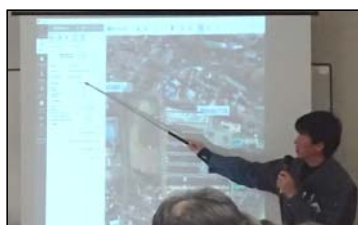
・ 講習内容

(10:00～12:00 座学)

- ① i-Construction(ICT活用工事)について
- ② UAVの基礎知識 種類・特徴・航空法等
- ③ UAVの計測手順(空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案))

(13:00～16:00 実地講習)

- ④ フライトプラン作成(船橋防災センターヘリポート上空を対象)
- ⑤ UAV計測
 - ・TS等を用いた検証点・標定点の設置
 - ・フライトプランに基づくデモ飛行



座学: UAVの基礎知識



実地会場



実地: デモ飛行



12

→現時点までに頂いている評価

講習会参加者の意見・感想

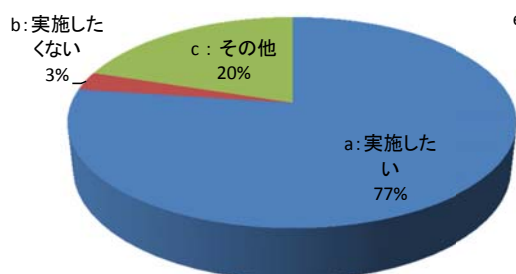
- フライトプランの作成、i-Con、関東地整の取り組み、補助金の仕組みがわかった。
- 実際の機器及びソフトを使用して講義してもらい、参考になった。

【課題として受け止めるべき意見(要望・提案を含む)】

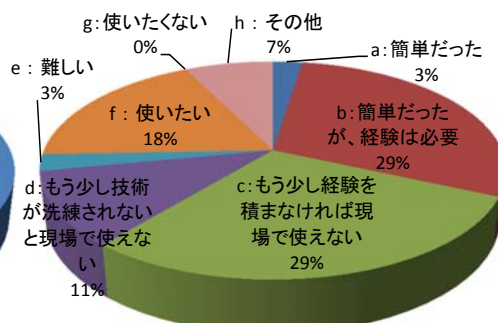
- 講習説明の際に、必要性、何でそうなのかといった説明が不足していると感じた。
- 講習は難しかった。わかっている方向けの説明に感じた。

講習会参加者に行ったアンケート結果

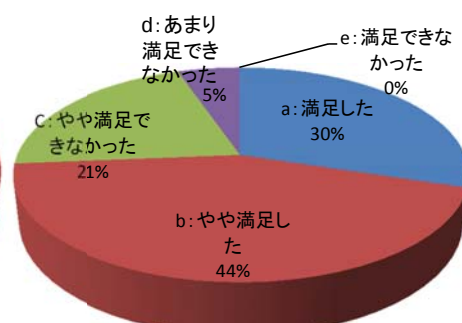
ICT実施の希望



UAV測量フライトプラン作成



全体 満足度



13

2.その他の取組と現時点までに頂いている評価 (建設業協会、受注者等)

取組1 『週休2日チャレンジサイト』を開設

地域インフラ 2017
サポートプラン関東

取組の概要

- 関東地方整備局ホームページ内に『週休2日チャレンジサイト』を開設し、週休2日の確保に取り組む企業（工事）を紹介していきます。
- また、地方公共団体や企業、建設業団体等が行う建設現場での休日確保や労働時間の短縮に向けた取組を情報共有することにより、建設業が取り組む「働き方改革」を応援します

実施状況

- 平成29年11月2日開設（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000021.html>）
- サイト概要
 - ・ 関東地方整備局の週休2日試行工事の概要
 - ・ 各現場の取組み状況（15機関 9工事を紹介）
 - ・ 各事務所の週休2日チャレンジ状況
 - ・ 他機関の情報提供（14機関）

＜各現場における取組状況を紹介＞

＜週休2日チャレンジサイト＞



→現時点までに頂いている評価

地域インフラ 2017
サポートプラン関東

受注者・建設業協会等のコメント

- 実際に取り組んだ状況を掲載することで、週休2日の推進につながる。
- 若手人材の確保の為に、週休2日は必要と考えており、休日確保の方法などの情報提供を参考にしている。
- 発注者のホームページに紹介されるので積極的に取り込もうとする企業が増えるのではないかと。
- 国の各事務所が週休二日制を効果的に実施し、自治体や、民間工事にも波及し、環境が整備されることを期待。

【課題として受け止めるべき意見（要望・提案を含む）】

- 週休2日制に取り組んでいる業者も増えてきたので、いろんな現場を紹介してほしい。
- まだまだPR不足と感じる。発注者の認識が不足している。
- サイトの入口がわかりにくい、整理して欲しい。

取組の概要

- 「地域密着工事型」、「地域防災担い手確保型」や「自治体実績評価型」等、地域の状況に応じた入札契約方式を採用し、地域維持の担い手確保を推進します。
- 「若手技術者活用評価型」、「技術者育成型」や「女性技術者の登用を促すモデル工事」により、若手技術者等の中長期的な育成・確保を推進します。

実施状況

○ 平成29年度工事の入札・契約方式

評価型式	試行の概要	H29年度 契約件数
地域密着工事型 (平成25年度～)	・地域精通度・地域貢献度を重視して評価する方式。	461件
地域防災担い手確保型 (平成26年度～)	・企業における防災に係る取組体制・活動実績等を評価する方式。 (災害協定の締結や、災害活動の実績等を評価)	37件
自治体実績評価型 (平成25年度～)	・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)企業であっても、自治体(都県政令市)の工事成績等により評価できる方式。	142件
若手技術者活用評価型 (平成25年度～)	・35歳以下の若手技術者を「現場代理人」又は「担当技術者」として配置することにより、当該工事を実績として将来、直轄工事の主任(監理)技術者となるべく、経験を積んでもらう方式。	475件
技術者育成型 (平成26年度～)	・40歳以下の主任(監理)技術者を配置し、本工事において本工事に従事していない技術者から実務指導を受け、技術力の向上につなげてもらう方式。	15件
女性技術者の登用を促すモデル工事 (平成26年度～)	・入札参加要件として、主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者のいずれかに女性技術者の配置を求める方式。	2件

20

→現時点までに頂いている評価

受注者・建設業協会等のコメント

- 地元重視の試行活用により、地元企業が受注できることにより、地域の方からの“見られ方”も災害時には頼りになると認識され、受注者自身も地域に貢献しているというやりがいを感じる。
- 「若手技術者活用評価型」は、若手技術者の誇りと意欲の向上に効果があり、担い手の育成・確保に有効。また、若手技術者を雇用する上で効果的。
- 若手技術者に資格取得に対する意識向上にもつながった。
- 様々な評価方式により、これまでハードルの高かった工事においてもチャレンジできるので、継続してほしい。直轄工事の実績の少ない企業の参加を促す発注方式を、今後も推進して欲しい。

【課題として受け止めるべき意見(要望・提案を含む)】

- 若手技術者を育成するモデル工事を発注するのであれば、完全週休2日制を完全実施を推進したほうが良い。

21

取組の概要

- 受注者(専門工事業者を含む)が建設業のイメージアップや大学生、高校生などの新たな担い手確保を目的に見学会やインターンシップの受け入れを行う旨の申し出があった場合には、現場を開放するなどの支援を行います。また、必要に応じ、事務局が連携して広報活動を行います。

実施状況

- 平成29年度の工事現場見学会 : 42現場で開催、約2,000人が参加。



レーザースキャナ測量体験(高校生)



UAV測量体験(大学生他)



ICT土工 重機操作体験(高校生)



BH船操作体験(インターンシップ(大学生))

22

→現時点までに頂いている評価

現場見学会の参加者(先生、生徒)の感想

- 想像以上に女性でも働きやすそうな環境だと感じた。現場の雰囲気明るくてよかった。今、進路で迷っているので参考にしたい。
- 土木業界というと3Kというイメージがあった、今回、最新技術を体験するだけではなく休日確保やICT土工の話を聞くと魅力のある仕事だと感じた。
- 実際の現場を見させて頂き、教員も含め生徒にも良い刺激になり、こういう機会を定期的に生徒に見せることが出来れば、現場に出たいと進路を決める生徒も、もっと多くなると思う。

受注者・建設業協会からのご意見

- 学生達に興味をもってもらうために現場見学会は非常に有効であり、その支援は大事。

【課題として受け止めるべき意見(要望・提案を含む)】

- ICT施工に少し偏っている。実際に稼働している現場を見学させていただきたい。改修工事ばかりでなく維持修繕工事についても目を向けてほしい。
- 見学できる工種や見学時期、受入人数、バス見学の受入の可否などを明示し現場リストとして協会に明示して頂きたい。

23

取組の概要

- 関東地方整備局ホームページ内に『関東ICT2520』を開設し、ICT活用工事の効果・好事例の共有を図り、ICT活用工事の普及促進を目指します。

実施状況

- 平成 30 年 1 月 26 日開設
(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000021.html>)
- サイト概要
 - ・ ICT活用工事好事例（4工事を紹介）
 - ・ ICT体験講座（13講座(開催済)を紹介）
 - ・ 技能講習会・技術見学会（2講習会を紹介）
 - ・ 補助金・低利融資・税制優遇制度

<ICT活用工事 好事例を紹介>

ICT活用工事 好事例

ICT技術を活用した工事の効果・好事例(コスト削減、工期短縮、現場での様々な工夫内容等)を公開していきます。(平成30年4月3日更新)

ICT区分	工事名	施工場所	工種	施工量	担当事務所
ICT土工	H28久慈川配管地盤河津堤防補修工事[PDF:671KB]	茨城県	河川土工	土工量 6,700m ³	宮城河川国道事務所
ICT土工	中部横断自動車道 八千穂に改良工事[PDF:182KB]	長野県	道路土工	土工量 4,200m ³	長野国道事務所
ICT土工	H27荒川西武川堤防下流築堤工事[PDF:140KB]	埼玉県	河川土工	土工量 52,200m ³	荒川上流河川事務所
ICT土工	H28横断自動車道 八千穂に改良工事[PDF:182KB]	茨城県	河川土工	土工量 24,500m ³	霞ヶ浦河川事務所

本書ホームページには、これからICT活用工事にチャレンジする地域の企業や地方公共団体の参考となりますように工事事例を掲載しております。

ICT工事事例集(国土交通省)【内部サイト】

<補助金・低利融資・税制優遇制度を紹介>

補助金・税制・融資等支援

1. 補助金・税制・融資等支援一覧
2. 「補助金」②ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業
3. 「補助金」③サービス等生産性向上IT導入支援事業
4. 税制優遇 ⑤中小企業等経営強化法による支援1 概要
5. 税制優遇 ⑥中小企業等経営強化法による支援2 法人税減免
6. 税制優遇 ⑦中小企業等経営強化法による支援3 事例
7. 税制優遇 ④生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)による固定資産減税特例
8. 建設機械関係の「補助金」①省エネルギー型建設機械補助金
9. ものづくり補助金申請のスケジュール(予定)
10. 支援事業(IT導入支援・ものづくり支援)の問合せ先【更新】
11. ものづくり補助金申請の事務局について【更新】
12. スケジュール感(現時点での想定)
13. 「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業」投資モデル

<関東ICT2520 サイト>

1. 関東ICT2520

「地域インフラ」サポートプラン関東2017のII生産性の向上(i-Construction)に基づき『関東ICT2520』を開設し、ICT活用工事の効果・好事例の共有を図り、ICT活用工事の普及促進を目指します。

当ページには以下の内容を掲載しております。

- ・ 関東ICT2520とは
全ての建設生産プロセスでICTや3次元データ等を活用し、2025年までに建設現場の生産性を20%向上を目指します。

・ ICT活用工事好事例

ICT活用工事の効果・好事例の共有を図り、ICT活用工事の普及促進を目指します。

・ ICT体験講座

官廳指定工事の現場において、ICT活用工事の各段階(3次元起工測量、3次元測量設計データ作成、ICT建機による施工、3次元出来形管理等の施工管理、3次元データの納品)を体験できる講習会を開催しています。

・ 技能講習会・技術見学会

官廳指定工事における各段階の施工技術を習得してもらうため、施工者向け、地方公共団体等の発注者向け、技術検査担当者向けの各種講習会や見学会を実施しています。

・ 補助金・低利融資・税制優遇制度[PDF:1142KB]

ICT施工に関する建設機械、計測機器及びソフト等の購入等に適用出来る「補助金制度」や「税制優遇」について紹介しています。

24

→現時点までに頂いている評価

受注者・建設業協会等のコメント

- ICT施工技術の活用普及については、大いに期待している。
- ICTに関する情報、書類の作成マニュアル等があり重宝している。
- ICT活用工事事例や体験講座及び各種講習会や見学会などの日程や会場情報等が発信されているため、早めに日程の予定が組める事で人員予定も組みやすくなった。

【課題として受け止めるべき意見(要望・提案を含む)】

- ICT建機やUAV、TLSのメーカー等にリンクされていると、活用するにあたり具体的な情報が得られやすいと思う。
- 工事の効果、好事例の情報共有には、工事特性(工種、工期、規模地域性、経済性等)を考慮してどう成果を挙げたか、具体的に情報提供されれば、さらに参考になる。
- 事例紹介においてマイナス面を公開しなければ推進向上にならない。
- 廉価で利用できる費用対効果の高い技術を紹介して欲しい。
- 見てもらう機会を増やすために、更新した場合はメール配信する等があった方が良くと思う。
- サイトをもう少しわかりやすくしたほうが良い。

25

取組の概要

- 平成29年度から新たにICT舗装工を導入し、適用工種の拡大を進めています。さらに、平成28年度導入のICT土工の基準・要領を改訂、小規模土工にも対応して適用しやすくなります。
- また、生産性の向上を目指し、新技術の活用を推進します。

実施状況

- 平成29年度実績
 - ・ ICT舗装工(平成29年度発注工事より適用) : 舗装工事17件のうち6件(約35%)実施
 - ・ ICT土工 : 土工188件のうち95件(約50%)実施
- ICT舗装工における3次元測量の作業性向上を図り、移動型レーザスキャナ等新技術を検討、導入推進

○ H29 ICT土工実績

区分	発注者 指定型	施工者 希望Ⅰ型	施工者 希望Ⅱ型	その他	合計
契約数	8	43	137	—	188
適用数	8	34	32	21	95



(ICT土工施工例) MCバックホウ法面整形工

○ H29ICT舗装工実績

区分	発注者 指定型	施工者 希望Ⅰ型	施工者 希望Ⅱ型	その他	合計
契約数	2	3	12	—	17
適用数	2	2	1	1	6



(ICT舗装施工例) MCモータグレーダ下層路盤工

26

→現時点までに頂いている評価

受注者・建設業協会等のコメント

- これからの若手技術者には良いと思う。さらに推進して欲しい。
- 導入したが、担当した社員しか理解できず、社内で生産性向上になっていない。複数の現場で同時に行えれば理想。
- ICT建機を発注者が貸し出すような試験施工工事があれば取り組んでみたい。

【課題として受け止めるべき意見(要望・提案を含む)】

- 受注者だけでなく、発注者の知識が付いてきていない面がある。
- ICT施工を行うための技術的サポート補助金利用案内など、今まで以上に積極的な支援をお願いしたい。
- 受注者の負担とならない必要経費を計上、ICT機械のリース現状を踏まえた積算基準とするなど更なる改善を望みたい。
- 3次元データ処理実務講習会も同時に実施して欲しい。
- 維持修繕工事等で可能なICT技術についても今後取り上げるべきと思う。

27

取組の概要

- 平成27年に策定した工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)のうち、受注者の認知度や活用割合が低い、「工事一時中止に係るガイドライン」をわかりやすく解説した『工事一時中止の手引き』を作成・配布し、工事一時中止に係る受発注者間のスムーズな協議を目指します。

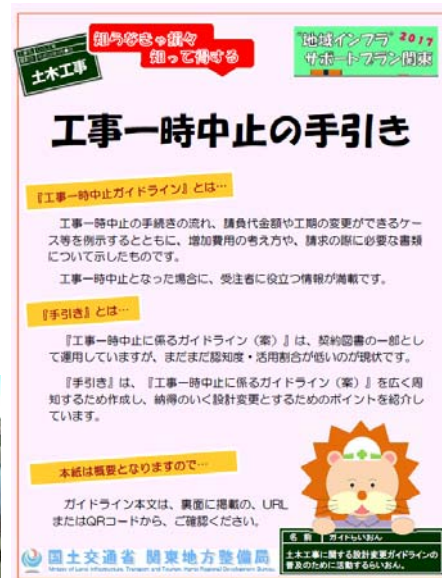
実施状況

- 平成29年11月発行
- 工事が一時中止された場合について、請負代金額および工期の変更等の考え方と手続きをわかりやすく、4つのポイントで解説。
 - ポイント① 工事中止とは。
 - ポイント② 増加費用は受注者から発注者への請求が前提です。
 - ポイント③ 請求書の作成例が掲載されています。
 - ポイント④ 中止事案は受注者からも協議できます。
- 直轄工事受注者への配布に加え、事務所や出張所で掲示配布を実施
関東地方整備局HPに掲載
(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000027.html>)



＜受注業者に配布・説明＞

＜工事一時中止の手引き イメージ＞



→現時点までに頂いている評価

受注者・建設業協会等のコメント

- 受注者、発注者双方の意見調整の為に指針となる手引き作成は賛成。
- 「手引き」発行は歓迎すべきことであり、設計変更ガイドラインとともに活用を促したい。
- 工事一時中止に関する情報が、とても分かり易く解説されており、地方自治体工事においても、ガイドラインに沿った書類作成での工事一部中止実績有り。

【課題として受け止めるべき意見(要望・提案を含む)】

- どのタイプの一時中止に該当するのか、判断基準や参考例も追加して欲しい。
- 間違いやすい事例の記載があればありがたい。
- 地方自治体も含めた発注者全体への更なる周知により、浸透を図ることが重要。

取組の概要

- 早期発注、国庫債務負担行為制度、翌債（繰越）制度を適切に活用し、計画的な発注に努め、工事の性格、地域の実情、自然条件、建設労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ適切な工期設定、余裕工期制度の活用により施工時期の平準化を図って参ります。また、平成29年3月に設定した目標である平準化率のフォローアップを行います。

実施状況

- 平成30年度までに平準化率 0.9 以上の達成を目標として、平準化早期発注や国債工事の活用等を図り、計画的な発注を推進
- 平成29年度 平準化率：金額ベースで 0.91を達成

平成29年度 関東地整の平準化率

金額ベース : 0.91

件数ベース : 0.87

金額ベースで、目標を達成。

※値は平成30年1月時点の平準化率(1月まで実績値、2月以降予定値)

$$\text{平準化率} = \frac{\text{(4～6月期の平均稼働件数(金額))}}{\text{(年度の平均稼働件数(金額))}}$$

対象 契約金額500万円以上の工事
稼働件数 当該月に工期が含まれるもの
稼働金額 最終契約金額(工期中のものは当初契約金額)を工期月数で除した金額を足し合わせたもの
※4～6月期が閑散期(最も数値が低い3ヶ月間)とならない場合は、連続する3ヶ月間で最も低い平均値となる期間の値を分子とすることができる。

平準化率の推移



30

→現時点までに頂いている評価

受注者・建設業協会等のコメント

- 年間を通じた発注工事の平準化は、業界として長年の懸案事項である、今後も計画的な発注をお願いしたい。
- 国債工事等で計画的な発注が増えていると実感している。
引き続き、平準化の取組をお願いしたい。
- 繁忙期に工事が集中し、ガードマン、ダンプが不足することから、より一層の平準化に努めてほしい。

【課題として受け止めるべき意見(要望・提案を含む)】

- 発注時期の平準化は、大変ありがたく思っていますが、工期の設定が年度末に集中することが多いので、年度を跨ぐ工期設定を検討していただきたい。
- 平準化されている実感が無い(3月末完成時期の工事が未だ多い)。
- 平準化の取組は、国の限られた工事だけで取り組んでも効果は上がらない。
特に地方公共団体が取組が遅い。効果的に実施するよう指導していただきたい。

31

取組の概要

- 「一括審査方式」、「技術提案簡易評価型」の拡大により、競争参加者の提出書類を簡素化し、入札・契約手続きの負担軽減を図ります。
- 「段階選抜方式」、「簡易確認型」の拡大により、入札・契約手続きの負担軽減を図ります。

実施状況

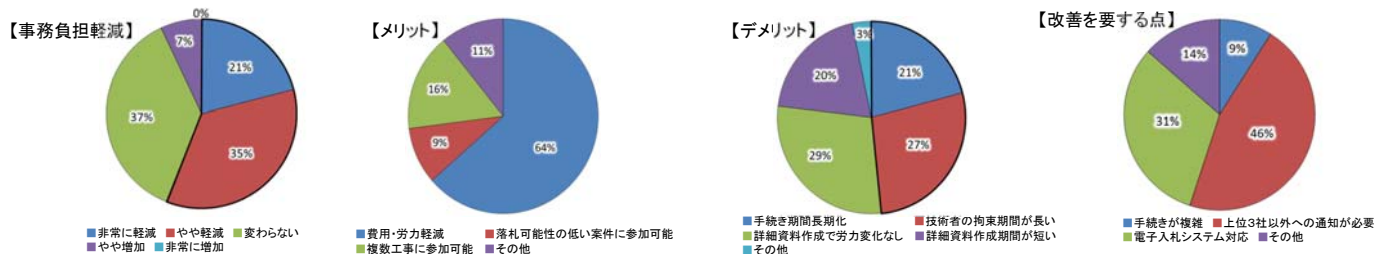
- 平成29年度工事に、各種入札・契約手続方式を採用し、事務負担を軽減
- 平成29年度末より、「電子入札システム」の運用を開始
- 平成30年度上半期（予定）より、簡易確認型において、上位3社以外に審査結果を通知
 - ・ 簡易確認型の拡大 : 22件契約済み（5件契約中）（平成30年1月末）
 - ・ 約6割の企業が作業負担の軽減を感じている状況、一方で、約5割の企業が手続きや拘束期間の長期化を感じている状況

実施状況（平成30年1月末時点）

契約年度	契約済件数	契約予定件数
H29	22件	5件

■ 簡易確認型に対する企業の意見（アンケート結果）（87社より回答）

- 約56%の企業が負担軽減を感じている、約37%は変化なしと回答。
 - ・ 簡易技術資料のみなので作業が軽減した。・ 落札候補者に残る事を想定し、詳細技術資料も作成しているので、事務負担は変わらない。 等
- 約48%の企業が、手続き及び拘束期間の長期化を感じている。
 - ・ 最終の落札決定まで技術者を他の工事にエントリー出来ない。（上位3社以外への通知が無いため、技術者の拘束時間が長い）
- 上位3社に選定されなかった際の通知を求める意見や、電子入札システムの対応を求める意見が多い。
 - ・ 非落札が早期に分かれれば、次の受注へ切替えができる。・ 詳細技術資料を郵送する事が無くなれば、労力の削減になると感じる。 等



32

→現時点までに頂いている評価

入札参加者・直轄工事受注者のコメント

○ 一括審査方式

- 一つの技術資料で、複数の工事に参加が可能で、資料の作成時間、費用が低減できる。

【課題として受け止めるべき意見（要望・提案を含む）】

- 予定技術者を複数申請可能にしてほしい。

○ 技術提案簡易評価型

- 提案数が減り、実地に係わる費用負担が減少することに加え、履行の計画及び確認作業の業務自体も減少する。

○ 段階的選抜方式

- 1次選抜で落選した場合、提案書作成にかかる負担はネタ出し程度までとなり軽減された。
- 結果が通常よりも早く出るため、配置予定技術者を他の工事に配置出来る。
- 今後も同じで実績要件で一次審査が続いた場合、選抜業者が偏る（固定化）懸念がある。

○ 簡易確認型

- 事前の資料作成の時間が軽減されるため応札しやすくなった。
- 複数の技術者でも詳細資料は後でよいので猶予期間がある。
- 他の発注案件に比べ期間が長いので、他で落札した場合辞退する事になる。

33

取組の概要

- 概略、予備及び詳細設計業務の品質確保を目指し、「業務スケジュール管理表」を受発注者が共有します。工種の追加や業務実施上の課題を迅速・明瞭に解決するため、「業務推進審査会」を開催します。照査では、確認・修正結果を設計図面、設計計算書及び数量計算書に根拠として残す「赤黄チェック」を徹底します。

実施状況

- 土木設計業務等の特記仕様書に、以下の内容記載を義務化
 - ・ 業務スケジュール管理表
 - ・ 業務推進審査会
- 業務スケジュール管理表と業務推進審査会の更なる活用、適正な業務の変更ができるよう、「土木設計業務等変更ガイドライン補足資料」を作成
 - ・ 関東地方整備局ホームページに掲載
(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000143.html>)
- 詳細設計における赤黄チェックを徹底

<土木設計業務等変更ガイドライン補足資料(抜粋)>

変更事例3 関連する調査・設計業務の遅れ

補償詳細設計において、関連する地質調査業務の遅れ、関連する堤防詳細設計の堤防法線決定の遅れによって、基本条件決定が遅れ、履行期間内の作業完了が困難となった。

適正な変更手続き

履行条件の相違発見 契約書第18条第1項
➢ 受注者は、履行条件の相違「地質条件、堤防法線条件の明示が遅れたこと」から、履行期間の延期が必要であることを直ちに発注者に通知する。

調査～調査結果通知

契約書第18条第2、3項
➢ 受発注者は、打合せ等で、「受注者に負けない条件明示遅れであること、条件明示予定時期を踏まえた補償設計の履行期間」について調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。

設計図書変更～期間変更

契約書第18条第4、5項、第24条
➢ 発注者は、「履行期間」について、設計図書(特記仕様書)の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、必要に応じ履行期間の変更手続きを行う。

設計変更のポイント 条件決定の遅れ

同時進行する調査・設計業務の工程に注意

- 設計業務と同時進行で、設計条件と関連のある別途業務が実施される場合がある。
- 受注者は、同時進行する関連業務状況を発注者に確認しながら業務を進め、遅れが生じる場合は設計変更手続きを行う。

業務スケジュール管理表の活用

- 受注者は、業務スケジュール管理表を用い、設計条件確認時期と、それに基づく設計作業工程の関係を整理し、適正な延期期間の根拠資料とすることが必要である。

年度繰り越しの設計変更

- 発注者は、履行期間延期が年度内に収まらないと判断される場合は、年度繰り越しによる履行期間の延期を行う。

<詳細設計における赤黄チェック例>

赤・黄チェックの事例

橋軸方向

タイプⅠの設計震度、分担重量					タイプⅡの設計震度、分担重量				
C I zkhco	khg	0.4C I z	Wu(kn)		C II zkhco	khg	0.4C I z	Wu(kn)	
正方向	1.023	0.50	0.40	10,900.00	1.20	0.80	0.40	11,000.00	

橋軸直角方向

タイプⅠの設計震度、分担重量					タイプⅡの設計震度、分担重量				
C I zkhco	khg	0.4C I z	Wu(kn)		C II zkhco	khg	0.4C I z	Wu(kn)	
正方向	1.076	0.50	0.40	10,900.00	1.25	0.80	0.40	11,000.00	

C I zkhco : 地域別補正係数×設計水平震度(タイプⅠ)の標準値
C II zkhco : 地域別補正係数×設計水平震度(タイプⅡ)の標準値
khg : 地盤面における設計水平震度
0.4C I z : 告示(解7.4.1)を適用したときの設計水平震度(タイプⅠ)
0.4C II z : 告示(解7.4.1)を適用したときの設計水平震度(タイプⅡ)
Wu : 橋脚が支持している上部工重量

【例】作成した資料に、
①確認マークを黄色に
②修正箇所(訂正)を赤字に
③修正結果の確認マークを青色で行う

業務推進審査会

- 受発注者は、履行期間延期の妥当性について検討が必要な事項がある場合は「業務推進審査会」を開催し、適切な履行期間に対する判断を踏まえ、変更手続きを行う

調査・設計業務の条件決定の遅れが生じる類似例

- 設計条件に関連する調査業務「測量、地質調査、交通量調査、地下埋設物調査等」の遅れ。
- 設計条件に関連する設計業務「上流の設計成果、隣接区間の設計成果で条件・方針の整合を図る必要のあるもの等」の遅れ。

関係機関協議の遅れが生じる類似例

- 公安委員会との調整による遅れ。
- 河川管理者、道路管理者、公園管理者、砂防実施者、治山施設実施者との調整による遅れ。
- 公益事業者(電気、ガス、上下水道、通信等)、鉄道事業者との調整による遅れ。
- 地元住民(自治会含む)との調整による遅れ。
- 農水関係組合、漁協、土地改良区との調整による遅れ。

→現時点までに頂いている評価

受注者・建設業協会等のコメント

- 業務スケジュール管理表について
 - ・ 受発注者共有により、作業待ち時間の短縮や、手戻りの防止に役立っている。
 - ・ 設計条件確定～残作業工程の確認でき、工期延期のエビデンスとして活用できるようになった。
- 赤黄チェックの徹底について
 - ・ 照査結果の記録や対応の確認が容易になった。
 - ・ 照査行為に対する意識向上と、照査工程の明確化に寄与している。
- 業務推進審査会について
 - ・ 設計変更に係る受注者の意向を確認でき、変更調整が円滑に行われるようになった。
 - ・ 設計変更内容の査定など、納得した結果を得られるようになった。

【課題として受け止めるべき意見(要望・提案を含む)】

- 業務スケジュールの重要条件となる詳細設計の条件明示チェックシートの早期提示を徹底してほしい。
- 業務推進審査会について
 - ・ 設計変更ガイドラインおよび補足資料等の事例を踏まえて審査してほしい。

取組の概要

- 情報発信手段の多様化を踏まえ、建設現場の魅力をSNSで発信します。まずは、「Facebook（フェイスブック）」に『“地域インフラ”サポートプラン関東』の公式ページを開設し、プランに盛り込んだ各種取組の実施状況、事前のお知らせ及び『技術者スピリッツ』の配信等を行う予定です。

実施状況

- 平成29年 11月27日開設
(<https://www.facebook.com/chiiki.infra.support.plan/>)
- 概要
国土交通省関東地方整備局が進めている、建設業の担い手確保や生産性向上を支援する“地域インフラ”サポートプランに盛り込んでいる各種取組について紹介。
- 【全投稿数 97 回】
 - ・技術者スピリッツ 65 回
 - ・現場見学会 30 回
 - ・その他 2 回



36

→現時点までに頂いている評価

受注者・建設業協会等のコメント

- 担い手の確保等、良好な情報を拡散させるには、SNSが効果的であるので、積極的に発信してほしい。
- SNSでの情報発信は若年層が情報を得る上での最適な手段と思われる。
- 就職を考えている若者がフェイスブックを通し、身近な建設会社を見つけたりする事ができると思う。

【課題として受け止めるべき意見(要望・提案を含む)】

- 世間の認知度が低いと思われる。建設業に興味がない方が閲覧する可能性が低い。建設業以外の方にも見てもらえるような情報ページの広報も必要ではないか。
- 整備局・協会間だけでなく、地方自治体や第三セクター、首都高会社なども巻き込んで関係者全体で盛り上げていくことが必要。
- フェイスブックの場所が分かりにくかった。
- 更新頻度を高めてほしい。
- 今の若い人はフェイスブックではなく、インスタを利用している。

37

取組の概要

- 建設技術に関する情報提供等を目的とした建設技術展示館において、i-Constructionのうち「生産性向上に関連する技術」と「担い手確保に関する取組等」をテーマとしたリニューアルを建設業協会及び関連団体と連携して行います。

実施状況

- 平成30年5月17日(木)に、リニューアルオープン

展示期間: 平成32年3月31日(火)まで

開館日: 平日(火～金)〔週4日開館(祝祭日、年末年始は除く)〕

開館時間: 10:00～16:00

※ 出展者による「発表会」及び「講習会」等を随時実施する予定、開催にあたっては「記者発表」を予定

◆ 担い手確保に関連する展示〔19者〕

- ◇ 建設業界の魅力や仕事のやりがいを伝えるリクルートを意識した「担い手確保」を目的とする展示

◆ 生産性向上に関連する技術の展示〔48者〕

- ◇ 生産性向上に関連する技術(i-Construction)を展示
 - a. 生産性向上が実現可能となるICT施工技術及び関連技術〔43者〕
 - b. 標準化等による生産性向上〔3者〕
 - c. 施工計画・工程管理等のマネジメント〔2者〕

38

取組15 建設展示館リニューアル

< 平成30年5月17日(木)にリニューアルオープン >

- オープンセレモニー(主催者挨拶、テープカット)後、一般公開、約300名が来館
- 各ブースにおける出展技術の説明や特別講演を実施
 - ・特別講演: 「建設技術の新たなステージ～i-Construction～」(立命館大学 環境都市工学科の建山 和由教授)
- ※ 建設技術展示館に関する最新の情報を、『建設技術展示館HP』に掲載



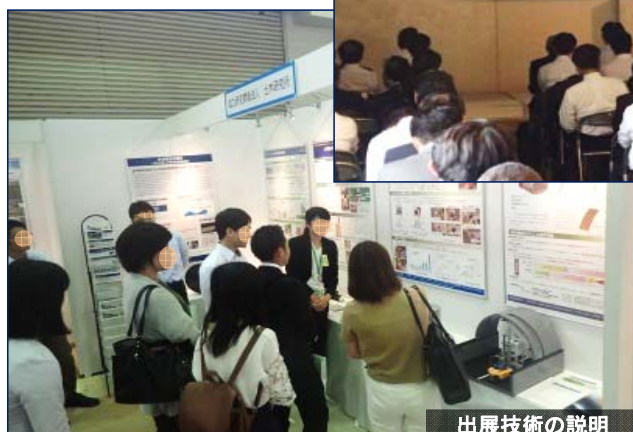
主催者代表挨拶



テープカット



建山教授による特別講演



出展技術の説明

《建設技術展示館HP》
<http://www.kense-te.jp/>
 《お問合せ先》
 建設技術展示館事務局
 関東地方整備局
 関東技術事務所技術課内
 TEL 047-389-5123
 E-mail: kensete@sweet.ocn.ne.jp

39

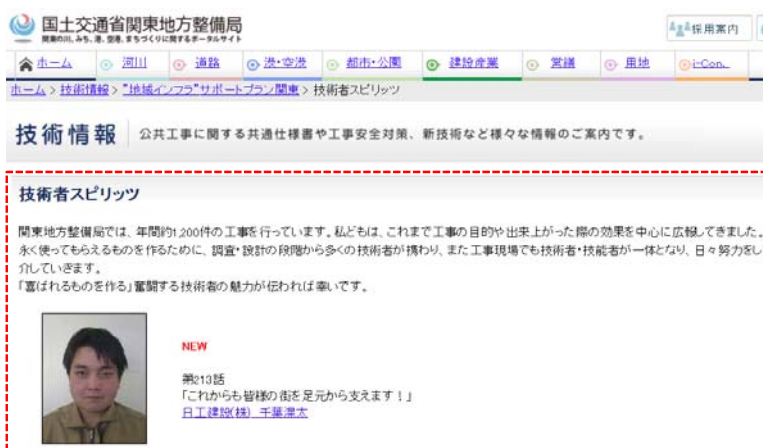
取組の概要

- 建設業のイメージアップと担い手確保を支援するため、工事現場等で働く技術者に光をあて、建設業の魅力や仕事のやりがいを紹介する『技術者スピリッツ』について、その対象に技能労働者も含め、拡大して配信します。

実施状況

- 『関東地方整備局ホームページ』、『地域インフラ』サポートプラン関東Facebook』で、『技術者スピリッツ』を紹介
(HP: <http://10.160.8.7/gijyutu/index00000022.html>、Facebook: <https://www.facebook.com/chiiki.infra.support.plan/>)
- これまでに、220人の技術者スピリッツを掲載 (うち技能労働者 6人) 〇

＜関東地方整備局 HP『技術者スピリッツ』＞



＜技能労働者も対象に技術者スピリッツを掲載＞



→現時点までに頂いている評価

受注者・建設業協会からのご意見

- 技術者の励みになり良い取り組み。
- 現場を担う技術者の生の声は、建設現場の魅力の情報発信に最適であるので、若年入職者の取り込みに向け、期待したい。
- 【課題として受け止めるべき意見(要望・提案を含む)】
- 直轄工事の技術者のみが掲載されている。直轄工事以外にも拡充が必要。
- 地方自治体や第三セクター、首都高会社などと連携し、どこからでも確認できるよう、それぞれにリンクを貼るなどの工夫が必要。

技術者のコメント＜拡大対象＝技能労働者＞



第176話 向井建設(株) 千葉 和広氏(登録基幹技能者)
現場の朝礼看板に掲載していただき、現場で働く他職さん達からも声をかけられ身が引き締まる思いです。(本人談)

第200話 向井建設(株) 大越 基晴氏(登録基幹技能者)
技術者スピリッツを見た若者が、建設業界に入りたいと感じて入職していただければ幸いです(本人談)



専門工事業の現場管理者の人達に光を当てて、ホームページに掲載して頂くことは本人にとってはもちろんですが、共に働く仲間達、所属するサブコンにとっても大変名誉なことと存じます。

〔向井建設(株)代表取締役会長(向井敏雄)談〕

3.取組状況データ集 (抄)

週休2日制モデル工事の取組実績（平成29年度の取組）

- 新たな週休2日制モデル工事をスタート（平成29年7月1日スタート）
- 週休2日制モデル工事の契約件数：222工事
- 受注者が週休2日の導入を希望した件数：89工事
- 週休2日を達成した件数：12工事

○ 週休2日の達成工事（H30.3末時点）

No.	事務所名	工事名	受注者名	工期開始	～	工期末
1	利根川上流河川事務所	H29常木堤防強化（下）工事	内田・大里JV	2017/9/8	～	2018/3/19
2	利根川上流河川事務所	H29旗井・中渡堤防強化（上・下）工事	川村建設（株）	2017/9/7	～	2018/3/29
3	利根川上流河川事務所	H29大越堤防強化（下）工事	田部井建設（株）	2017/9/16	～	2018/3/27
4	江戸川河川事務所	H29西関宿地区基盤整備工事	松浦建設（株）	2017/9/14	～	2018/3/28
5	渡良瀬川河川事務所	H29桐生管内堤防法面補修他工事	石川建設（株）	2017/10/18	～	2018/3/30
6	荒川上流河川事務所	H29荒川西区西遊馬地区河川防災ステーション整備工事	サイレキ建設工業（株）	2017/9/1	～	2018/3/20
7	荒川上流河川事務所	H28荒川西区宝来上築堤工事	金杉建設（株）	2017/9/14	～	2018/3/20
8	荒川上流河川事務所	H29入間川川島排水機場ポンプ設備修繕工事	クボタ機工（株）	2017/8/2	～	2018/3/20
9	相武国道事務所	八王子南バイパス館地区改良（その3）工事	中村建設（株）	2017/10/12	～	2018/3/19
10	川崎国道事務所	川崎国道管内予定地管理工事	鹿島道路（株）	2017/9/1	～	2018/3/30
11	北首都国道事務所	平成29年度国道298号北首都国道管内交通安全対策工事	鹿島道路（株） 関東支店	2017/9/29	～	2018/3/20
12	高崎河川国道事務所	H29片岡地区築堤工事	塚本建設（株）	2017/8/19	～	2018/2/28

44

担い手確保を目指す『現場見学会』の開催（平成29年度の取組）

- 受注者が主体となり、建設業のイメージアップや大学生、高校生などの新たな担い手の確保を目的とした現場見学会を42現場で開催し、約2,000人が参加

○ 平成29年度開催状況

No.	開催日	主催者	学校名等	参加者数	支援事務所
1	平成29年5月23日	(株)サンタキザフ	長野工業高校	107人	長野国道事務所
2	平成29年5月26日	(株)サンタキザフ	長野工業高校	33人	長野国道事務所
3	平成29年6月2日	小雀建設（株）	東海大学	約560人	横浜国道事務所
4	平成29年6月3日	(株)新井組	イベント参加者	約560人	荒川下流河川事務所
5	平成29年6月13日	JFEエンジニアリング（株）	甲府工業高校	40人	甲府河川国道事務所
6	平成29年6月22日	小雀建設（株）	小田原城北工業高校	39人	横浜国道事務所
7	平成29年7月19日	潮田建設（株）	小山市立下生井小学校	7人	利根川上流河川事務所
8	平成29年7月28日	(株)守谷商会	南安曇農業高校	29人	長野国道事務所
9	平成29年8月31日～9月8日	岡田土建（株）	日本大学（インターンシップ）	1人	霞ヶ浦河川事務所
10	平成29年9月5日～10月27日	古郡建設（株）	ものづくり大学（インターンシップ）	1人	利根川上流河川事務所
11	平成29年9月26日	大勝建設（株）	銚子市立船木小学校	16人	利根川下流河川事務所
12	平成29年10月2日	常盤工業（株）、北川ヒューテック（株）	岡谷市立神明小学校	62人	長野国道事務所
13	平成30年10月17日	常盤工業（株）他	東京理科大学 他	27人	江戸川河川事務所
14	平成29年10月18日	潮田建設（株）	栃木県立栃木農業高校（インターンシップ）	1人	利根川上流河川事務所
15	平成29年10月26日	常陽建設（株）	茨城県立藤代紫水高校	49人	下館河川事務所
16	平成29年11月24日	岡田土建（株）	土浦市立大津東小学校	47人	霞ヶ浦河川事務所
17	平成29年11月26日	神奈川県建設業協会	関東学生陸上競技連盟	27人	横浜国道事務所
18	平成29年12月1日	岡田土建（株）	千葉県立東総工業高校	6人	利根川下流河川事務所
19	平成29年12月1日	江戸川上流支部安全協議会（松浦建設（株）、川村建設（株）、伊田テクノス（株）、金杉建設（株）、ケイワールド日清（株）	埼玉県幸手市立吉田小学校	48人	江戸川河川事務所
20	平成29年12月7日	松浦建設（株）	富山県立桜井高校	40人	江戸川河川事務所
21	平成29年12月18日	潮田建設（株）、(株)柳建設	栃木県立栃木農業高校	17人	利根川上流河川事務所
22	平成30年1月18日	常陽建設（株）	中央工学校	61人	利根川下流河川事務所
23	平成30年1月25日	富吹建設業協会青年部会、甲府河川国道事務所要倉地区護岸作業所	富吹市立御坂中学校	93人	甲府河川国道事務所
24	平成30年1月26日	多田建設（株）	結城市立上山川小学校	27人	下館河川事務所
25	平成30年1月31日	(株)戸室組	生井ゆりか幼稚園	42人	利根川上流河川事務所
26	平成30年1月31日	田部井建設（株）	埼玉県立能谷工業高校	2人	利根川上流河川事務所
27	平成30年1月31日	石川建設（株）	桐生工業高校	19人	渡良瀬川河川事務所
28	平成30年2月6日	田部井建設（株）	東京電機大学	1人	利根川上流河川事務所
29	平成30年2月9日	大勝建設（株）	ほがら保育園	28人	荒川下流河川事務所
30	平成30年2月13日	SMCシビルテクノス（株）	田無工業高校	41人	荒川下流河川事務所
31	平成30年2月14日	大勝建設（株）、(株)ケージーエム、田部井建設（株）、(株)松永建設	加須市立大越小学校、加須市立樋通小学校、大越幼稚園	130人	利根川上流河川事務所
32	平成30年2月14日	東亜建設工業	大学院生、大学生（インターンシップ）	23人	荒川下流河川事務所
33	平成30年2月17日	鈴中工業（株）	地域の皆様、河川利用者	17人	荒川下流河川事務所
34	平成30年2月23日	常陽建設（株）	筑波研究学園専門学校	24人	利根川下流河川事務所
35	平成30年2月27日	(株)吉田組	茨城県立下館工業高校	20人	下館河川事務所
36	平成30年2月27日	水郷建設（株）	茨城県立土浦工業高校	30人	霞ヶ浦河川事務所
37	平成30年3月2日	(株)片桐建設	常総市立三妻小学校	80人	下館河川事務所
38	平成30年3月3日	田部井建設（株）	栃木県立小山北校高校	15人	利根川上流河川事務所
39	平成30年3月19日	(株)島村工業	川妻認定こども園おひさま	19人	利根川上流河川事務所
40	平成30年3月20日	細谷建設工業（株）、石井工業（株）	行方市立北浦中学校	72人	常総国道事務所
41	平成30年3月7日	キムラ工業（株）	下妻市立上妻小学校	102人	下館河川事務所
42	平成30年3月19日	キムラ工業（株）	茨城県立土浦工業高等学校	41人	常総国道事務所

45

ICT活用工事の普及状況（平成29年度の取組）

- 平成29年度のICT活用工事(関東地方整備局)
 - ・ ICT土工：95工事、ICT舗装工：6工事
 - ・ ICT施工に関する講習会、研修、見学会等：93回開催

○ H29ICT土工実績

区分	発注者 指定型	施工者 希望Ⅰ型	施工者 希望Ⅱ型	その他	合計
契約済数	8	43	137	—	188
適用済数	8	34	32	21	95

○ H29ICT舗装工実績

区分	発注者 指定型	施工者 希望Ⅰ型	施工者 希望Ⅱ型	その他	合計
契約済数	2	3	12	—	17
適用済数	2	2	1	1	6

○ H29ICT土工実績（施工場所：都県別）

茨城県	33	東京都	3
栃木県	3	神奈川県	4
群馬県	8	山梨県	2
埼玉県	34	長野県	2
千葉県	6	合計	95

○ H29ICT舗装工実績（施工場所：都県別）

茨城県	1	東京都	2
栃木県	0	神奈川県	0
群馬県	0	山梨県	0
埼玉県	0	長野県	0
千葉県	3	合計	6

○ 講習会、研修、見学会等の実績(H29年度)

対象者別				開催数
受注者	自治体	国	延べ回数	
49	39	60	148	93

46

UAV活用工事一覧（平成29年度の取組）

- 平成29年度、19件の工事でUAVを活用(関東地方整備局)

○ 平成29年度 UAV活用工事

番号	事務所名	工事名称	受注者	工事地先
1	長野国道	山清路防災改良2他工事	(株)守谷商会	長野県東筑摩郡生坂村東広津
2	利根川下流河川	H28利根川右岸芦崎築堤工事	大勝建設(株)	千葉県銚子芦崎地先
3	利根川水系砂防	H28片蓋川第二砂防堰堤工事	渡辺建設(株)	群馬県吾妻郡嬭恋村大字鎌原
4	品木ダム	H28・H29品木ダム浚渫工事	若築建設株式会社	群馬県吾妻郡中之条町大字入山
5	下館河川	H28鎌庭管内整備工事	常陽建設(株)	茨城県常総市
6	利根川上流河川	H28稲戸井調節池内土砂掘削工事	(株)片柳建設	茨城県守谷市、取手市
7	常陸河川国道	H28・29国道6号千代田石岡BP東田中地区外改良工事	増子建設(株)	茨城県かすみがうら市～石岡市
8	下館河川	H29鬼怒川右岸国生河道掘削工事	高橋建設工業(株)	茨城県常総市
9	江戸川河川	H29惣新田下地区基盤整備工事	川村建設(株)	埼玉県幸手市
10	下館河川	H29鬼怒川左岸三妻築堤工事	(株)片柳建設	茨城県常総市
11	下館河川	H29鬼怒川右岸坂手築堤護岸工事	新井土木(株)	茨城県常総市
12	霞ヶ浦河川	H28西浦右岸大岩田地区波浪対策護岸工事	水郷建設(株)	茨城県蓮河原
13	霞ヶ浦河川	H29西の洲甘田入地区整備外工事	高橋建設(株)	茨城県稲敷市他
14	利根川上流河川	H29常木堤防強化(下)工事	内田・大里経常建設共同企業体	埼玉県羽生市常木
15	利根川上流河川	H29旗井・中渡堤防強化(上・下)工事	川村建設(株)	埼玉県加須市
16	常陸河川国道	H28年度那珂川下流部堤防補強他工事	(株)梅原工務店	茨城県水戸市、茨城県東茨城郡大洗町
17	下館河川	H29鬼怒川右岸古間木下流築堤工事	正栄工業(株)	茨城県常総市
18	利根川下流河川	H28小貝川右岸戸田井旧排水機場撤去工事	(株)菱木土建	茨城県取手市小文間
19	下館河川	H29鬼怒川左岸黒駒築堤工事	キムラ工業(株)	茨城県下妻市

47

○ 平成29年度、6件の工事でICT舗装工を活用

○ 平成29年度 ICT舗装適用工事

番号	事務所名	工事名称	工事地先	受注者	路盤工数量(m2)	
1	首都国道	道路休憩施設舗装他工事	千葉県市川市国分6丁目	大林道路株式会社 関東支店	路盤工	7,483 m2
2	霞ヶ浦河川	H28西浦右岸大岩田地区波浪対策護岸工事	茨城県土浦市蓮河原地先	水郷建設(株)	路盤工	2,300 m2
3	相武国道事務所	国道20号日野バイパス(延伸)豊田地区改良(その1)工事	東京都日野市東豊田1丁目、東京都日野市豊田1丁目	(株) ガイアート 関東支店	路盤工	3,300 m2
4	千葉国道	H29・H30北千葉道路船形・八代地区舗装工事	千葉県成田市船形～成田市八代	世紀東急工業(株)	路盤工	16,000 m2
5	千葉国道	H29北千葉道路山口地区舗装工事	千葉県成田市山口～押畑	古谷建設(株)	路盤工	13,000 m2
6	相武国道事務所	国道20号日野バイパス(延伸)豊田地区改良(その1)工事	東京都日野市豊田1丁目	戸田道路(株)	路盤工	4,500 m2

48

関東i-Construction推進協議会（平成29年度の取組）

○ i-Constructionの取り組みを推進するため、国、地方公共団体及び特殊法人等の21発注機関で、協議会を設立（平成28年10月28日）

- ・ 平成29年 6月21日 幹事会：工事の発注予定・実績のとりまとめ、公表について審議。
- ・ 平成29年 7月 7日 協議会：幹事会での審議事項について決議を行い了承された。

○委員構成

- ・ 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市
- ・ 都市再生機構、水資源機構、下水道事業団、東日本高速道路、中日本高速道路、首都高速道路会社
- ・ 関東地整

○平成29年度 第1回 幹事会(H29.6.21)

(内容)

- (1) 関東地方整備局の実施状況について
- (2) 各機関における実施状況について
- (3) 推進協議会の今後の取り組みについて
 - ・ ICT活用工事(国規定)及びICT活用工事の発注予定・実績のとりまとめ、公表
 - ・ ICT施工技術に関する講習会等の予定・実績のとりまとめ、公表



○平成29年度 第1回 協議会(H29.7.7)

(内容)

- (1) 関東地方整備局の実施状況について
- (2) 各機関における実施状況について
- (3) 推進協議会の今後の取り組みについて
 - ・ 幹事会での審議事項について



49

- 都県i-Construction推進連絡会
- 各都県建設業協会・都県・政令市・地整事務所が連携した地域毎の連絡会を設置し、適宜会議を開催。

<H29 都県i-Construction推進連絡会の実施状況>

番号	都県名	開催日	会議名称	代表事務所
1	埼玉県	平成29年9月5日	埼玉県i-Construction推進連絡会	大宮国道
2	群馬県	平成29年12月21日	群馬県i-Construction推進連絡会	高崎河川国道
3	千葉県	平成29年2月16日	千葉県i-Construction推進連絡会	千葉国道
4	茨城県	平成30年3月15日	茨城県i-Construction推進連絡会	常陸河川国道



1. 埼玉

- ICT土工体験講座
- 受発注者と各都県の建設業協会が連携し、ICT土工の各段階を体験できる体験講座を実施。

<H29 ICT土工体験講座の実施状況>

番号	都県名	開催日	工事名称	受注者	事務所名	主な土量(m3)	参加員数
1	栃木県	平成29年4月18日	H28大谷川(芹沼地区)護岸工事	小島土建(株)	日光砂防	5,600	97名(施工業者53名)
2	千葉県	平成29年4月18日	H28目吹河川防災ステーション整備(その2)工事	川村建設(株)	利根川上流河川	55,400	38名(施工業者15名)
3	埼玉県	平成29年4月19日	H28荒川西区宝来下広野築堤工事	サイレキ建設工業(株)	荒川上流河川	35,800	71名(施工業者46名)
4	山梨県	平成29年5月8日	【2工事同時開催】 粟倉地区護岸(その1)工事 粟倉地区護岸(その2)工事	井上建設(株) (株)飯塚工業	甲府河川国道	115,900 106,900	94名(施工業者56名)
5	東京都	平成29年5月11日	H28扇二丁目河岸再生工事	(株)ナカノブー建設	荒川下流河川	5,900	83名(施工業者41名)
6	埼玉県	平成29年12月6日	東埼玉道路吉川越谷地区改良工事	小川工業(株)	北首都国道	30,000	57名(施工業者27名)
7	神奈川県	平成30年2月28日	厚木秦野道路秦野西IC他改良工事	(株)小島組	横浜国道	50,000	140名(施工業者43名)



1. 栃木



3. 埼玉



4. 山梨



7. 神奈川

- 平成29年度、事務負担軽減：90件で実施

提出書類の簡素化による負担軽減

取組内容	取組の概要	H29年度 契約件数
一括審査方式 (平成25年度～)	同一時期に調達を必要とする「同一規模」、「同一条件」、「同一テーマ(Ⅱ型除く)」の複数工事について、申請できる配置予定技術者を1名として同時に競争参加を求め、あらかじめ定めた順番で開札し、落札者を決定する方式。	31件 (73工事)
技術提案簡易評価型 (平成27年度～)	受発注者の事務量等の負担を軽減するため、求める技術提案(施工計画、VE提案)について、通常の5提案から3提案に減じて評価を行う方式。	28件

入札・契約手続きの負担軽減

評価型式	取組の概要	H29年度 契約件数
段階的選抜方式 (平成22年度～)	受発注者双方の事務負担の軽減を図るため、競争参加資格確認資料を一次選定し、そこで選抜された者に対して二次審査を行う方式。 対象は技術提案評価型S型・A型で、競争参加者が多く見込まれる工事。	2件
簡易確認型 (平成28年度～)	入札書と競争参加資格確認資料【簡易技術資料】(1枚)の提出を求め、評価値の算定を行った後に、落札候補者(評価値上位3者)に競争参加資格確認資料の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認したうえで落札者を決める方式。	29件